

第七十一回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第四十六号

昭和四十八年七月十八日(水曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 佐々木義武君

理事 飯谷 忠男君

理事 藤本 孝雄君

理事 渡辺美智雄君

理事 美濃 政市君

理事 笠岡 喬君

吉川 久衛君

小山 長規君

正示啓次郎君

丹羽 兵助君

三ツ林弥太郎君

安田 貴六君

角屋堅次郎君

瀬野榮次郎君

稲富 稜人君

出席國務大臣

農林 大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

林野庁長官 福田 省一君

委員外の出席者

環境庁自然保護

局企画調整課長 新谷 鐵郎君

林野庁林政部長 平松甲子雄君

農林水産委員会 尾崎 毅君

七月十七日

昭和四十八年産米の政府買入価格引上げ等に関する請願(井上普方君紹介)(第九〇四四号)

同外六件(石野久男君紹介)(第九〇四五号)

同外四件(小川省吾君紹介)(第九〇四六号)

同外二件(岡田哲見君紹介)(第九〇四七号)

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十六号

昭和四十八年七月十八日

同外七件(木島喜兵衛君紹介)(第九〇四八号)

同外一件(小林進君紹介)(第九〇四九号)

同外二件(佐野憲治君紹介)(第九〇五〇号)

同(田口一男君紹介)(第九〇五一号)

同(中村茂君紹介)(第九〇五二号)

同(平田藤吉君紹介)(第九〇五三三三)

同外十八件(堀昌雄君紹介)(第九〇五四号)

同外十七件(三宅正一君紹介)(第九〇五五号)

同外六件(小沢貞孝君紹介)(第九〇五七号)

同(岡田哲見君紹介)(第九一五八号)

同外一件(勝間田清一君紹介)(第九一五九号)

同外十件(小林進君紹介)(第九一六〇号)

同外二十七件(坂口力君紹介)(第九一六一号)

同(田口一男君紹介)(第九一六二二二)

同(津川武一君紹介)(第九一六三三三)

同(寺前巖君紹介)(第九一六四四四)

同外八件(土井たか子君紹介)(第九一六五五五)

同外一件(堂森秀夫君紹介)(第九一六六六六)

同外一件(原茂君紹介)(第九一六七七七)

同外二十四件(堀昌雄君紹介)(第九一六八八八)

同(平田藤吉君紹介)(第九一六九九九)

同(古川喜一君紹介)(第九一七〇〇〇)

同外十四件(三宅正一君紹介)(第九一七一一一)

同外十件(山口鶴男君紹介)(第九一七二二二)

同外二十二件(米田東吾君紹介)(第九一七三三三)

同外二十件(安倍晋太郎君紹介)(第九一七四四四)

同外四件(足立篤郎君紹介)(第九一七五五五)

同外二件(愛野興一郎君紹介)(第九一七六六六)

同外六件(赤城宗徳君紹介)(第九一七七七七)

同外十九件(稻葉修君紹介)(第九一七八八八)

同外十四件(小川平二君紹介)(第九一七九九九)

同外三十一件(小澤太郎君紹介)(第九一八〇〇〇)

同外四件(小淵恵三君紹介)(第九一八一一一)

同(大竹太郎君紹介)(第九一八二二二)

同外三十三件(大野市郎君紹介)(第九一八三三三)

同外一件(加藤六月君紹介)(第九一八四四四)

同外二件(笠岡喬君紹介)(第九一八五五五)

同外三十三件(片岡清一君紹介)(第九一八六六六)

同(小村俊夫君紹介)(第九一八七七七)

同外八件(北澤直吉君紹介)(第九一八八八八)

同外五十六件(吉川久衛君紹介)(第九一八九九九)

同外十二件(栗原祐幸君紹介)(第九一九〇〇〇)

同(小平久雄君紹介)(第九一九一一一)

同外七件(小宮山重四郎君紹介)(第九一九二二二)

同外三十三件(斎藤滋与史君紹介)(第九一九三三三)

同外二十一件(坂田道太君紹介)(第九一九四四四)

同外七件(坂村吉正君紹介)(第九一九五五五)

同外三十三件(住来作君紹介)(第九一九六六六)

同(田中寛君紹介)(第九一九七七七)

同外十七件(田中龍夫君紹介)(第九一九八八八)

同外四十件(高橋千寿君紹介)(第九一九九九九)

同外一件(高見三郎君紹介)(第九二〇〇〇〇)

同外三件(塚原俊郎君紹介)(第九二〇一一一)

同外二件(坪川信三君紹介)(第九二〇二二二)

同外三件(中尾安君紹介)(第九二〇三三三)

同外十一件(中曾根康弘君紹介)(第九二〇四四四)

同外十八件(中山利生君紹介)(第九二〇五五五)

同外十一件(丹羽喬四郎君紹介)(第九二〇六六六)

同外十五件(羽生田進君紹介)(第九二〇七七七)

同(服部安司君紹介)(第九二〇八八八)

同(早川崇君紹介)(第九二〇九九九)

同外七件(廣瀬正雄君紹介)(第九二一〇〇〇)

同外一件(藤井勝志君紹介)(第九二一一一一)

同外二十四件(松岡松平君紹介)(第九二一二二二)

同外五十三件(松野頼三君紹介)(第九二一三三三)

同(三池信君紹介)(第九二一四四四)

同外七件(村上勇君紹介)(第九二一五五五)

同外九件(渡辺敏三君紹介)(第九二一六六六)

農政の基本確立に関する請願(小川平二君紹介)(第九二三三三)

同(林百郎君紹介)(第九二三四四)

昭和四十八年産米価に関する請願(小川平二君紹介)(第九二三五五)

同(林百郎君紹介)(第九二三六六)

災害に対する自作農維持資金の借入限度額引上げ等に関する請願(小川平二君紹介)(第九二三七七)

同(林百郎君紹介)(第九二三八八)

土地改良事業の夏場施行に係る休耕奨励補助金の継続交付に関する請願(小川平二君紹介)(第九三三九九)

同(林百郎君紹介)(第九三四〇〇)

同(林百郎君紹介)(第九三四一一)

同(林百郎君紹介)(第九三四二二)

同(林百郎君紹介)(第九三四三三)

同(林百郎君紹介)(第九三四四四)

同(林百郎君紹介)(第九三四五五)

同(林百郎君紹介)(第九三五六六)

同(林百郎君紹介)(第九三五七七)

同(林百郎君紹介)(第九三五八八)

同(林百郎君紹介)(第九三五九九)

同(林百郎君紹介)(第九三六〇〇)

同(林百郎君紹介)(第九三六一一)

同(林百郎君紹介)(第九三六二二)

同(林百郎君紹介)(第九三六三三)

同(林百郎君紹介)(第九三六四四)

同(林百郎君紹介)(第九三六五五)

同(林百郎君紹介)(第九三六六六)

同(林百郎君紹介)(第九三六七七)

同(林百郎君紹介)(第九三六八八)

同(林百郎君紹介)(第九三六九九)

同(林百郎君紹介)(第九三七〇〇)

同(林百郎君紹介)(第九三七一

同(林百郎君紹介)(第九三七二

同(林百郎君紹介)(第九三七三

同(林百郎君紹介)(第九三七四

同(林百郎君紹介)(第九三七五

同(林百郎君紹介)(第九三七六

同(林百郎君紹介)(第九三七七

同(林百郎君紹介)(第九三七八

同(林百郎君紹介)(第九三七九

ますが、このような批判に對して、大臣の率直な御意見を聞かせたいと思つたのです。

○櫻内閣務大臣 林野が土地買占めの対象になる、またその買占められた土地が無計画に開発が行なわれる、そういう事態が随所に見られるわけでございます。ただいまそのようなことに備えるについては少しも手おくれではないかというやうな御趣旨の御発言でございましたが、私も、いわゆる乱伐、乱開発はすみやかにやめるやうな措置をとらるべきである、こういう考え方については就任以來強く持つておるのであります。

保安林制度を活用しながら、それに備えてまいったのであります。民有林における乱開発については現在までのところ規制措置がなく、今回の森林法改正の中で開発許可制度をとることに、よつてこれに對するやうな次第でございます。で、本来申しますと、この森林法一部改正については、もっと早くお願いをしたいというのが私の偽らざる気持ちでございます。この点御理解をいただきたいと思います。

○中川(利)委員 いままでそれを規制する何らの歯どめがなかった、したがつてやうな事態を招いた、やういふことのようにありますが、それにしても全国土の何十％というものが買占められた、やういふやうなことでいわれておりまして、従来森林計画を進める上で、当然、法的規制はなくとも、行政的な指導なり勧告なり、やういふやうな程度やうな事態を防ぎ得たのではなからうか、やういふのでありますが、そうすると、従来全くそれを野放しにしてきたのかどうか、この辺について御意見を伺いたいのです。

○櫻内閣務大臣 いままででも地域森林計画を立てておるのでございますから、行政面から乱開発を把握することも全く不可能である、やういふことではなかったと思つたのであります。しかし、その乱開発の実情というのは、まず土地の買占め、すなわち林野の買占めが行なわれる。その林野の買占めがどのやうに行なわれておるかといふことは、買占めの事実が明白になりまして、登記でもされるといふ事態がないと明白に把握ができないというのが実態ではなかつたかと思つたのであります。そのために、農林省の關係からすれば、各地方農政局でできる限りそのやうな情報の把握につとめる。そして乱開発のおそれがある場合におきましては、御指摘のやうな行政上の面でも何とかやういふやうなやうな行き方では本日に至つておるのでございますが、それらの方法ではきつめて不十分でありまして、実態としては相當な乱開発が進行して、やういふことであります。今回の法改正については、一日も早く成立を見るやうにお願いをいたしたいと思つた次第でございます。

○中川(利)委員 それでは、今回の森林法の改正によつて、やういふものに対する十分な歯どめができるんだ、やういふことのようにありますが、具体的な問題についてお伺いしたいと思つたので、一つの例は、これは事務当局のほうへ一応御連絡申上げておるわけですが、群馬県の桐生市の場合であります。群馬県の桐生市の桐生グリーンタウンの造成予定地域というやつであります。ここに東レによる大規模な土地造成が行なわれまして、一部はすでに分譲中でありまして、この場所はかなりの傾斜地でありまして、しかも山のすぐ下には市街地が控えておる。この場所はまた、雨の降つたときに、洪水防止で大きい役割りをいまだ果たしてきておるわけですが、地元民の反対を押して切つて開発が進み、すでに分譲しておるわけでありまして、しかし、この分譲地の青葉台といふものはやういふ土地条件でありますので、鳴りもの入りの宣伝にもかかわらず、ほとんど買手がなかり。地元民は、こんな傾斜地で雨が降れば道路が川になる、付近一帯が水浸しになるといふています。すでに入居した人たちは、急な坂道で新聞屋も入つてこない、また道路も十分でないから買ひものもできない、やういふ怒りをぶちまけておるやうであります。これが現に進行

しているわけでありまして、このやうな状況の開発は、いまだ地元でたいへんな問題になっておりまして、けれども、あらためて規制対象になるのかどうか、これはひとつ担当のほうからお答えいただきたいと思ひます。

○福田政府委員 いま御指摘ございました群馬県桐生市の山林、こちらの調査によりますと約八十ヘクタールありおるわけでございますが、この場所につきましては、結論から申し上げますといふと、規制対象になるやういふふうに考へるわけでございますが、一応規制から除外します場合の条件として、非常にその土地が小面積であつて、しかも分散しておるか、あるいは他の法令等によつて、あるいはまた公的な計画に基づいてその開発の計画が裏づけられておるといふ具体的な例を除きましては、すべてこれを規制の対象と考へておるものでございます。これはいま御指摘のやうに、相當のまとまりのある森林でございますし、また災害を惹起しているなどから見ても、問題になる場所であるやうに考へております。したがつて、地域森林計画の対象にすべき森林であるやうに考へておりまして、当然開発規制の対象になるやうに判断しておるものでございます。

○中川(利)委員 当然開発規制の対象になるやういふことでありますが、桐生市では、この地域について一年前に都市計画の線引きが終わり、県に指定許可申請を出してありますけれども、県ではまだその許可を出していませんので、これは東洋レイン側がこの地域を都市計画法に基づき市街化区域内に組み込ませるために県に圧力をかけているからだとお伺いするのです。したがつて、お聞きしたいことは、本法改正によりましてこのやうな不当な問題が解決できる、このやうに考へてよろしいかどうか、お伺いしたいと思います。

○平松説明員 ただいま先生お尋ねの、都市計画区域における線引きにつきましては、いろいろ利害が錯綜するといふことから、なかなか進まないといふ実情にあるやうに承知いたしております。

けれども、やういふ線引きが進んでいようと進んでまいと、森林法に基づく開発規制といふものは、この改正法案が可決成立いたしました暁には、森林法の立場で規制をしてまいるということになりますので、先生御懸念の、森林の乱開発といふ観点からの当該地に対する規制といふものは行ない得るといふやうに私も考へておる次第でございます。

○中川(利)委員 もう一つお伺いしますが、同じく群馬県の藤岡市に、東洋レイングループという会社がありまして、この会社が三名湖ゴルフ場を計画しております。この場所は直接貯水池につながつていて、付近のたんぼに水を供給し、同時にいわゆる鉄砲水を防いでいる森林、やういふ役割りを果たしているのですが、この場合も規制の対象になるのかどうか、ここに図面もあつて、ちよつとお伺いしたいと思ひます。これもあわせて皆さんのほうに通告済みです。

○平松説明員 ただいま先生御指摘の案件につきましては、具体的な事実を精査したわけではございませんけれども、いま先生お話ししたやうな形で過去に鉄砲水が出たやうなところやうなところがございますと、災害の防止という観点、国土保全という観点から、当然規制の対象として考へていくといふことになるべき性格のものであらうと思ひます。

○中川(利)委員 くだいようであります。もう一つだけお伺いします。

これは私の郷里の秋田県であります。御承知のやうに、鳥海山という東北の名山がございまして、この大合目までいまその両側が大資本によつて、東カシという会社であります。四千ヘクタール買占められた、やういふやうなことをいつておるのです。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕
そこでいろいろなスキー場や別荘地の分譲だとか、ゴルフ場だとか、やういふものをつくる段取りになつておるやうに、もうこれは大問題になつておるわけですが、やういふものを買占め

も、この規制の対象になりましたならば、当然そういう施設をつくるか、そういうことはブレーキをかけられる、こういうように了解してよろしいですか。

○福田政府委員 鳥海山の例の御指摘がございましたけれども、この場所につきましても、一応今度考えております規制の対象になると考えられます。というところは、その判断をいたします場合に、その地域が災害関係、つまり国土の保全上支障があるかないか、あるいは水資源確保に支障があるかないか、あるいは環境の保全に支障があるかないかという三つの大きな基準に基づきまして、さらにそれを具体的にいろいろ細部の指導通達を出したいと考えておる次第でございます。そういう山岳地帯における大きな開発については当然規制がかかっているというように判断いたされます。

○中川(利)委員 この法改正の案によると、具体的な規制の面積が指示してありませんけれども、一応聞くところによりますと、開発規制面積としては一ヘクタール程度が妥当というように書いてあるのですが、この条文には書いてないのです。そういうふうに理解してよろしいですか。

○福田政府委員 法案には書いてございませんけれども、知事の許可制にいたします場合には、一応一ヘクタールというふうに考えておるわけでございます。これは面の点でございますが、もう一つ、たとえば道路をつくり出すような場合につきましても、これは線の考えでございますけれども、ある一定の幅以上のものにつきましても、これを規制するというふうに考えておりました。それは山の地形あるいは場所によりましていろいろ差がございますので、細部の指導基準については、ただいま検討中でございます。

○中川(利)委員 いま面と線の問題が出ました。たとえばこういふことですか。開発面積が一ヘクタールが一つの基準になるのだ、こういうことになりますと、一ヘクタールのちよっと手前

の○・九九ですか、そういうものが何か所もできていく、これで法をのがれるのだという考え方もあるわけですか。こういう場合どうなるのか、あるいはそういう場合、個々の開発者自体の名義が違えばどうなるのか、こういうことについてはどうですか。

○福田政府委員 一ヘクタールというのは一つの目安でございます。現地に行きまして見た場合には、その山の傾斜度であるとかあるいは土壌の条件であるとか、そういったようないろいろな基準がございまして、また、その場所におきましては、地下水の関係がどうなっているとか、いろいろの条件がございまして、面積の点ではおおよそ一ヘクタールというふうに考えておりますけれども、その具体的な、土地におけるいま申し上げたようないろいろな基準をもとにしまして判断させたい、こういうふうに思っておりますわけでございます。

○中川(利)委員 そうすると、そのことは何かあらためて政令が何かで出るのかどうか、そういうことをきかちとしていただきたいと思います。その点もいまお伺いしますが、規制基準について、この法案の中には、水源涵養機能に著しい支障を及ぼすおそれがある場合云々ということを書いてございまして、その危険度をどう判定するのかということ。著しい支障の判定の基準は一体何なのか、また、開発したあとに、そのときは何でもなかった、あとからそういう非常に支障が出てきたというような場合、そういうものも遡及して効力が及ぶのかどうか、こういう問題が当然あるだろうと思うのです。これらについてはどうなんですか。

○平松説明員 著しい支障を来した場合というふうな形で一応考えておるわけでございますけれども、その判定の基準といたしましては、ただ森林の開発を行なうと、当然水源に支障を来す、水資源の涵養上支障があるというふうな形で解釈をするということになしに、地下水の水源になっておるとかあるいは地上流水の経路に当たってお

るとか、そういうような形のものをいろいろ判断をいたしまして、それが、その水を給源といたしておりますところの地域の水に対してどの程度の影響を持っておるか、そういうようなことをいろいろ総合勘案しながら、判断を下していくということになろうかと思っております。

先生御指摘の、許可をした後にそういう支障が起ったときはどうするかという問題でございますけれども、そういうふうな問題が起らないように、慎重に対処してまいりたいというふうなことで処理をしてみたいということであらうと思っております。

○中川(利)委員 聞かれましたように、うだといふ中で、あとでいろいろな障害が起っているのが現状だと思っております。せっかくこういう法律をつくられたあとでそういうものが起る場合は当然想定しなければならぬので、そういう事態がないように慎重に配慮するということは、お役人の答弁としては成り立っても、実際の場合はなかなかそのとおりいかないわけですね。したがって、そういう場合の損害賠償責任などは一体何となるのか、こういうことはやはりはっきりしてやらなければならぬと思うのです。この点についてひとつもう一回確認しておきたいということが一つ。

もう一つ、時間の関係でどんどんやります。保安林の場合、たとえば貯水池の建設をしますと、指定理由が消滅になるわけですね。そういうことで解除が行なわれますが、普通林の場合はどうなるかという事です。わかりますか。たとえば代替の貯水池をつくらば、保安林はその部分はいいのだ、こういうことになりまして、普通林の場合はどうなるか。そういうことで、何かそういうものがないかどうか、この点お伺いします。

○平松説明員 先ほど答弁いたしました際に、そういう結果が起らないように措置をしておりますというのを申し上げたわけでございますけれども

も、万一結果といたしましてそういう事態が起りました場合には、原因者負担というふうな形で、当然民事上の責任が追及されるということになりまして、またそういう可能性が万が一でも考えられるというふうなものでございまして、ならば、許可条件にそれを付していくという形になろうかと思っております。

保安林の解除の場合につきまして、代替施設と申しますか、懸念される事態に対して対処するための施設をつくるということで、保安林の解除が行なわれております。今回の規制についてはどうかというお話につきましては、たとえばいまの水資源の確保という観点からのものでございまして、水資源が確保されるというふうな形での措置が十分行なわれるということでありまして、その点の懸念は解消する。ただ、そういう場合にもまた別途環境の保全とか、その他国土の保全とか災害の防止とかいう形のもので考慮の要素に入っておりますので、それらの問題も十分配慮の上で対処してまいりたいということになろうかと思っております。

○中川(利)委員 いまの規制基準については、災害発生の危険あるいは環境悪化云々の問題もあるが、いずれの表現も法案そのものにあるのはきわめて抽象的であまりないわけですね。これはそれなりに別途にそういう規制する細目をつくるのかどうか、水源涵養機能の著しい支障も同じ意味でございけれども、この点をききりさしていただきたいと思います。

○福田政府委員 法案に出ておりますのは基本的な考え方でございます。いま先生御指摘の、細部の基準についてはどうかという御質問でございますが、これにつきましては、一応こまかな、先ほど申し上げた三つの原則のさらに細部の基準というものををつくりまして、それぞれの都道府県に指導してまいりたいという案を持っておりますのでございます。

○中川(利)委員 最近、開発に対して住民の反対運動が非常に起こっておりますが、地域住民の声

というものはどのように反映されるのか。今度特にこの森林法が改正になりますと、そういう点で一応の疑義を持つという事は、逆にこの法改正は、それに該当しないものは許可するというような、そういう明言規定というか、こういう場合許可しないというのではなくて、こういうものに当てはまらないときに許可する、こういうことになっておりますから、これに対しては、それ以外のやり方によつては何ほでも買ひ占めできるんじゃないとかいうような意見もあるわけです。したがって、地域住民の声がどう反映されるのかという事で、いまの森林法に対する懸念もいろいろあるわけでありまして、そういう点でどうお考えになつてゐるか、お聞きしたいと思つたのです。

○福田政府委員 基本的には、県知事がつくり出す地域森林計画、これに基づきまして、将来にわたつて計画的に森林を造成していくという考え方でございまして。その場合にも必ず地域市町村長の意見を聞くという事にいたしました。また、開発許可をいたします場合には、先生御承知と思ひますけれども、それぞれ県に森林審議会がございまして、その審議会の意見を聞くという形で、地元住民の声を尊重するというふうに考へてゐるものでございまして。

○中川利委員 大体民有林についてはそういうことですが、きょうの私の質問したい本番はこれからでありまして、まず国有林のことです。いま民有林についてはいろいろのあれがありますが、国有林の開発規制は一体どうなつておるのか、何か民有林に比べましてあまり熱心でないようにお見受けいたしますけれども、国有林は一体どういふ方針で、どういふふうになつてゐるのか、まずそこからお聞きしたいと思ひます。

○福田政府委員 全国の森林の約三分の一は国有林でございまして。国有林の開発規制につきましては、御承知のように、保安林につきましてはきびしい基準を設けておるものでございまして。それから、保安林以外の他の自然公園区とかあるい

は鳥獣特別保護区とか、その他学術参考林とか、いろいろな規制をしてゐるものもございましてけれども、それ以外の森林につきましては、まず全国森林計画、これは国有林と民有林を一括にいたしまして、流域ごとに計画をつくつてゐるものでございまして。その中で、全国の国有林につきましては八十の地域施業計画というものをつくつておまして、その中でこまかに各流域ごとに森林の伐採なり造林なりあるいは林道の工事なり、あるいは治山工事というこまかな計画をつくつてゐるものでございまして、もし民間からこの国有林を利用するというふうな要請があつた場合におきましては、いろいろの法令に基づきまして、その計画をよく審査しまして、これをきびしく査定いたしまして、間違ひのないようにこれを指導してゐるところでございまして。その他いろいろこまかい法令はございしますが、やはり国有林はみずからこの点を正していかなければならぬという考え方に立ちまして、今後ともさらにきびしく、審議会等の意見に基づきまして、法令等の改正もする予定をいたしておるところでございまして。

○中川(利)委員 国有林はみずからその範を示さなければならぬ、こういうことでありますので、私は具体的な問題についてそれではお聞きしたいと思ふのです。

それは栃木県の日光市、奥日光国有林野内にあります日光湯元スキー場の問題でお尋ねいたします。ここでは既設の日光湯元スキー場がございしますが、今度これを新たに拡張して、同じ区域内にもう一つのスキー場をつくるというわけでありますが、そういう事実関係はありますかどうかと。

○平松説明員 通常奥日光といわれておりますところ、現在スキー場があるわけでございましてけれども、そのスキー場だけでは日光のスキー客を収容できないというございまして、また、先生御指摘の、現在新しいスキー場というふうな計画されておるものにつきましては、非常にかつこのスキー場であるということから、当該場所

スキー場を開設するという計画がございまして。

○中川(利)委員 この新しい日光湯元スキー場として追加指定を受けた国有林の面積はどのくらいなのか、総面積とその内訳をひとつお知らせいただきたいと思います。

○平松説明員 新しいスキー場の対象地といたしましては大体二十九ヘクタールほどでございまして、そのうちの二十五ヘクタールが国有林、それから残り四ヘクタールは民間の所有で、四捨五入の関係で五ヘクタールくらいになると思ひますが、これが民有林という区分けになつております。

○中川(利)委員 その計画によれば、つまりその面積の中にどういふふうなところで、たとえばスキー場のリフトがどれだけの面積であるのか、あるいはグレンデの面積が何ほなのか、保護帯が何ほなのか、いろいろあると思ふのです。これを明らかにしていただきたいと思います。

○平松説明員 現在のところ手元に資料を持ち合せておりませんので、後刻御報告したいと思ひますが、まだおそろくは、スキー場の計画の段階でございまして、具体的にこまかな計画はできておらないと思ひます。

○中川(利)委員 まだスキー場の計画の段階でこまかなあれが出ておらない、こういうことでありますが、私の手元に、昭和四十六年の十二月二十四日付の林野庁長官から前橋営林局長あての承認するといふ公文書があるわけですが、「四六林野管第五七四号、昭和四十六年十二月二十四日、国有林野内に設置するスキー場の追加指定について、昭和四十六年十月十一日付け四六前管第二〇九号で上申のあったことについては、申請のとおり承認する。」というふうな内容になっておまして、昭和四十六年に承認したものがいまだ計画と、この中ではどういふことですか。

(山崎(平)委員長代理退席、委員長着席)
○平松説明員 私の申し上げましたこと、ちょっと舌足らずで恐縮でございしましたけれども、詳細な点といひますか、こまかな点につきましてはまだ未定の部分があるという意味でございまして。

○中川(利)委員 詳細な点については未定だと言ふけれども、前橋営林局長から林野庁長官あてた「国有林野内に設置するスキー場の追加指定について」という日光湯元スキー場のこの申請によれば、ちゃんとこの計画がここに書いてあるのです。たとえば総面積は二十八・九七ヘクタールで、この中でコース・グレンデ敷が十二・〇六ヘクタール、リフト外施設敷が二・七二ヘクタール、保護帯が十四・一九ヘクタール、こういうふうな書き方であるでしよう。これがまだ中身がわからないというふうなことでございまして。

○平松説明員 そういう大きな数字につきましては、いま手元に資料がございせんので、後刻御報告申し上げますが、あとの詳細な点については未定の分があるというところをお答え申し上げたわけでございます。

○中川(利)委員 詳細な点については未定の点があるという事は、そのこと自体私にはわからないのです。昭和四十六年に承認されておるものに対して、しかもこれで見ると、一応詳細に、前橋営林局長からこまかい文書を林野庁長官に出してゐるのですから、あなた方がこれを許可承認する場合には、詳細な点について全く除外して、昭和四十六年以來、承認してから何も手をつけてこなかった、こういうことですか。

○平松説明員 予定地ということ調査をいたしておるわけでございまして。私が申し上げましたことは、確定的なという意味においてのあれでございまして、まあスキー場の設定という意味においては先生の御指摘でございすれば、ほとんどきまつておるということでございます。

○中川(利)委員 スキー場の設定ということであればほとんどきまつておる、そのスキー場のことで聞いておるわけですから、あなたあまりむづかしく言わないで、ひとつわかりやすく答弁していただきたいと思います。すでに四十六年にこういう承認が出てゐるのですか。

そこで、私、お伺ひしたいのは、この場所は国有地であり、国有林でもあり、国立公園でも

あるわけですね。自然公園法による特別地域であり、また保安林でもあるわけですね。このように場所施設をつくる際に、林野庁としてはどういう手続が必要なのか。まずその手続関係について知らせていただきたいと思っています。

○平松説明員 たいだい先生御指摘のように、保安林でございますので、保安林解除の手続と、それから自然公園法第二種特別地域でございますので、自然公園法の四十条に基づく環境庁長官との協議というものが必要になると思います。また、民有林の分につきましては自然公園法に基づく許可が必要かと思われま。

○中川(利)委員 それではお聞きしますが、保安林については、保安林解除の申請をして、それが許可になればその指定解除はできないと思うのですが、いつ指定解除になったのですか、お聞きします。

○平松説明員 保安林の関係につきましては、四十七年三月三十一日付の書類で、宇都宮宮林署長から栃木県知事あてに、国有保安林と民有保安林の保安林解除の協議を行なっておりますところでございます。

○中川(利)委員 私が聞いたのは、いつ解除になったかということを知りたいのです。何年何月何日に解除されたかということです。

○平松説明員 至急調査いたしまして、御返事いたします。

○中川(利)委員 至急調査して返事という、もう少しでいいわけですね。私の調べでは、これは保安林の指定解除になっていないと思うのです。この点をはっきりしてください。そうすると、いまこれをどうしますか。この点をはっきりしないと、質問を続けられないのです。

○平松説明員 たいだい御答弁いたしましたように、いま協議のことにはつきりいたしておりましたが、解除の正式の資料が手元にございませんので、至急調べることになったわけでございますが、おそろくいま先生御指摘のように、解除にはなっていないのじゃないかというふうに推

定されますけれども、推定でお答え申し上げるのにはなにごとでございますから、いま本庁のほうへ至急調査の電話を入れておりますので、すぐ回答はできるかと思ひます。

○中川(利)委員 農林大臣にお伺いしますが、このように重要な、しかも範を示さなければならぬ林野庁が、みずから行なう事業について保安林の解除ということも何もそれはわからない。いま至急調査するということけれども、私の調査では解除されてないのに、そういうスキー場の指定をしている。こういう事態が、いま追認するようになつて御発言がありました。こういうことについて農林大臣はどういう御所見をお持ちですか。

○櫻内国務大臣 保安林が保安林の解除なく使用されるということは、これは違法の行為でありますから、取り締まらなければならないと思ひます。

○平松説明員 念のためにお答えを申し上げておきたいと思いますが、このスキー場につきましては、国設スキー場として指定をするということでございます。現実にはスキー場になる、つまり立木を伐採してゲレンデのていをなす、あるいはリフトを設置するという状態にはまだなっていないという状況にあることをお答え申し上げておきたいと思ひます。

○中川(利)委員 あなた、そういう答弁をして、あとたいへんなことにならないですか。つまりあなたの言うのは、まだ具体的にそういうものを設置していないから、保安林解除はしてなくたって差しつかえないんだと、こういう意味ですか。

○平松説明員 たいだいお答え申し上げましたのは、一般的にスキー場といわれますと、もうすでに木が切られてスキーで遊べるというふうな状態になつておるといふに理解されますので、ただその意味において事例の正確を期する意味で、まだ調査のための支障木の伐採以外にはスキー場というていをしていないという現状にあることだけを申し上げたわけでございます。

○中川(利)委員 だから、スキー場のていさいを

なしてなければ保安林が解除してなくたってかまわない、こういうことですかと聞いているので

○平松説明員 保安林の解除の問題につきましては、保安林解除の申請が行なわれて、その保安林の解除が行なわれた時点で、保安林解除を目的としたいろいろな作業が進められるということになるかと思ひます。

○中川(利)委員 私が聞いておるのは、あなたは、いままだスキー場としての具体的な実体がないから、保安林解除がまだ具体的にたつておらんくても、いまのところはかまわないのだ、こういう意味ですかというのを聞いておるのです。どういふことですか。そこだけ答えてください。言い回しをほかにしないで。

○平松説明員 保安林が保安林のままの状態に存在するということでございます。その点については問題はないわけでございますが、現在保安林を保安林、森林でない状態にするという計画を持っておりますので、その点について保安林の解除の申請をいたしておるということでございます。

○中川(利)委員 だから、私が聞いていることにはだけ答えてください、言い回しをほかにしないで。つまり、いまはまだスキー場の実体がないから、保安林でなくともいまのところはかまわないのかどうか。それとも、そのこと自体が違法なのかどうか。このところだけ答えてください。

○平松説明員 現在進行しております事態につきましては、先ほど申し上げましたように、調査のために支障木の伐採をしたということでございます。その点についてはのみ森林の状態についての変更を行なつたということでございますので、その点が保安林のままであるということと何らかのかかりを持つかどうかということが問題であらうかと思ひます。

○中川(利)委員 何回も聞くけれども、保安林の機能は現実にはそこなわれていないから、指定したことは何でもないので、ここをスキー場に指定し

たということは何でもないですかということを知りたいので、何回聞いても、あなたは何かわかにくしゃべるのですか。

○平松説明員 スキー場としての機能は保安林の解除なりあるいは自然公園法に基づく環境庁長官との協議というものが終わった後に実施されるというふうなことでございますので、現在の事態においては、まだそういうようなスキー場開設のための伐採等は、調査のために支障木の伐採以外には行なわれておりませんので、現在の状態では保安林の解除の申請をいたしておりますけれども、国設スキー場の設置ということについては、国設スキー場に指定するというふうな形の意味の伝達

が林野庁長官から前橋宮林局長に対して行なわれたということであらうと思ひます。

○中川(利)委員 あなたは意思の伝達が行なわれた——公文書がちゃんと承認を受けて、それぞれ計画が前橋宮林局長から林野庁長官に出されて、そしてそれによってやらせるということまでちゃんと書いてあるのでしょうか。意思の伝達というふうなことでおかしき問題をばぐらかさないようにしていただきたいと思うのです。

それでは、私、お聞きしますが、何回言っても切りがないので、あなたのほうの林野庁は「国有林野内に設置するスキー場の運営について」という通達を出しているんですね。「昭和三十五年六月二十二日、三五林野政第三一九四号、林野庁長官より各宮林局長あて」、この通達というのか何というのか私はわかりませんが、その第五に「保安林にスキー場を設定する場合の取扱」というのがある。そこをみてください、「保安林の公益性等をも充分検討のうえ選定し、スキー場の指定上申と同時に、別途これらの指定解除の上申手続をとらなければならない。なお、当該地域のスキー場の指定は、保安林もしくは保安施設地区の指定の解除をまつて行ふものとする。」とすると、どういふことですか。あなたの方で

とを自分で破壊しているでしょう。

○福田政府委員 御指摘のとおりでございます

て、保安林を解除いたします場合には、相当きびしい条件を付しているわけでございます。ですから、国設のスキー場をここに作る場合にはちゃんと事前に保安林の指定の解除の手続が完全にできて、その保安林の機能に支障を来たさないような代替施設なり、ほかの保安林を続けてつくるというように、そこにある保安機能、水源涵養保安林でございますから、その水源涵養保安林としての機能は阻害されないということが確実になつて、初めてスキー場の実施を行なうというのが御指摘の順序でございます。したがって、ただいま御指摘の点につきましては、保安林の機能に支障を来たさないということを確認した上でその解除をいたしまして、その次に国設スキー場というものの実行に移るといふようにしてまいりたい、かように思います。

○中川(利)委員 そのようにしてまいりたいと言ったところで、昭和四十六年にあなたが承認を与えていたのです。そしていま保安林の解除が終わっているという承認を与えたかというところ、そうじゃないでしょう。保安林の指定の解除を待つてそれをやらなければならぬ、スキー場の運営についてはこう措置しなさいというあなたみずから、林野庁長官から出した通達があるのですよ。そのこと自体守られていないことは、国有林の場合は国有林も含めて模範でなければならぬ。特に保安林の場合はこういうふうな嚴重にやるといふことをあなた先ほどおっしゃっているのですけれども、そのとおりやられているかどうかというのを聞いています。

○福田政府委員 国設スキー場につきましては、全国八十幾つ、約百近くありますので、そういう保安林にかかっています場合は、御指摘のとおり、保安林の解除ということが確実になつて、そのあとで国設スキー場の実施というのをやしてまいりたい、こう思います。その保安林の予算面におきまして、毎年各管轄局ごとに国設スキー場はどこにどのくらいつくるかというおおよその計画はあります。たとえばそこは前橋管轄局管内で

ございますので、前橋管轄局管内の日光にすでにあった国設スキー場に追加してまたそこを広げるという計画でございますので、そういう意味で、この前橋管轄局の日光の国設スキー場の拡張計画は年度の初めに一応指示したものであるというふうな考えでおりますけれども、御指摘の点はまことに当然でございますので、なおその点につきましては、内容をもう少し具体的な点まで嚴重に調査いたしまして、確実に保安林の解除をいたした上でこれを実行するようになつてまいりたいと思ひます。

○中川(利)委員 そこに現実にスキー場がつくられていくかどうかということが問題ではないのです。「なお、当該地域のスキー場の指定は、保安林もしくは保安施設地区の指定の解除をまつて行ふものとする」ということであるので、これは明白な違反でしよう。その違反の事実を認めますかどうかというのを聞いています。

○福田政府委員 国設スキー場の指定という意味でございます。私は、スキー場の実行計画というところと切り離して考えて、先ほどたとえば四十八年度なら四十八年度にはこの管轄局に何カ所国設スキー場を実施するかどうかという計画を指示するわけでありまして、そういう意味に解釈いたしております。

そこで、最初に出しました通達の趣旨はまことにそのとおりでございます。保安林の解除ということが確実に行なわれたあとでそれを実施するようになつております。実は、従来の取り扱いといたしましては、保安林の解除をいたします場合には、その計画を実施する前に確定である場合、こういうふうな規定がございますけれども、今後、その確定である場合といたして、ちゃんとそういう代替施設をしたあとでそれを行なうというふうなことを考えておるものがございます。

○中川(利)委員 大臣にお聞きしますが、こういう状況が現実にあるということですね。ましてや「スキー場の指定上申と同時に、別途これらの指

定解除の上申手続をとらなければならない」というこの事実も、私の調べたところではないのです。もしあったとすれば、その日にちとそれを出していただく。こういうことがいま現実に行なわれているというように、農林大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○櫻内国務大臣 いま一問一答をお聞きしております。私にはその国設スキー場の実体というものがこの一問一答の範囲ではつかみ切れませんでした。特に保安林がどのような実態にあるのか、保安林の機能を喪失してしまつてスキー場がつくられておるか、そうでなく、保安林の機能は機能として働いておつてスキー場になつておるか、そういう実体がいまの一問一答の中から私には把握ができなかったわけでありまして。私としては、保安林は保安林の目的があるわけでございますから、それがその機能というものをほとんど停止するような状態である、それを放置しておるといふことであれば、これは問題であると思つております。しかし、その機能はちゃんと果たしておるということになつてまいりますと、おのずから違つてはならないか。しかし、これは、いまの一問一答の中での私の感じを言つておるのですから、どうぞそのようにお聞き願ひます。

○中川(利)委員 大臣は少しビントはすれでものを考えているのです。こういうことなんだ。新しくスキー場を追加指定する。その部分の面積に對しては保安林を解除しなければならぬ。そして指定しなければならぬ。奥日光全体は国立公園で自然公園法の特別地域ですから、その部分に對して指定解除を行なつてからスキー場を指定する。こういうのが林野庁の基本方針なんだ。ところが、そういう手続が何となくないでスキー場の指定だけを行なつておるというのです。スキー場はもう悪いことではない、いいことです。そういうあり方自体、その部分については保安林の指定解除を行なつてからやらなければならぬのに、行なつていない。それはどういふことか、このことを聞いています。

○櫻内国務大臣 正しく手続が行なわれることが至当であることは当然だと思うのです。ただ、私は、先ほどから申し上げるように、一問一答の中では、実態的にその部分にしても保安林の機能が残っているのかいないのか、保安林は保安林のままスキー場として使われておるか、あるいはスキー場をつくるためにごく一部予備行為的なことがあつた実態にあるのか、とにかく手続は正しく行なわれるべきだと思ひます。

○中川(利)委員 これはまだやられていないけれども、手続としては、先に保安林の指定解除をして、それからスキー場の指定をしなければならぬというのが基本的な方針なんです。だから、そこには関係ないことなんです。だから、そのことについてはどうかということですが、大臣は実態がわからないからそういうとんちんかんな答弁をしていらっしゃるのです、このことについては嚴重に警告しておきます。

それから、先ほど来、そういう施設をつくる際にはどのような手続が必要かといった際に、皆さんのほうでは、たとえば自然公園法の特別区域ですから当然環境庁その他と協議しなければならぬ、そういうことを言つています。また、皆さんのスキー場の運営については林野庁長官が厚生大臣に協議の上「公園事業として営林署長が実施するものとする」といふふうになつていますが、いづつこのように協議をしたのかどうか。きょうは環境庁も来ておるようでありまして、まず林野庁長官から先にお伺ひします。

○福田政府委員 御指摘の自然公園法の関係でございますが、環境庁と林野庁との間で定められた協定書に基づきまして、地域施設計画樹立の際に森林施設について昭和四十五年三月十六日、林野庁長官から環境庁長官あてに協議しているものでございます。

○中川(利)委員 それらの具体的中身はどういうことかということもあわせてお聞きします。協議

したというけれども、協議した中身はどういうことですか。

○福田政府委員 その協議は、自然公園の中は、御承知のように、特別保護地区、それから特別地域、一種、二種、三種、それから普通地域というふうに区分されておりますが、この地域は自然公園法の第二種の特別地域でございますので、この地域における伐採の方法について協議したものでございます。

○中川(利)委員 つまり自然公園区域内における森林の施業について、こういうことで処理したからその点は協議になっているのだ、こういうことです。

○福田政府委員 御指摘のとおり、地域施業計画に基づきまして、自然公園の中においては環境庁長官と伐採の問題については協議しなければならぬということになっております。これは第二種でございますので、原則としましては択伐、ただし場合によっては二ヘクタール以下の皆伐はできる、こういう問題でございます。

○新谷説明員 ただいま林野庁のほうから御答弁がありましたとおり、国立公園内の特別地域の伐採につきましては、自然公園法の第四十条に基づく協議をいただくことになっておりまして、この地域につきましても、四十五年の三月に第二種の特別地域として、択伐と申しておりますが、一部の森林を切るということで協議をいただいております。

ただ、私どものほうの立場では、この第二種特別地域の森林施業につきましても協議は、あくまで森林施業としての協議というふうに理解をいたしておるわけでございますが、スキー場建設のための前提といたしまして測量のために伐採をするという性格のものでございまして、私どもは、それは森林施業の範囲内の問題というふうには理解をいたしておらないわけでございます。

○中川(利)委員 いま環境庁のほうからそういう御発言がありました、宇都宮の営林署では、当該地区の新スキー場のリフトライン測量のため、

昭和四十七年四月十日から五月十日にかけて保安林内の立ち木伐採を行なっておりますが、これはしかるべき手続がとられているのかどうか、この点についてお聞きします。

○福田政府委員 私は、一括協議の中でそれができているというふうに考えております。

○中川(利)委員 いま環境庁も、測量のための伐採というふうなものについてはこれに該当しないんだ、こういう意味の御発言があったわけですよ。あなたのほうと環境庁は見解が違ふんですか。

○福田政府委員 森林法に基づきまして、自然公園法の中の問題はいろいろ環境庁とは協議しているものでございますけれども、測量のための伐採については、これは、私も間違っておれば訂正しなければなりませんけれども、先ほど申し上げました自然公園の中の一、二種、三種、普通地域、それぞれ伐採規制しておりますが、同様に測量につきましても包括協議ができていたというふうには私は考えているものでございます。もし間違っておれば、もっとよく調査して訂正いたします。

○中川(利)委員 それにいたしましても、環境庁の御意向とあなたの御意向が、見解が違ふということはどういうことですか。協議自体の中にも測量の問題は書いてないでしよう。特にこの場合は森林施業じゃない。リフトの建設のための測量のための伐採なんです。森林施業というものは、本来そこからすれば、新しく木を植えるとか切った分を植えるとか、それが営林局の本来の仕事でしよう。この場合は何ら再生産もしない、ただの切りっぱなしなんですよ。しかも、これは第三者のためだか第四者のためだか知りませんが、ほかの人のためにこういうことをするわけですから、どうして測量のための伐採がこの協議の中に該当するかという、それ自体おかしいじゃないですか。これを森林施業計画の中に当てはめるという根拠は何ですか。

○平松説明員 自然公園法の適用につきまして、

環境庁と私どものほうで一応森林施業に関する件については包括協議をするということでは了解が成立しております、いま環境庁からの御答弁では、スキー場のためのいろいろの施業は森林施業ではないというふうな理解をするというふうなお話でございますけれども、私も聞いたしまして、

は、一応国有林野のスキー場につきましては、地域施業計画の中でスキー場として設定するということもはつきりいたしまして、そこについてのいろいろな事柄も地域施業計画の中で明らかにするということでございますので、そういうふうな国有林の施業に関するいろいろな計画というのにつきまして、一応環境庁との間で協議を行なうということ、私も包括的な協議は整っておるというふうに理解したわけでございまして、先ほど環境庁のお話もございましたので、その点についてあらためて環境庁と話をする必要もあるかと思っております。また行政管理局の報告もございまして、今後は施業計画の中身についてある程度こまかに協議をするというふうな態度で臨もうかというふうに考えておるところでございます。

○中川(利)委員 実に歯切れの悪いあれですが、あなたのほうでそういう認識の上に立つて、つまり環境庁と協議が、森林施業の中に包括的に該当するんだ、こうおっしゃっていただけますけれども、それならなぜ、この測量のための立木の伐採について、環境庁にこれだけ切りたんだけれども何とかがそれを許可してくれという連絡をしたのですか。これは環境庁にあまり幅広からだめだと断られておるのですよ。そういうことまで包括的にきまっておるものだったら、何で、環境庁のほうへ文書でそういう依頼をする必要があるのですか。

○平松説明員 奥日光のスキー場の拡張の問題につきましては、地元の営林署と環境庁の出先でございまして、その公園管理事務所との間に十分話し合いが行なわれたと承知いたしておりますし、スキー場の拡張の最終的な決定の段階につき

ましては、両者の間に見解の相違はないんではないかというふうに考えております。

○中川(利)委員 何を言いたくてそういう答弁をするのか、私、頭が悪いからわからないわけですが、いずれにしても、環境庁の言い方と皆さんの言い方が違ふわけですよ。そういうことは本来あってはならないことなんだが、このことについてはまず農林大臣から見解を聞きただしておきたいと思っております。

○櫻内閣務大臣 いろいろ御答弁を申し上げておりますが、中川委員の御心配の点については、私はいまはつきりしておったと思うのです。申し上げておることに食い違いがあれば、その点についてはよく協議する、こう申し上げておるのでございますから、御了解いただきたいと思っております。

○中川(利)委員 では、次の問題にいきますけれども、いざ環境庁と協議云々ということをおっしゃっていても、これは保安林ですから、保安林伐採のためのしかるべき手続が当然とられなければならぬはずですが、これはとられましたか。これは保安林解除じゃなくて、測量のための伐採だけれども、伐採するためには栃木県知事の許可が必要だと思うのです。そういう許可をとって測量のための伐採をしたかどうか、その点をお聞きします。

○平松説明員 保安林内の立木伐採でございますので、森林法の規定に基づいて作業許可の申請をいたしました。作業許可をいただきまして伐採をしておるところでございます。

○中川(利)委員 その作業許可を栃木県知事からいただいた月日と、その文書を提示できますか。

○平松説明員 後刻提示したいと思っております。

○中川(利)委員 私の調査によれば、この栃木県知事からの許可は来ておらない。あなたの答弁がそういう答弁だったとなれば、重大な問題だと思っております。

そこで、参考までに私、申し上げますが、確かに保安林内立木伐採届出書というものが宇都宮営林署長から栃木県知事へ、四七字治第五六号、昭

和四十七年三月三十一日として出ています。しかし、これに対して栃木県の今市林業事務所長から宇都宮宮林署長に今林第四五五号、昭和四十七年四月十三日に保安林内立木伐採届出書の受理通知書がきています。本文は「昭和四十七年三月三十一日付けで届出のあった保安林内立木伐採届出書を受理しました。」許可しましたのではなくて、受理しましたという書類、公文書が私の手元にありますけれども、それをあなたは許可したということを書いてあるのですが、これははっきりしてください。

○平松説明員 先ほど来いろいろ先生からのお尋ねの趣旨もございましたので、私のほうで作業許可を得ているかどうかということについて本庁のほうに問い合わせまして、一応作業許可を得ているというところでございますので、そのように答弁申し上げたわけでございますが、いま先生御指摘のような事情でありますれば、精査いたす必要があると思いますので、至急精査をいたしたいと思ひます。

○中川(利)委員 非常に国会の答弁があいまいなままで、何か請負のまた請負みたいなことか、下のほうから言われればそれを口移しにしゃべるといふようなことか、上司が責任をもつて答弁をしているとは、とうていいままでの経過から申ししても思えない。あなたの正式な答弁は、まずそれはちゃんとした許可を得ている。そこで、その文書を出せ、私はこう言ったのですから、もしこれが間違っておるならば、そうでなかったとするならば、重大な問題だと思ふのです。そういうふうな簡単にぽんぽんと次から次へ答弁がひっくり返るということでは、国会の質問並びに答弁の権威にかかわることだと思ふのです。こういう点について、大臣、どう思ひますか。

○櫻内閣務大臣 いまの中川委員の御指摘の点は、書類を受理したという段階までではないか、それに対して林政部長のほうからは、もしそのようなことがありますれば問題であるから精査いたしますと、このように最終的にお答えをしておるのでございますので、精査の結果をお待ち願ひたいと思ひます。

○中川(利)委員 先ほど来いろいろの問題であります。森林施設計画によって環境庁とは話し合いがいつているから、それが包括的に効力があつて、こういう部分の問題は何も相談しなくてもいいんだ、こういうことになっていて、すね、あなたの方のやり方は、ところが、実際の経過を調べてみると、たとえば皆さん方は、環境庁に、リフトをつくるために幅十五メートルの立木を切る過程で、宮林署から書類を出しているのです。ところが、十五メートルじゃだめで六メートルなら受け付けるから六メートルの書類をつくれといわれて、かつてに六メートルに訂正して、書類上は何もやってないわけですが、かつてにやっていた。こういうことを全体として合理化するためにああいういい方をして、私は非常に遺憾だと思ふのです。

そこで、先ほど申し上げました栃木県知事であつた保安林内立木伐採届出書によれば、リフトライン測量のため、面積十九ヘクタール七百五十、百五十本の立ち木を切るということになっておりますが、それがそのとおり行なわれたかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○平松説明員 先ほどから先生に御指摘を受けまして私も非常に恐縮いたしておるわけでございますが、精査した上でお答えをいたしたいと思ひます。

○中川(利)委員 あれも精査、これも精査のわけですか。じゃ、私のほうから申し上げましょう。

おたくの公文書によりまして、これは宇都宮宮林署長から栃木県知事に出した届出書の写しです。森林の所在地は日光市湯元日光二四八二の一番地。伐採の目的がリフトライン測量ですね。伐採の期日は四十七年四月十日から四十七年五月九日まで三十日間、伐採面積及び伐採立木の本数は、面積十九ヘクタール七百五十、百五十本。伐採の方法は択伐、ツガ外四、こういうふうに書いてある。

ある。図面その他はここにあります。

ところで、おたくのほうで百五十本の木を切るというながら、実際は七百本切っている。このことは地元の新聞なんかでもいろいろ問題になっているところだと思ふのです。それをあなたのほうは何もわからないのですか。

○福田政府委員 御指摘の点につきましては、もしそういう百五十本の計画で七百本切られたということになる、これは重大な問題でもございませう。私、ただいま伺つたもので、さうよく十分調査いたしまして措置したいと思ひます。

○中川(利)委員 ここに写真がある。全部切つた写真、口径何センチからこういう太い木がたぐさん切られて、ここに全部写真を持ってきています。そうしてそのほかに切られた木を一本一本ごとに私は番号をつけて、その樹種から、根の直径から、七百本の木全部についてここに資料がある。第一リフトが五百二十メートル、その間の一本一本について全部ここに資料を持ってきています。第二リフトについても同様であります。一本一本について全部口径をはかれました。写真もとりました。ここにあります。百五十本ということを出して七百本切っている。しかも測量のために切るということですから、測量のためなら、見通しができるいいわけでしょう。これに対して七十センチも八十センチもある木をどんどん切つていくということ。いまあなたは重大な問題だから精査してというけれども、こういうやり方がいま堂々と行なわれているということについてはどうなんだ。もう一回これは念を押したいと思ふのです。

○福田政府委員 冒頭申し上げましたように、国有林としては特に自然保護、環境保全のことを考へて森林の経営をするということに切りかえまして、従来の木材生産機能から脱却してさらにこういった公益を重視するという立場に立つております。御指摘の点につきましては、そういう考え方です。事務的な手続あるいはその他の他の仕事のやり方についていろいろと御指摘をいただ

きましたけれども、私たちがよく伺ひまして重大な問題だと考えますので、さうよく調査いたしまして、その事実をよく調べた上で厳重な措置をとりたい、かように考えます。

○中川(利)委員 さらに重大なのは、国有林野管理規程によれば、木を切つた場合にはその根元に極印を押さなければならぬことになっている。根本に押さなければならぬ。これが押していないということですよ。これはどういう経過かという、これは先ほど言ひましたけれども、この公文書は四十七年四月十日から五月九日までの間三十日で切つたことになっていて、大体やられたのは五月に入つてから本格的にやられたわけですね。そこで、山極印をどれだけ押してあるかというところですが、私が調べた時点で、この中に山極印をろくに押していないものが出ています。山極印を七百分の半分以上も押していないもの、どういふことを意味するものですか、お知らせいたしたいと思ひます。

○福田政府委員 立木を伐採いたしました場合には、必ず山極印、またこれを売り払ひました場合には必し極印、これは官印といふかあるいはそういったいろいろの名前がございませうけれども、極印を必ず押さなければならぬということになっております。これはあと地検査と申しまして、必ず担当の係官が現地に行きまして、適正にそれを伐採されたかどうかということを確認する意味で極印を押すわけでございます。御指摘のような問題、それが予定どおりに押されてないということになると、いろいろと疑ひが持たれるわけでございます。この点につきましてもさうよく調査いたします。

○中川(利)委員 そうすると、山極印を押すためには、たとへば時間的にいへば、何か月もおくれてから山極印を押すなんというところは許されんのですか。これに対して、たとえば五月十日にみな切つた、七月ごろに山極印を押す、そういうことはい

○樺田政府委員　極印はいま申し上げましたように二種類ございますが、山極印は調査の時点で打ちますし、それから売ったものにつきましたは、払い極印を打ちますけれども、これは原則としまして伐採直前、それが伐採されたあととはその直後に必ず打たなければならないということになっておるわけでございます。

○中川(利)委員 私が申し上げるのは、七百本切って山極印を押したのがこれはいま勘定すればいいわかりますけれども、ほんのわずかなんだな。ちょっと調べればわかりますけれども、いずれこの山極印は、これは測量のための伐採ですから、販売のための伐採ではない、すぐやらなければならぬ。それをこういう経過なんだ。私が調べに行つて、一本一本印つけたんですよ。そして極印のあるものはどの木、どの木と全部分析してみただ。分類してちゃんと表にしたんですよ。そのときは確かに半分以下しかないけれども、私がやつてからあとであわてて残つたものについて極印を押しに来ているのだ。そこで、この調べた時点で極印のあるものもないのも含めて一本一本についてここに書いてありますが、こういうのは明らかに特定の意図を持ってやられたというふうに疑われてもしかたがないと思うのですが、この点の御意見はどうですか。

○福田政府委員 払い極印にしまして、山極印にしまして、これは非常に管理をやかましくしているものでございます。御指摘のような点がございしますれば、おっしゃる通りに、疑いをもたれてもしかたがないということになるわけでございますが、まことに事実とすれば遺憾でございます。さつそく私のほうでもこれは嚴重に調査いたしましたして、その事実を確かめて嚴重に措置をとりたい、かように考えております。

○中川(利)委員 明らかにこれは届け出を実際した、たとえば保安林の立木伐採届出書、こういうことは全く林野庁の体質というか、おれは山のなんだというところで県までなめているし、しかも違法反のやり方だし、おまけに山極印を押さない

というのとは明らかにそういう林野、森林の管理規程の違反ということも事実だ。こういう管理規程がたたくさんあるということで、りっぱな模範的なやり方をしているとおっしゃるけれども、そうじゃないんじゃないですか。

そこで、さらにお聞きするが、先ほど申し上げましたように、スキリーフトの測量をするというような場合は特にそうですけれども、見通せる範囲内に最小限に下枝を払うとか立木を切るとか、そういうもので済むものだと思うのですが、どうですか、そこら辺は。何メートルもの幅を切らなければならぬということになるんですか。そこら辺はあなたは専門家ですから、ちょっとお聞きしたいと思います。

○福田政府委員 測量いたします場合に、コンパスなりあるいはレベルをもつて実測するわけでございますが、見通しができる範囲内に最小限度に支障木を伐採するのがたてまえてございます。ですから、必要以上に広く切るといふことは、これほもし事実とすれば、まことに遺憾な点でございます。そして、その点もあわせて調査しなければならぬと思っております。これは最小限度の見通しさえあればいいものでございます。それはおっしゃるのとおりでございます。

○中川(利)委員 いま最小限度切れれば測量できるのだとあなたおっしゃっているけれども、私もそう思います。それが一般の常識です。ところが、実際に切った幅が六メートル切っているのです。二荒山のほうはずっと十一メートルも切っているのです。その切った幅がどれだけ広いものかということです。ここは、ここに写真をとってありますから、いまでもお渡しします。こういうことをやられた。これはだれのためにやるのか知りませんけれども、これはあとで質問しますが、まことに遺憾だ、ということでは済まない問題があるように思うのです。

それで、先ほど森林施業計画によって、林野庁と十分話がついてこうだと言っているが、いながら、この問題についてこれは自然公園法違反では

ないか。こういう環境庁自体おそらく不愉快な思いをしておったでしょう。そこで、この件について、昭和四十七年七月二十二日に宇都宮宮営林署長の小林国雄という男が環境庁の日光事務所の浜中所長にあやまりに行っているのです。このこと自体包括的にこうだなどということは、あなたのさっきのあれと、測量伐採については協議が整って何でもないならば、あやまりに行く必要はないでしょう。そういう事実があるので。これはどう思いますか。

○平松説明員　ただいま先生御指摘の七月時点の宇都宮営林署長の書状というのは、先ほどお話しし上げましたスキー場予定地の中に民有地が入っているということでございまして、民有地の分の調査といえますか、そういう点については自然公園法第四十条に基づく包括協議の中に入っていないわけでありますから、当然二荒山神社から環境庁のほうに許可申請が出て、それで処理をされるべきものについて、その分について営林署長のほうへ二荒山神社の了解を得たということでその間の手続が行なわれておったという、非常に即断でございませうけれども、そういう即断をして実施をしたということについて、自然公園法違反の事実があったということで、営林署長が管理事務所のほうへ書状を提出したというふうに私もご理解をしておるわけでございます。

○中川(利)委員 特にリフト測量のためといひながら、たとえ二荒山の施設に対して幅十一メートルも切るわけです。こんな測量は聞いたこともない。これは二荒山そのものをだまして、たというよりも、私有林の盗伐ではないですか、私はそういうふうに疑問に思うのですが、どうですか。営林署が私有林を盗伐したというようなそういふ言い方は言い過ぎかも知れませんが、そういうことにはなりませんか。

○福田政府委員　二荒山の神社の土地について測量線としては非常に幅が大き過ぎるという問題の御指摘でございますが、この点についても、どういうことでそういう幅の広い伐開をしたのか、こ

れはわかりませんけれども、その点につきましても、よく調査いたしましたして、嚴重な措置をとりたい、かように思います。

○中川(利)委員　二荒山の民有地については昭和四十七年四月一日にこの宮司の喜田川清香という者が宇都宮営林署長の小林国雄あてに許可書を出している。この許可書というのはどういうのかというと、前文は省略しますが、「土地測量のため、の入れの件左記により許可します」ということで、いろいろな条件があるわけです。これもここに全部ありますけれども、その中で問題になるのは、第三項に「作業の性質上小口徑木の伐採を行つた場合は右同様作業終了の際必ずその旨神社に届出ること」というのがあります。小口徑木というのは、普通の雑木のようなものだと思ふのですが、こういうものを切っているわけです。

「委員長退席、山崎(平)委員長代理着席」

それを屈けてちゃんと許可を得てやったのかどうか。そうでないと、私は盗伐だと思ひのです。だから、とんでもない。ちよつとした許可を、自分のほうでこれは許可を得たんだとかつてに解釈をして、こういう事態を引き起こしたということにはならないですか。そういう営林当局自体の体質が大きい問題になると思うのですが、この点はいかがですか。

○福田政府委員　小径木というのは、常識的に言いますと、灌木類というふうに考えなければならぬと思います。測量の際には、あるいは造林地ではないかと思っております。あるいは伐採後の林分として、せいいい間伐程度の木かと思っております。測量の目的のために小径木だけという条件であったのに、大径木を切ったということになると、これはやはり問題があるかと思っております。その点については十分早急に調査をしたいと思っております。

○中川(利)委員　時間の関係があるから、次に進みます。いまの点については、これは先ほど言いましたように、資料、写真その他みんなそろっていますから、これはひとつ十分に徹底的に納得できるように、お調べの上、御回答いただきたいと思います。

今度はスキー場の問題に移るわけですが、国有林野内におけるスキー場の取扱要領についてというものの、昭和三十四年十月九日、そういう各営林局長あてに通達という連絡というものがいっています。その第三のところに、「スキー場敷は、国が直接管理するものとする。」こうあります。この日光湯元スキー場についてはだれが管理するのか、この拡張する新しいスキー場についてはだれが管理するのか、ひとつお聞きしたいと思えます。

○福田政府委員 国設のスキー場につきましては、主として国有林内にございます。場合によっては、先ほどお話の二荒山神社の土地というような場所にあることもございましょうけれども、原則として国有林内でございます。したがって、その管理は、営林署長に管理をさせておるものでございます。

○中川(利)委員 この日光湯元スキー場はA級のスキー場であって、年間利用者も日本でも有数のところなわけですね。当然国が直接管理することになるだろうし、そういうふうになつていくわけですよ。ところが、国が管理するといった場合は、このいま拡張を予定しておるスキー場の管理は、だから国がやるのか、それともほかの人にまかせられるのか、それはどうなっているのかを聞いていくわけですね。具体的に聞いていくのですから、具体的にお答え願いたいと思うのです。今度予定した新しいスキー場はだれが管理するのか。国であるなら国である、あるいはだれかほかの人にやらせるならほかの人だ、あるいは国が管理するなら国が何を管理するのか、そこら辺を少し明確にしたいなと思うのです。

○平松説明員 国設スキー場内の管理につきましては、ただいま長官から御答弁申し上げましたように、署長が管理することとございまして、これは署長が総括管理をするということとございまして、スキー場には通常リフトがございまして、リフトでスキー客がのぼってゲレンデをくだるといふこととありますが、スキー場における

安全の確保その他の点につきましては、営林署長が営林署員を指揮して、直接という形にはなかなかまいらないものでございますから、スキー場の関係者等でスキー場の運営協議会というものをつくらせてまして、そういうものを通じて営林署長が安全の確保と管理運営の適正を期しておるという意味において、総括管理をするという意味で署長が管理をするということとを申し上げたわけでございます。

○中川(利)委員 この日光湯元スキー場についての林野庁の承認の申請書、前橋営林局から出された申請書の写し、ここにありますが、これを見ますと、乙種索道事業二基、同じく一基、休憩所一棟、駐車場一カ所云々ということが書いてあります。索道事業というのはもちろんリフトだと思ふのですが、これらについては林野弘済会にやらせると書いてありますね。

そこで、林野弘済会という有名な、悪名高いというか何というか、札つきといひますか、そういうものにやらせるといふことの理由は一体何ですか。

○福田政府委員 いま林政部長からお答えしましたように、地元の運営協議会というふうなものもございまして、その管理の委任をさせておるわけでございますが、リフトそのものについては、場所によっては弘済会等にその経営を委託している場合もあるかと思ひます。

林野弘済会というのは、先生ただいま悪名高きとこういふふうにおっしゃいましたけれども、実は林野弘済会の職員というのは、林野庁に長年つとめておられる、二十年、三十年つとめてから入っておられる方が大部分でございます。したがって、この林野弘済会は財団法人になっておりまして、退職者あるいは職員の福祉の向上をはかるのが目的でございますが、長年山の仕事の経験を持つておられる人たちが大部分でございますので、林業、山関係の仕事に適した仕事については、そういう公益的な仕事を達成する目的の範囲内で行なう事業活動を行なっているものでござ

います。たとえば測量の関係であるとかあるいはそういういたスキー場の運営その他いろいろな仕事の一部を弘済会に受けてやっていただいている場合はございます。

○中川(利)委員 この前橋営林局長から林野庁あての申請書を見ますと、「国以外の者に行なわせる施設計画の概要」という欄がございまして、この中には索道事業は全部弘済会がやる、休憩所もやる、つまりレストハウスでしようね。駐車場もやる。これはスキー場外となっております。そうすると、そのスキー場の中の金もうけをするやつは全部林野弘済会がやる、また管理するということになるわけでございますが、この場合、国はどのように管理するのですか。特別に、これ以外何があるのですか。

○福田政府委員 いま御指摘のありましたたとえば売店の問題であるとか、そういうふうないろいろなサービスの仕事は弘済会がやっておりますけれども、たとえばスキー場の滑走面の刈り払いであるとか、危険な石、岩等があった場合にこれを除くとか、そういうふうなこと、あるいはその他人入ってくる人たちに對して危険の防止についてのいろいろな指導であるとかいふふうなことが、営林署職員が直接に指導管理する面であらうと思ひます。

○中川(利)委員 この拡張するスキー場のこれらのリフト、休憩施設あるいは駐車場、これらの所要経費の見込みは一億二千万円であると書かれています。そうすると、国がこういうものをつくつて林野弘済会にやってもらふのか、林野弘済会がこれを自分の金を出して、自分でやるのか、そこらはどうなるのですか。

○福田政府委員 たとえばリフト等については国設スキー場の中で国が直接施設する場合もございまして、あるいはまた売店とか休憩所とか、スキー場にはございせんけれどもキャンプ場とかあるいはトイレとか、いろいろあるわけでございますけれども、公共的な施設については国が直接施設を行なつてあとの管理を委託するという場合もござ

いますけれども、国が直接やる場合はできるだけそういういま申し上げましたような公共的な面についての施設を実施し、その運営については国が直接行なうかあるいは他の適当な経験のある民間その他の公共団体に経営を委託するとか、いろいろの場合が考えられると思ひます。原則としては、国が直接行なうものについては、ただいま申し上げましたように、基本的な設備であるとかあるいは公共的な面におけるいろいろな施設ということとを考えておるものであります。

○中川(利)委員 この場合は、原則的の云々じゃなくて、林野弘済会にやらせると書いてあるのです。事業者は林野弘済会とこう書いてある。お客さんから金をとって金もうけになるほうは林野弘済会なんです。あなたのほうは、だからちゃんとつくつてやるというだけの話なんですか。この場合は、そうするのですか、貸し付けするのですか。今度は林野弘済会が使う部分、リフトだとかレストハウスだとか駐車場だとか、敷地の貸し付けの料金だけ取るわけですか。それとも、そういうものをつくつてやって、あなたのほうで委託して請負的にやらせるのか、そこはどういうふうな考えているのですか。

○福田政府委員 国有地につきましては、施設に對しては貸し付けをするものでございまして、あとの運営等につきましては、その設備をどの程度に国がやるか、あるいは民間の人にやってもらうか、あとの経営はどうするかというのには、先ほど申し上げたとおりでございます。土地につきましては、貸し付け料を徴収するのが原則でございます。

○中川(利)委員 この際もう一つ、残された問題として、いま建物、施設、それは国がつくるのか、林野弘済会がつくるのか、どちらですか。

○福田政府委員 ただいまの御指摘の施設の範囲でございまして、ただいま申し上げましたようなリフトなんかは、八十幾つの国設スキー場の中でリフトを設定しているのは、国が直接やつたの

は二カ所だけでございます。そういうふうに見てまいりますと、地元でそういったことができる能力のあるものであるとか——これはリフトだけに限りませんけれども、いろいろな施設について地元の市町村あるいはその他県との関係といろいろ打ち合わせしまして、どういう人にそれをやってもらうか、とにかく国有林でございまして、土地は提供いたしますけれども、施設は国みずからやるか、あるいはその他の方にやっていただくかは、地元のいろいろな意向等も尊重して決定しておるものでございます。ただいまの日光の場合につきましても、弘済会に対しては土地の貸し付けはしてはるでございまして、

○中川(利)委員 ですから、私は具体的にお聞きしたわけですが、この場合は、林野弘済会にこれこれの事業をやらせると書いてあるから、やらせるための施設ですね。たとえば第一リフトは五百五十メートル、第二、六百七十メートル、三番目は五百五十メートルというところがちゃんと書いてある。これはだれがつくるのか。林野弘済会がこの場合つくるのですか、それとも国がつくってお渡しして貸し付けするとか、委託するのですか。どちらかというのを聞いています。

○福田政府委員 施設については林野弘済会がつくる予定になってはるでございまして、

○中川(利)委員 林野弘済会が自分でつくる。そうすると、貸し賃だけが問題になるわけですね、土地だけ借りるから。そうすると、お伺いします、このスキー場の拡張予定地のところに、おれの方々にやらせてくれ、林野弘済会からこういう申請が出されて、あなた方は林野弘済会にきめたのですか。申請が出たのかどうか。申請が出ないで林野弘済会にやらせるなどということはあり得ないと思うのです。そこら辺、はっきりしてください。

○福田政府委員 申請は出ておるものでございまして、

○中川(利)委員 林野弘済会にやらすといつ、どのようなところで事業計画なり資金計画なりその

ろって——それがあつたならば、それはいま出していただければいい。

○福田政府委員 さっそく林野弘済会の方々に連絡いたしまして、提出させるようにいたしたいと思ひます。

○中川(利)委員 私の調査によりますと、このスキー場拡張については、昭和四十二年当時、日光市の地元の日光湯元スキー場運営協議会から、ぜひおれたちが地元としてやりたいからひとつ何とか許可してほしい、こういう申請が出された経緯があるわけでありまして、地元の非常に関連の深い人々からそういうかっこうのものを出されたので、突然林野弘済会——それが却下されたかどうか、私よくわかりませんが、そのいきさつはどうなつていますか。

○福田政府委員 地元の意向を十分尊重してきめなければならぬということ、先ほど申し上げたとおりそう考へてはるでございまして、

○中川(利)委員 先ほどの問題も問題だと思ひますが、林野弘済会からそういう書類が出ておるといふことですが、私の調べた範囲では、そういう書類がないように記憶しておりますので、これもひとつ重要な問題だと思ひますから、ぜひともこの質問の時間中にもお知らせをいただきたいと思ひます。

昭和四十二年当時、地元の日光湯元スキー場運営協議会が申請して、却下されてはる——却下されてはるというよりも、むしろ環境庁にはこの書類が提出されたままになつてはると思ひます。環境庁、どうですか。

○新谷説明員 いま御指摘のございました四十二年当時の申請につきましても、ただいま承知いたしておりません。

○中川(利)委員 私の調べでは、そういうことになつてはる。理由不明のまま、これが環境庁の段階で保留のままその後音さたないということになつてはる。

なつてはる。そういうことで、地元の一層関係のある人の方の「利害関係を有する者の意見等を参酌し、具体的な事項を定めて行なうものとする」などというところをおおくは指導方針に書いてあるにかかわらず、それがだめなんです。

それから、昭和四十六年の五月の初めに日光市松原町三百番地の日光総業株式会社というものが同じように申請を出してはるでございまして、この新しい拡張スキー場によるリフトなどの申請を出してありますが、前橋管営局はこの書類を受け付けなかった。そのため、当事者の間に若干のトラブルがあつたわけですが、その事実を知つてはるでございまして、

○福田政府委員 承知いたしておりません。

○中川(利)委員 私の調査ではそのような事実があるのです。つまり、そこで、私、言いたいのは、申請をしたものがみなだめで、しかも地元の人がやつたものではだめで、林野弘済会はおたくは親戚だかどうか知りませんが、そうして林野弘済会が、私の調べでは、申請もしてないのにこれにやらせるということになれば、完全に癒着じゃないかと思ひます。そうなりますと、これらリフト事業にかかわる事業資金が一億二千万もかかるといつてはるんだ。そうすると、林野弘済会の資金計画にちゃんとこういう金を出すようになつてはる、そういう出どころとか、全部あなたの方でつかんではるでございまして、これも調査中ですか。調査しなければわからないのですか。

○福田政府委員 ただいま詳細内容を、私、承知しておりませんので、さっそく調べます。

○中川(利)委員 そのほかに、昭和四十七年五月一日、去年ですね、栃木県日光市湯元二千五百五十一番地先、国有林見林荘内、株式会社奥日光森林観光公社、代表取締役社長 藤本和幸という方より、栃木県知事を通じて、環境庁長官あてに、日光国立公園スキー場並びに付帯施設事業執行認可申請書が出されてはるでございまして、これについては却下されたのですか、どうなんですか。これは環境庁にお伺いします。

○新谷説明員 環境庁に対しては、四十七年十月六日付で株式会社奥日光森林観光公社から認可申請書が提出されてはるでございまして、申請の内容等につきましては、湯元の地域におきましてスキー場に対する事業が多い反面、かなり自然保護の観点からいろいろ検討すべき点が多いというふうな考へまして、現在のところまだ結論を出してはるでございまして、この問題につきましては、いろいろ経緯がございまして、なお慎重に検討いたしたいというふうな考へてはるでございまして、

○中川(利)委員 そこで、もう一度環境庁に聞きますが、そうすると、林野弘済会のそういう許可申請は、林野弘済会からおたくは受け付けましたか。それは許可になつてはるのだから。なつていなければできない勘定なんだから。

○新谷説明員 林野弘済会からの申請は私どものほうは承知いたしておりません。ただ、それとは別に建設のスキー場でございますので、昭和四十七年の四月十四日付で前橋管営局長から自然公園法に基づく協議がございまして、その協議の内容は、自然公園法四十条に基づく協議ということで、通常の開発行為を行なう場合の協議の手続をとられてまいりましたので、私どももいたしまして、自然公園内に設けますスキー場でございますので、これは公園事業としてあくまで把握をする必要があるということで、四十条ではなくて、自然公園法三十九条に基づく協議に直していただきたいということを御通知をいたしておる段階でございまして、

○中川(利)委員 そうすると、これまでに地元の日光市運営協議会が出してはる、日光総業、地元の会社が出してはる。しかも、いま聞きますと、この国有林見林荘内にある株式会社奥日光森林観光公社代表取締役社長藤本和幸の文書は、いま検討中だ、こういう状況なんだね。そして林野弘済会からはそういう申請はもつておらな。こういうことは一体あり得ることなのかどうか、どういうことですか、長官。

○福田政府委員 日光は国立公園地帯でもござい

ますので、特に環境庁との連絡は十分にとつてまいりたいと考えておるところでございます。御指摘の点について食い違いのあります点については、さらに環境庁とよく連絡をとりまして、是正してまいりたいと思っております。

○中川(利)委員 おたくでもうすでに許可しているんだ。この林野弘済会を事業者にちゃんと指定しているんだよ、ほかの方々ははまだ申請中なんですよ、この点について。

ところで、ここで私、なぜ奥日光森林観光公社のことを代表取締役の名前を含めてしゃべっているかといふと、奥日光森林観光公社代表取締役社長藤本和幸の本店は昇林荘にあるのです。昇林荘というのはどこで経営しているものですか。

○福田政府委員 林野弘済会の経営でございます。

○中川(利)委員 そうすると、林野弘済会と株式会社奥日光森林観光公社というものは、頭は同じだということだ。

そこで、お聞きしたいわけですが、藤本和幸という人物、この株式会社奥日光森林観光公社取締役、昇林荘内のこの人物はどういう人物ですか。

○福田政府委員 最近まで林野弘済会の会長をしておった人でございます。

○中川(利)委員 最近まで林野弘済会の会長をしておった。そしてその本社のあるのが昇林荘、林野弘済会の建物だ。そのほかに、この方は、私が調べると、元林野庁の業務部長ですね。そうなりますと、何か癒着もいふところじゃないか。林野弘済会が新スキー場の事業関係施設を一切やる。そういうことになりまして、ある時点のところで、それを株式会社奥日光森林観光公社に名称変更してしまふ。そうした場合に、林野庁、ぎゅっつと癒着できますか。法的に規制できますか。シャッポは同じなんだ。林野弘済会は法的な公益法人だから許可した。ところが、そのシャッポがぐるぐるになって、株式会社が一つうしろに控えておる。こうなった場合、スキー場は整った、そうす

ると、べんと売ってしまった、あるいは名義変更した場合、あなたは法的に追及できますか。

○福田政府委員 林野弘済会は、いま申し上げましたように、そういう地元のいろいろな関係の人たちとかあるいはいろいろな事業をやるといふ人たちが競争してまで利益をあげるという目的の会ではございませんで、申し上げましたように、長年林野庁、営林局、営林署につとめた人たちが構成しております。退職者あるいは職員の福利向上あるいは森林林野事業の向上に寄与するという目的を持っております。その大きな目的を達成する範囲内であるいろいろな事業をやる事業を行なっております。御指摘の点伺いまして、いろいろ検討しなければならぬ問題があるというように十分考えますので、なお詳細に急調査いたしまして、実施してまいりたいと考えております。

○中川(利)委員 私から言いますと、株式会社奥日光森林観光公社は、いまの藤本和幸さんが取締役社長、この方は元林野弘済会会長、その前は林野庁業務部長。そのほかに荒木一郎、この役員で取締役、この方は元函館営林局長、現在林野弘済会理事。そのほかに吉成一郎さんという取締役がいます。これは元宇都宮営林署管理官。そのほか監査役に鳥生真夫さんというのがある。この方は元高知営林局長、現在田中内閣の林政審議委員。こういう方々が、林野弘済会に長年勤続された方が一生懸命公益のためにやるなら私はわかるのです。林野弘済会と同じ場所において、同じ事務所の中で、一方では株式会社奥日光森林観光公社、公社なんという名前をつけておるが、株式会社です。そしてそこに全部集めておるのです。そういう事態の中で、あなた方は厳正とか何とか言うけれども、古手官僚が林野弘済会を看板にして国有林を食いのにするということ、皆さんが容認するということにならないか。だれが見たって、こういう状況ではそういうことにならないう。こういうことを許しておくこと自体が問題だと思ふ。まだまだ私は証拠を

あげることはありますが、重大なことではないかと思ふのです。一方で、表のつらは林野弘済会で、裏は株式会社ということになると、これは一体どうなんでしょうか。国有林の私有化であり、食い荒らしでしょう。それを皆さんは認めるのですか。

○福田政府委員 御指摘の点については十分指導監督を私たちもしてまいらなければならぬと思っております。具体的にいろいろ事例をあげて糾弾いたされましたけれども、確かに弘済会が現在やっております仕事の内容については、御指摘のとおり、反省しなければならぬ問題が多分にございまして、弘済会の目的に沿った仕事ができるように私たちも厳重にこれは指導監督してまいりたい、かように思っております。

○中川(利)委員 こういうやり方を野放しにしてきたところに、いまの営林局の体質があると思うのです。だから、たとえ林野弘済会に皆さんが指定した、そしてそれを名義変更して一年後にべらんと株式会社に移した、その場合、あなた方はこれを規制する方法は一つもないのです。そういう道をちゃんとつけておる。あなた方は道を開いておる。こういうことで、国有林が民有林の模範になるようなかっこうで運営されていくのかどうか、その点の見解はどうですか。

○福田政府委員 ただいま御指摘を受けましたような点について、多くの方から疑惑を持たれるような態度、これは厳重に反省いたしまして、徹底してこれを直していくように努力してまいりたい、かように思っています。

○中川(利)委員 つまり、この新しい拡張を予定したスキー場の舞台の演出者は、表向き林野弘済会であっても、裏にはこういうような営林局の古手官僚が束になって林政審議委員会を含めて集まっている。したがって、私が言ったように、林野弘済会がほんとに申請を出しているかどうかかわからないけれども、こういうものが許可を得て、ちゃんと道筋をつけておる状態があるのだと思ふのです。

そこで、お聞きするわけですが、先ほども質問したわけですが、たとえば敷地を貸し付けの場合、おたくではこういう方針を出しておるわけですね。国有林の貸し付け料金は、スキー場のような場合、この「算定にあつた時の時価の算定は、単なる山林における時価でなく、他のスキー場、行楽地、観光地等における当該施設の用に供している場合の土地価格等を参しよくし」云々ということになっている。つまり特別安い料金でやっているわけですね。あるいは貸し付け料金の算定については、なお、この場合、当該施設の用に供する敷地は貸し付けとして処理するものとする、この貸し付け料金の算定要領は追って指示するというか、そこには入れないで、別ワ

クにして何か特別こそつとやるような状態をつくり上げています。このようにすれば、国民の財産、国有林を食い荒らししている、こういうふうには言えないわけですね。そこで、もし貸し付けをした場合、あるいは施設は向こうがつくるわけですから、わずか二十ヘクタールこそそのものだったからおそらくそうしたいことは、何千万円にはならないと思う。貸し付け料だけでやるのですから、せいぜい五十万くらいのものでしょう、百万からいかないでしょう、ほんとにわずかなものですから。しかし、そこを利用する人は年間何人あるのか。たとえばスキー場でも奥日光の昭和四十五年の数字では二十三人の人が利用しているのです。スキーのリフトで一回上がれば、あれは回数券が大体三百円ぐらいです。三百円だつて二十五万人とすればリフトだけで七千五百万円入るわけですね。ほかには駐車場その他レストハウス等で一億円以上入るわけですね。あたりまえでしょう。おたくに払う分はわずか五十万から三十万しか知れないけれども、おそらくそんなものだ。こういうことは特権的な地位を与えることになるわけですね。そうであればこそ慎重にしなければならぬのに、あなた方はわざわざいじけんなやり方をしている、ということが今日の問題なわけですね。そういう事態に対してもう一回これを根本から再検討する

のかどうか、いまの許可の与え方について、この点をはっきり大臣からお聞きしたいと思うので

○福田政府委員 この土地の貸し付け料につきましては、御指摘のとおり、非常に安いではないかという、特にそういう観光に關係する地帯とか住宅の關係のところはそうでございます。逆にまた畜産用に供する草地その他については、これは高過ぎるという両方の非難があるわけでございます。したがって、従来は一定の土地の価格の基準を算定する場合には、いろいろな機關を設けて客觀的に慎重に検討しているところでござい

すけれども、今後は、こういった場所につきましては、売り上げ高を一つの基準にしまして、それにある一定の歩合に応じた料金をいただくということを検討しております。これが成案を得ますれば、直ちにそれを実施してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○中川(利)委員 いずれのことだつて、収入から見ますれば、たいしたことはない。不当な利権と結びつく、ものすごい利権と結びつく事業だということだけわかっていただければそれでいいわけです。しかもその背後には、弘済会が表向きには出ておられるけれども、そういうかっこうのものが控えておられる。さらにその背後にだれがいるかということについてあなたが気づきのことはありませんか。さらにその背後にだれが控えているのか。大手の私鉄資本がいまいろいろと画策している。私は二、三の証拠をあげることはできませんけれども、時間があるから、これはこの次の機会に譲りますけれども、大手の私鉄に対して最後に全部道を開いて、山林を彼らにかき回させる、そういう状況が指摘されているということについて、いまだありますとまだ間に合うのですから、皆さんのこの許可を含めて、全部このスキー場の事業執行の当事者についてあらためて再検討する、という御意思はないかどうか、お伺いしたいと思うのです。

○福田政府委員 いろいろ御指摘を受けましたので、さっそく検討しておきたいと思ひます。

○中川(利)委員 それでは、時間でありまさら、私の質問を終わりますけれども、いづれ国有林がこういうふうでやられているということからは、私はゆゆしい重大な問題だと思ひますし、場所が国立公園の中であり、自然公園として特別区域であり、日本の誇るべき景観を持つ地域であるわけですから。

最後に、きょう二時間にわたって質問したわけでありまが、これらのあり方について農林大臣の基本的な反省なりあるいは今後に臨む態度なり、こういうことをはっきり出していただきたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 国設スキー場に対しての各種の疑惑について御説明をいただいたわけでございます。御審議の経過からいたしまして、われわれとしても国有林の経営のあり方につきまして幾多貴重な御意見を拝聴いたしました。今後の反省をいたしたく考えた次第でございます。よくこの事態について究明をいたしたいと思ひます。

○中川(利)委員 終わります。

○山崎(平)委員長代理 この際、午後一時三十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分再開
○渡辺(美)委員長代理 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。瀬野次郎君。

○瀬野委員 森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案について、農林大臣並びに林野庁長官、關係当局に質問いたします。

農林大臣に最初、数点について、總括的な問題として質問申し上げます。

田中首相が、去る七月十一日当委員会に出席された際、私、数点にわたって質問をいたしましたわけでありまが、それに関連してまず農林大臣にさうらにひとつお伺いをいたしたいと思ひます。

最初にお尋ねしたいことは、国民生活の中で森林の果たす役割りというところについてお尋ねをするわけでありまが、わが国の森林及び林業を取り巻く情勢というものが、いままでは国の森林、林業政策が木材生産等の経済的機能を発揮するようになつて傾斜をいたしてきておつたわけでありまが、今後とも、森林の持つ国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全または形成等の公益的機能という問題が、国民的要請が強く出てきて、これが最も大事である、こういうふうになつておられるわけでありまが。

そこで、国民的要請である森林の持つ公益的機能が強く叫ばれておられるにもかかわらず、林業に対する財政投資というものが、御承知のように、農林省の総予算一兆五千三百四十五億圓中、林野の予算が千三百五十六億圓で八・八%というシェアでございませう。国土の約六八%が森林である、こういうことから見ましても、国自体もつと力を入れていただきたい、このことは田中首相にも強く迫つたわけでありまが、これは田中首相にも強く国民的要請にこたえるというふうな真剣な姿が見られない、かように私は思つてならないわけでありまが。毎回の国会を見ましても、森林関係の審議がいつもあと回しになつて、なかなか十分な審議の時間がとれないということもあり、ないがしろにされているような感じがしてならないのを、私、国会に出ましても感じております。

今回の法律案を見ましても、真に森林をささえているにない手が明確でない、林業家不在の政策である、こう言つても過言ではないと思つております。御承知のようにだんだん過疎が激しくなつてまいりまして、農山村においては出かせぎに行く人または離村する人が多くなつてまいりております。先般は田中首相に、列島改造もさることながら、農山村で林業のない手をつくっていくことが真に大事ではないかというふうなことを言つたわけでありまが、こういうことから見ましても、

も、林野庁また農林省当局の森林に対する施策というのが財政的に見てなかなか十分でない、このように指摘せざるを得ません。もちろん、最近では若干の造林補助金の単価の引き上げ等がありましたが、従前とあまり変わつてないということも私は指摘するわけでありまが。山村における林業家が希望を持って今後林業に取り組んでいく、こういった意味からも、財政的裏づけを、従来と違つた抜本的な政策を樹立せなければ今後たいへんな問題になるんじゃないか、このように指摘せざるを得ません。

そういったことで、農林大臣は、林業に対して、新しい予算編成の時期にもなつておりますので、十分対策をとつていただかなければならぬと思つたのですが、森林法の改正にあつた後、今後そういった意味における腹がまえ、対処方針、こういったことについて冒頭見解を承りたい、かように思ひます。

○櫻内閣務大臣 今後の森林行政のあり方につきまして、お話しのように、経済的機能に対し公益的機能を重視していくということは、基本的に当然のことだと思ひます。このために予算措置がどううかということ、本年度の農林関係予算の中で林野予算が八・八%という点で非常に予算面での見方が少ないのではないかと、こういう御指摘を得たわけでございます。

(渡辺(美)委員長代理退席、委員長着席)
この林野行政の關係では、一般会計の關係のほか、御承知のように特別會計をもつて各種事業の運営にも当たつておられるわけでございます。一般会計の概算が千三百五十億圓、特別會計の予算のツツは千九百五十億圓になつております。この辺に林野施策をやる上における配慮をしておられるわけでございますが、今後行政の上におきまして、造林の推進あるいは林道の整備拡充などの生産基盤の整備、林業構造改善のための諸施策、林業従事者の福祉の向上、これらの諸点に積極的な予算措置を講じ、林野行政の拡充につとめてまいりたいと考えておられる次第でございます。

○瀬野委員 あまり自信のある元気のいい答弁ではありませぬけれども、いずれにしても、もつと林野に力を入れていただかなければ、外材の輸入がどんどんふえている現状でありますし、また森林のサイクルが長いということもございまして、国の力の入れ方がどうしても少ない、こういうふうな思われてなりません。農林大臣も、予算編成時期に入つてまいりますので、十分対処していただくようにひとつお願いしたい。先日田中首相にも十分このことは申し上げたわけですが、ひとつ財政当局にも十分な予算要求をして対策を立てていただきたい、かように思うのです。

次は、森林の乱開発の防止対策の問題でございませぬけれども、御存じのように、この公益的機能の国民的要請については、いまま大臣から答弁があつたとおりでありますが、保全だけでは機能を十分に果たせないというところはもう当然でございませぬ。そういうことから、国民の要請にこたえて、需要の増大に対応して木材の安定的供給をはかるということも、これは当然のこととございませぬ。流通対策とか、なかなか価格対策が不十分であるということも、私は率直に指摘せざるを得ませぬ。昨年来の商社の買い占めとか木材の値上がり等いろいろございまして、林業に従事している方が安心して希望を持って今後働くことができるようにしてあげなければ、今後の林政というのはいへんな問題をかかえておるといふことを申し上げるわけです。

そこで、今回の改正によりまして、森林組合がみずから森林の経営を行なうことができるという道が開かれておりますけれども、これだけではなかなか乱開発防止のためにはならない。森林組合自体は、林地の転用だとか林地造成、交換分合などいろいろ行なうべく森林を買って再配分しようといふことになつても、なかなか商社なんかに対抗できないのであります。先日もし上げましたように、農地法では規制がございませぬけれども、森林の場合はいわゆる林業家以外の方でも林地を求めることができるということになつております

ので、今回の森林法改正等があるわけでありませぬが、そういうことから見ましたときに、やはり長い目で、サイクルの長いこの森林を経営するためには思い切つた処置をしなければならぬ。そこで、適正伐期齢に至るまでの、償還の長い、すなわち四十年償還十年据え置きというふうなことを考え、さらに国が利子補給をするというふうな思い切つたことをやらなければ、今後の林政というものはなかなか永続的、安定的な供給をすることが困難になるんじゃないか、こういうふうな思つております。ずいぶん思い切つた言い方でありませぬけれども、こういうことをよく財政当局に認識させて思い切つた措置を講じていかなければ、いままのようなことだけではとても林業の経営は将来おぼつかない、かように思うわけです。そういうことと、森林組合等に対する思い切つた施策、それからまた、四十年償還の十年据え置きというふうな金融問題、こういうことも十分考へてほしいと思つたのですが、どういふふうな検討をしておられますか、この点についてひとつお答えをいただきたいと思つたのです。

○櫻内閣務大臣 この森林所有者の協同組織等、森林組合の役割に対する期待はますます増大しておると思つております。その機能の一その充実と体質の強化をはかる上に、今回の森林組合制度の改正をお願いをいたしまして、事業範囲の大幅な拡大や管理運営体制の整備強化等をいたしたい、あるいは広域合併の促進をはかりたい、このようにお願いをしておるわけでございますが、ただいま御指摘のような四十年償還十年据え置き等の長期低利の融資をどうか、これは森林組合の活動をなす上におきまして現状のような融資制度ではいかか、こういう意味合いにおける御意見であつたかと思つております。今後の組合の林地取得資金あるいは造林資金などにつきまして、現行よりさらに長期低利の融資を行なうということにつきましては、御意見としてはよくわかるかとこゝろでございませぬが、林業金融全般との関係を考慮して検討していく必要がある、このように考

へますので、これからの私どもの検討にひとつおまをいただきたいと思います。まあ従来も徐々には貸し出し条件を緩和してまいつておるのでございませぬが、御意見のように、大幅にやれるかどうかというところにつきましては、いまこゝろではつきり申し上げかねまするが、御趣旨につきましましては尊重してまいらる考えでございます。

○瀬野委員 もう一点農林大臣にお伺いします。国内林業の強化策ということについてですが、昭和十六年が六三・二％、十六年が六〇％、まあこういうふうなことを当局では見ておられますし、またそういうふうな推移するように資料が出されておりますけれども、こういう長期見通しを見ましたときに、日本の林業資源というものは、森林の総蓄積が二十一億立方メートル、伐採量が昭和四十五年で六千六百万立方メートルとなつておりました。標準伐採量が六千五百万立方メートルというところから見ますと、昭和四十五年でもすでに百万立方メートルの過伐となつております。

政府は、外材の開発輸入促進に積極的に力を入れておりますけれども、世界の木材は輸出を制限する方向で、資源も少なくなりつつあることは御承知のとおりであります。もちろん、御存じのように、南方におけるラワン材その他の伐採あと地、こういったところが現地で問題になりまして、緑の侵害というところで、日本の商社がやってきて切り荒らす。林野庁は、試験的に現地に試験栽培をするとか、または造林をやるといふようなことで、いろいろ研究をされ、経費も支出されるようになっておりますが、現地では、私、昨年九月東南アジア地方に二十日ほど行つてまいりましたけれども、オランウータンとかいう、いわゆるゴリラとサルの中聞みたいな動物が、山を切つたために、里へ出てきて、いろんな農作物を荒らすといふようなことで、家畜等食ひ荒らすといふようなこともありまして、問題になつていふことをしばしば聞いてきたわけですが、ラワン材

なんかは天然にでないとなかなか生長しない、植林ではなかなか育たないといふことが現地でいわれておりました。こういったことから見ましたときに、はたしてこれがうまくいくかどうか。まあいづれにしても、商社が切つたあとの林地に日本がある程度御恩返しをしなければならぬことはよくわかりますけれども、私は、もつと内地の、いわゆる日本の国土において植林あるいはまた森林造成をすることがたくさんあるんじゃないか、こちらに力を入れるべきじゃないか、こう思うのです。

大蔵省なんかは個人的に聞きますと、大蔵省が言うには、日本でつくるより外国から持ってきたほうがよいではないかと、同じ金を使うなら、外国に投資したほうがより安い木材が入ると、こんなことを平気で言つてゐるわけですね。私は、こういったこととじゃ国土の林業政策というのは成り立たない、かように思うわけです。言うまでもなく、日本の林業資源も需要を充足できる木材は不足しておるわけでありませぬから、外材輸入に求めることは当然でありますけれども、世界の木材の動向を考えると、資源開発輸入に力を入れて国内の林業を軽視するといふようなことになつたのでは、これはたいへんだといふことを指摘せざるを得ませぬ。同じ財源を使うならば、国内の林業振興に使うことが最も効率的であると思つてございませぬ。もちろん、全然外国に投資することができないとは申しませぬけれども、そういったことにもうちょっと力を入れるべきじゃないか、かように思うわけです。

また、北海道と九州と比べますと、やはり九州のほうが雨量が多いし、生長量も二倍から三倍近い生長を遂げているといふことも考え合わせますときに、何も雨量の多い九州あるいはまた沖縄に造林をといふばかりにもいきませぬけれども、いろいろそういったことを考へて、効率的にやはり国内の木材の安定供給といふことを考へて、今後の林政に十分対処せねばならぬ、かように思うのです。

後ほど森林法の細部に入ってまた質問する際にもいろいろ触れますけれども、そういったことについて、日本の林業の将来、こういったことをあわせて農林大臣から御見解を承っておきたい、かように思います。

○農林省大臣 日本林業の将来を考えましたときに、先ほども申し上げましたように、この森林資源の持つ公益的機能、すなわち国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、形成、これらのことを十分念頭に置いておく必要があると思ふのであります。そこで、現在の木材の需給関係を見直してみますに、短期的に見ますと、木材の依存率が高まってまいります。この上がっていくのは、いまお示しのような一部の方が言われるように、国内で資金を使うよりも外国でこの資金を使って開発輸入でもどんどんやるがよいという趣旨でなく、むしろ長期展望の上に立つて将来の日本の森林の状態をよくするという上におきまして、ある期間をとらえて見ますと木材の依存率が高くなる、こういうふうな御理解をいたしたきたいのであります。本年二月に発表いたしました森林資源に関する基本計画は、そういう考えに立つておるのでございまして、適正な森林施業の推進、造林、林道等の生産基盤の整備、林業構造の改善、林業労働力の確保対策等の諸施策の推進をはかりながら、次代の国民のために国内森林資源の培養に努力をいたしたい、こういうことでございまして、根本的には瀬野委員のおっしゃる御趣旨に沿つておると思ふのであります。ただ、短期的に見た場合に、やむなく木材の依存率が高まる、このように御理解をいただきたいと思ひます。

○瀬野委員 次は、林野庁長官に若干お伺いしますが、日本の林業資源のいわゆる年間生長量、標準年伐量、また現在の伐採量、こういったこととお聞きしておきますけれども、国有林と民有林に分けてまして、まず国有林のほうから、現在の年間生長量は、総蓄積が幾らで、どのくらいであるか、また、標準伐採量に対して、現在の、昨年ま

たおとし等の伐採量が幾らで、どのくらいの過伐になっておるか、こういった点についてまず説明をいただきたいと思ひます。

○福田政府委員 国有林の内容について申し上げます。

国有林の現在の——現在と申しますと、昭和四十六年度でございまして、生長量が千七百七十一立方メートルになっております。この収穫量は二千四十三立方メートルでございまして、生長量に対して収穫量は一七四〇というふうになつております。なお、蓄積は八億二千五十五立方メートルになっております。

○瀬野委員 そうすると、現在の時点でも、伐採に対して幾ら伐採量が過伐になっておりますか、数字にしておしやうございませう。

○福田政府委員 国有林の標準伐採量は千六百五十二立方メートルでございまして、四十六年度の実績が二千四十三立方メートルでござい

【委員長退席、山崎(平)委員長代理着席】
これが一応平均でございまして、傾斜配分をいたしております。

○瀬野委員 そうするとかなりの過伐になっておるわけですが、このまま推移していくと、いつごろこれが法正林となつてバランスがとれるようになるのか、どういうふうな検討しておられるのか、御承知のように、日本の総蓄積が、その生長量の範囲内で切つていけば、森林はいわゆるいつまでも持続できるわけですね。ところが、過去においては戦争があったりいろいろなことがありましたし、また経済の動向とかいろいろなことがありますので把握がむずかしい面もいろいろあると思ひますけれども、しかし、計画きちつとこういふことを検討されてやはり長期としては見通しを立ててやつていかないと、林業はサイクルが長いのですから、そういった面で、いずれまたこれは会議を見てから検討させてもらうのですけれども、このまま過伐でいっている

けれども、今後何年後にこういふことがバランスがとれるようになるのか、標準の範囲で切つていくように考えておられるのか、その点の見通しはどういうふうになっておりますか。

○福田政府委員 いま申し上げましたように、十五年間平均では千六百五十二立方メートルでございまして、四十六年度はさらにそれが多くなりまして一七〇〇くらいになっておるわけでございます。この理由は、国有林は、先生御承知のように、非常に老齢過熟の天然林が育楽山脈地帯にございまして、四十年生以上のそういった天然林というものが八割以上占めておるわけでございます。なおまた、逆に平地近くには戦後植栽しました非常に若い造林地が多いわけでございます。伐採できるような、いわゆる四十年生以下の森林というのはほとんど一割程度しかないわけでございます。

したがいまして、現在、標準の伐採量あるいは生長量を見ますと過伐という印象を持つわけでございます。考え方をしましては、ただいま申し上げました奥地林の老齢過熟の天然林を、つまりこれは生長がほとんどしないものでございまして、これを若い林に切りかえて、生長力の旺盛な、つまり活力のある森林に切りかえていくということが一つの基本的な考えになっておるわけでございます。そのための暫定的な措置として一応過伐という現象が見えておるわけでございます。しかし、これは大臣からも申し上げました基本計画の線に沿つて考えますと、いづれ昭和九十六年には先生の言つた法正林の状態に近づくもの、こういうふうな判断をして、その目標に向かつて施業を進めておるものでござい

○瀬野委員 農林大臣もいまお聞きいただいたと思ひますけれども、気の長い話ですが、昭和九十年には一応法正林に持つていくというふうなことで検討されておるということですが、そういったことから考えても、これは国民の需要に対して供給の面で、日本の林業というものがサイクルが長いだけに、今後相当真剣に手を入れておかなければ、

子孫末代これはいへんことになるということを考えます。また、いろいろな災害とか木材の需要が増大したというふうなことが起きてきますと、この計画もまたいろいろ検討しなければならぬということになってまいりますし、こういったことを考えましたときに、これは気の長い話であるけれども、相当いまい力を入れておかなければたいへんであるということをおもひます。よく認識して今度の予算編成等にも対処してもらいたい、こういうふうな思ひを申し上げます。

同じ要領で、民有林の場合に、これは総蓄積をどう見ておられるか。私は手元に数字を持つておるのでございますけれども、公開の席でひとつはつきりおっしゃつていただきたい。年間生長量が幾ら、標準年伐量が幾らで、現在の伐採量は幾らになつておる、法正林に持つていくための今後の見通し等はどういうふうな計画されておるというふうな点について、ひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○福田政府委員 民有林につきまして申し上げますと、新計画におきましては、民有林の蓄積は十二億二千六百三十三立方メートルでございまして、これに基づきまして、なお、四十六年の生長量は八千二百二十三立方メートル、これをもとにしまして、収穫量は四千四百七十三立方メートルでございまして、国有林とは逆に、生長量よりも収穫量小さいのでございまして、生長量に対する収穫量は五十一というふうな相なつておるものでございまして、これも同様にして、昭和九十六年、つまり、いまから五十年先におきましては生長量と収穫量のバランスがとれるという方針に向かつて施業の指導をしていくものでござい

○瀬野委員 民有林の標準年伐量は幾らですか。

○福田政府委員 全国森林計画に基づきまして、約五千万立方メートルになっております。

○瀬野委員 全国森林計画の年伐量では、これは六千万立方メートルではないですか。

○福田政府委員 先般改正しました計画に基づきますと、十五年間で七億二千一百万立方でござい

まして、これを十五で割りますと、ただいま申し上げました約五千万立方メートルとなるわけでございます。

○瀬野委員 これはいつこういうふうに確認をされたのですか。いつごろのバックデータなんですか。

○福田政府委員 六千万立方メートルは、これは御指摘のありました改正前でございます。三月に改定したものでございます。

○瀬野委員 農林大臣にお伺いしますが、いまお聞きになったとおりですが、これをやっても一時間ぐらしかかっちゃうのですけれども、実際にいま林野行政は国有林に大傾斜しております。民有林のほうが影が薄くなっている、こういうことで、いわゆる民有林関係ははずいぶん批判をしておるわけです。したがって、林野庁の組織そのものも、もっと経営関係と指導関係と分けるとか、検討もするというようなこともいわれておりますが、事実、民有林の場合なんかを見ても、これはなかなか掌握がむずかしいと思えますけれども、当然、こういったいわゆる総蓄積に対する標準伐採量というものはつきりしておかなければいけません。今度三月に五千万立方メートルに一応設定したというように、全国森林計画の表を見ても六千万立方メートルになっているわけです。また一説によると、四千万立方メートルというようにもいわれておるわけでありまして、どうもはつきりしない。そういったことで、実際に幾ら蓄積があつて、幾ら生長をして、標準伐採量は幾らで、年伐が幾ら、いまだだけの過伐であるから、今後これをどういうふうに植林をして森林の造成をはかつて、何年には法正林に持つていく、こういったことが明確でないために、どうも私たちもつきりしない。そういったことがはつきりしないで、ただいま三月にあらためて改正して五千万立方に年伐をきめたというところでありますけれども、実態が明らかでない。そういったことをはつきりせずして、どうして行政ができるのか、今度の森林法の改正、また

は林野の行政がなされるのかというふうなことがどうしても心配でならない。そういったものがはつきりしないために、やるべきところが砂上の楼閣みたいな感じがしてならない。そういったことをつきりしてもらいたい。このために必要であればいわゆるプロット調査をするとか、いろいろな調査をしてつきりしたものを握って、経費も使ってそして一回総点検、洗いざらいして、こういったものをつかんで計画に乗せるなり、やっていかねければならぬと思うのです。今回森林法の改正が出ておるやきにこういうことを言うことはどうかと思うけれども、しかし、こういったことをやらなければ、せっかくいろいろな改正をしてやっていっても、実態というものがはつきりしないと、われわれの今後のいろいろな方針、または今後の日本の林業というものがどうも実態を踏まえた上での将来展望ということができない、こういうような気がしてなりません。質問すればいろいろ数字をあげておっしゃいますけれども、なかなかこういったことがわれわれ自体がのめ込みにくいのです。そういった意味で、こういったものに対して、いま直ちにといったもこれは時間もおかしく、たいへんなことであります。五年ごとという計画を編成してやっていかれるわけですが、十分こういったことを踏まえて検討していただいて、日本の林業の総蓄積、それからどれくらいを切っておるのだ、年間どのくらいの伐採量に持つていったらば標準伐採量になるのだ、そういったならば外材がこうして入ってくる——日本の林業も、戦後植林したものがいま二十四、五年たつて間伐の時期が来ておるべきであります。今後の日本の林業というものは、昭和何年ごろには政策上法正林になっていく、そしてまた緑が復活していく、そしてまた、山を戦時中切ったあの乱伐、こういったものが必ず直される、こういう明るい見通しがあるのだ、そのために林業産業に力を入れて、いま子孫のためにうんと施策していかねければならぬ、こうい

うふうに思うのですけれども、それについて農林大臣の明快な答弁をいただきたいのです。大臣もいつまで大臣をやられるかわかりませんけれども、とにかく歴史に残る大臣をなさっておるわけですから、やはりいまの大臣でおられるときにはつきりとした答弁をなさって、強力に財政当局にも、必要であればそういった計画をするためにいろいろな施策のための予算をとって十分対処してもらいたい、こういうふうに思うわけです。御見解を承りたい。

○櫻内閣務大臣 先ほど林野庁長官からお答え申し上げた最も最近の全国森林計画、三月のもの、これは最近の諸情勢、私からも申し上げておる公益的機能を十分踏まえて新たな計画をお示しいたしておると思うのであります。したがって、いま瀬野委員から、何か林野庁の発表する計画に心もとないようなお感じをお持ちになり、こういった森林法の改正を機会に全国的な総点検をもう一度やったらば、こういうような御意向も拝察できたのであります。われわれとしては、この三月の、お示した計画というものが、これが新しい時代、情勢も反映したしつかりしたものである、こういう認識に立つておりますので、これをもとに諸施策の遂行につとめてまいりたい、かように考える次第であります。

○瀬野委員 農林大臣、いまさうおっしゃるけれども、当局はよく聞いておられると思う。その専門分野で、林野庁長官をはじめ各職員を奨励して、十分ひとつこういったことがわれわれ委員に明確に資料として出していただけますように、別途また資料もいただきたいと思ひます。正式の場でお願ひしておきます。

いづれにしても、国有林のほうはまだしも、民有林のほうで実際に実態はなかなかわからない。これはなかなか経費と時間のかかることで、たいへんでありますけれども、いづれにしても、森林法の改正、また今後林野行政を推進していく上において、そういったものがはつきりしなければ、なかなか行政はできないと私は思う。そういった

意味からも、かなり前のバックデータでもけっこうですし、また今後こういった民有林の伐採量、生長量の問題をどういうふうにいづろ把握してやっていく考えであるか、どういうふうにしておられるか。いまのままで、とにかく実態をつかまぬまゝいくのではないかと思います。

後ほど質問いたしますけれども、林野伐採に対する届け出制、今回はかなりきびしいものがありますけれども、それにしても、実際に、従来もそうですが、今回かりに法改正をしても、現地の実態は、私も現地に、長年山にいてそういったことを味わってきたが、実際にこの伐採届け出制の施行というものはなかなか困難なものです。伐採したあとでなければ届け出ない。届け出したものも、しかし、へたに正確に届けると税金の対象になるといふので、やらないし、今回の改正によつて、届け出をしなかつたり、あるいはまた届け出と違つた、誤つた伐採をした場合等は、いろいろ規制がされ、罰則が設けられておりますけれども、実際に、言うはやすく実行はむずかしいというふうなことを考えましたときに、特に民有林のこういった掌握は困難なことも十分わかつているけれども、こういった木材のたいへんな需要供給の問題が起きているときに、やはりこういったことをあえてやっていかねければ、これはもう狭い国土、しかも六八割が森林であるという日本の林業資源を思つたときに、何としてもこれはやらねばならぬ問題である。こういったことにうんと力を入れて、もつとひとつ国内の林業の振興と蓄積の増加に努力してもらいたい、かように思ひてなりません。林野庁、その点について何か……

○福田政府委員 御指摘のとおりでございます。特に民有林の場合につきましては、零細な、つまり五町歩未満の森林所有者、最近規模は少し大きくなりましたけれども、まだ九割ぐらゐを占めているわけでありまして、特に、いま御指摘の届け出制の問題でございますけれども、この達成率がなかなか低いという問題がございます。確かに、届け出まして知事の

認可を得た場合には、いろいろと補助あるいは融資、税制等の優遇措置はございます。しかし、御指摘のような点でなかなか達成率が低いという問題がございまして、今回また森林法の中におきましてそれらのことも考えまして、従来の属人的な共同でなくて、属地的な、いわゆる団地としての共同施設計画というふうなものについても改善をはかってまいりたいと思っております。指導を強化いたしまして、この届け出制度が信頼されてそしてそれが普及されますように念願しておるものでございます。

○瀬野委員 本論に入りますが、公益的機能の強化という問題について若干お尋ねをしてみたいです。

まず、今回の森林法改正にあたりまして公益的機能が国民的要請であることは、さきから申上げたとおりであります。森林所有者の社会的義務感に訴えるだけで、はたして今回の改正の趣旨に沿って十分公益的機能の確保ができるかどうか。いわゆる森林所有者は、その見返りというものがなければ、ただ国民的要請がある、また国家的な要請があるからといって、自分がそれだけに甘んじておられるかという問題が大きな問題だと思ふ。そういう点については、本法改正にあたってはどういうふうな検討されてきたか、お答えいただきたい。

○福田政府委員 公益性を重視するということは、今度の森林法の改正におきまして一番重きを置いた点でございます。

そこで、森林計画制度を改善いたしまして、森林の機能別の整備の目標、つまり、従来のように木材生産を主体とした考え方のほかに、機能別にいろいろあるわけでございまして、いわゆる公益的機能には、たとえば、国土の崩壊を防止する、そういう国土の保全、あるいは水の資源——森林は水のダムでございまして、水資源の確保とか、あるいは環境の保全、そういうような機能別の整備の目標、それから森林の土地の保全に関する計画事項、こういったようなことを追加しま

すとともに、森林の計画はこの森林の持つべき公益的機能の維持増進に非常に配慮してやらなければならぬのだということを明確に法律の中に書いてございまして、これは昨年の自然環境保全法案のときから、これを森林法改正の中に入れて考えておいた事項でもございまして、これはもう明文化してございまして、この森林の整備の目標を示し、そしてその森林の整備の目標を実施するための基準を明らかにするということを考えているわけでございまして、

「山崎(平)委員長代理退席、委員長着席」
なお、森林が適正に保全されるように、これにつきましては、開発の許可制の導入、これは知事の許可制にする考えでございまして、それから、いまお話の出した伐採の届け出制度、これの変更の命令を追加するというふうなことも考えているものでございまして、

こういうふうなことを中心にいたしまして、健全な林業活動を通じて、そして適切な森林施業をすることによりまして、森林の施業の実行に伴う費用のかかる場所につきましても、この規制をするわけでございまして、公的な負担の拡大を含みましてこの適正化をはかる、たとえば補助であるとか融資であるとか、あるいは税制面でございまして、そういうふうなことをはかるとともに、それから造林の推進あるいは林道の整備、林業構造の改善、それから林業従事者の福祉の向上、こういった施策につきましても強力に進めてまいらなければならぬ、かように考えているところでございまして、

○瀬野委員 それで林野庁長官、各種施業に対する助成だとか税制面の優遇措置、林道あるいは損失補償だとか、いろいろ当然のことですが、この公益性、公益的機能が国民的要請だからといって御承知のように、最近レクリエーションがだんだん盛んになってきてまして、年に一度か二度、都会の人が涼を求めて夏、山にやってくる。そのため、森林所有者は、伐採もせずに、あえて都

会の人たちに提供するためにその森林を維持しておく——ということばかりじゃないけれども、そういうことになりがちでありまして、それではやはり、その森林所有者としては生活もしなければならぬし、都会の人たちのために木を切らずに、ただ都会の人たちが涼を求め、自然を求めて来るのを待っておるということにはならぬわけですね。そういうことを思ったときに、森林法改正にあたってやはりそういった面を十分考えないといかぬ。そのために、その山林所有者に対してどういふふうな認識をさせたり、どういふふうなそういうことを徹底させたり、これは容易なことじゃないと思うけれども、いま言われた税制面の措置だとか、いろいろな優遇措置をなさると思ひますが、そういうことはどういふふうな具体的になさるつもりでございまして、

○福田政府委員 ただいま申し上げました税制措置等につきまして、あるいは融資の面につきまして、あるいは補助の面につきまして、いろいろと優遇措置を、つまり、森林の施業に対する規制をしてまいらなければならぬものですから、特にその森林の所有者に対してそれを緩和する策として考えられるわけでございまして。たとえばその税制の面におきましても、保安林あるいは普通林につきましても、規制をされた場合におきましては、その財産を譲渡する場合の緩和措置であるとか、あるいは融資の場合におきましては金利を低くするとか、あるいは補助にしまして、そういう規制をした場合においてはその率を高めるとか、そういうことを考えているものでございまして、

○瀬野委員 そこで、いま論議してまいりましたように、公益的機能を林業振興という面から考えていきましたときに、この森林所有者に対して全面的に協力をしていただくというところは、これはもう当然でございましてけれども、今回の改正によりまして、林業活動の制約を受けるような森林施業の採用を内容としております関係から、従来からの林業の振興の諸施策等を十分これは再検討して、地方公共団体の強力な助成等によることの新た

な林業振興制度というふうなことをも当然考えるべきじゃないか、こういう意見があるわけですね。たとえば再造林の復活、造林補助の単価を上げるとか、林道の補助単価を上げてあげる、またはいろいろとこまかいめんどうを見てあげるというふうなこと等も含めて林業振興制度というものを考えていかないと、裏打ちにならぬんじゃないか。一方的な公益的機能だけを押しつけても、実際に目的が達せられるかどうか、こういうふうに思うわけですね。その辺の十分の配慮がないといかぬと私は思うのですが、林業振興制度というふうなことに付いていろいろ御検討の用意があるのか、お答えいただきたいと思う。

○福田政府委員 御指摘のとおりでございまして、ただいま御指摘のありました県の指導を強化するとかいうこともございまして、国が直接補助すると同時に、県のほうでもやはりそういうふうなめんどうを見てやるということとは特に必要になってくると思うわけでございまして。森林施業に対していろいろと、従来は保安林の制度、これにつきましても、先生御承知のとおりいろいろな助成制度がございまして、税制あるいは金融、あるいは補助につきましても、他の一般の場合と違つて非常に有利な制度を設けておるのでございまして、それに順じまして、保安林以外の問題につきましても、規制を強化する場合においては、それに順じたいろいろな制度を考えてまいりたいというところで検討しているものでございまして、

○瀬野委員 それと、この林道の場合ですね。林野庁は、この維持管理費等については、まだいまからつくる林道も多いので、なかなかその予算が回りがねるというふうなこともあつて、現在できている一般林道等のいわゆる維持管理、こういったものに対してはなかなか経費のめんどうを見ていただかない。最近若干、その路肩の修理だとか、こういったことで芽を出してきたとはいへない、事実、林道をつくったあとと相当これはかわれておる。かといって、使用料を取るといっても使用料を取る人の人件費も要るし、なかなかそう

いったことはできない。かといって、市町村が管理をしているといっても、なかなか維持費には財政が続かないという問題があります。そういったことで、農道と違って林道は距離もかなり長く、奥山にわたる場合もありますので、この林道のいわゆる管理費、こういったものを見てもらうと同時に、いわゆる市町村道あるいはまた県道等から林道までつなぐところのいわゆる取りつけ道と申しますが、その間の補償という、こういったものについてはどういうふうにか考えておられるか。農道の場合なんかは十分そういった補償費等が出てきますけれども、林道の場合なんかは、林道をつくるその林地の入り口まで、いわゆる一般道からいわゆる人家のあるところを通ったり、あるいは田畑のところを通していく、その場合にどうしても取りつけ道までの林道のいわゆるつづれ地の補償がなくてはならぬわけですが、これが林道の場合全然ないわけですね。そういったことでどうしても里山開発ができなかったり林道がなかなか進まなかったりする。それがまた過疎の原因にもなってくるというところで、そういったところのめんどろ見がなかなかないわけですね。そういったことをあわせてどういうふうにか考えておられるのか。こういう森林法改正のときにあたって、そういったことも十分配慮して今後の林業振興に当たってほしいというと思うのですが、御見解を承りたい。

○福田政府委員 御指摘のとおり、林道は奥地の山岳地帯が主でございますので、開設費にも相当経費が要るわけでございますが、同時に、その後の管理は平地以上にやはり必要なものでございす。その点におきましては、従来、林道に関する維持管理費というものは非常に不足しておったというところは、率直に認めざるを得ないと思ひます。それがゆえに、最近では林道の開設によって自然を破壊するというような批判も相当出ているわけでございます。四十八年度からは、この林道をつくりましたあとののり面の維持とか管理に要する経費の予算を初めてつけてもらったのでござい

ますけれども、四十八年度だけで十分だとは考えておりません。今後ともやはり特に開設については単価も十分に見ると同時に、やはり並行して林道の維持管理費というものを十分見ていくように努力してまいりたいと思ひわけでございます。

なお、いま補償の問題につきまして御指摘がございましたが、これは最近非常に強い要望となつて出てまいっております。林道におきましては、確かに御指摘のように、その辺のあれが不十分でございましたので、ただいま実は研究会を設置しまして速急にいろいろ意見をいただき、検討中でございますが、結論を得ました上でいまの御趣旨に沿った一つの施策を率直に講じてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○瀬野委員 農林大臣、いまの点について大臣にもひとつここで答弁をいただきたいと思ひわけですが、いまの問題は実際の末端においては切実な問題でございまして、農林大臣は農業、林業、漁業関係を主管しておられるわけですが、どちらかというと、農業関係には相当こまかいめんどろがある程度見られておりますけれども、林業にとつてはそういったことが実に抜けておまして、そういったことがとても地元ではたいへん困った問題になっているわけですね。いまお聞きいただいたと思いますが、大臣も十分御承知と思ひますけれども、なかなか林野庁はそういったことの予算折衝が弱いというか、取り方がへたというか、どうもそういったことはすいぶん昔から言っているのだけれども、なかなか実現しない。そういう面ではなかなか林野庁は気が弱いの、大臣、十分ひとつそういったことを踏まえて、農業に劣らず林業のほうも十分そういった取りつけ道等のめんどろを、また将来維持管理費などもできるだけ見ていただくように御配慮をいただくと同時に、十分ひとつ、研究会を開いていろいろ研究する段階になつておるようですが、対処していただきたいと思ひます。大臣からもひとつお考えを承つておきたいと思ひます。

○櫻内国務大臣 林道が相当な距離になります。

したがって、その維持管理について費用も要するということは承知をしておるところでありまして、これらの面に対する助成はつとめてやつてまいりたいと思ひます。また、取りつけ道のお話もございましたが、農道のほうで農免道路、あるいは漁港の関連道路等、ガソリンの見返りの非常に高率の助成のものもございまして、林道の場合は峰越し林道にそういう例があるかと思ひますが、ただいまの瀬野委員の御意見に伴ひまして、今後の林道の管理あるいは助成について、われわれとしてももっと助成のできるよう検討してまいりたいと思ひます。

○瀬野委員 公益的機能の関係でもう一点お伺いしておきますけれども、森林所有者に、今回の森林法の改正によって、国民的要請に基づき強い公益的機能の要請がなされておる。森林所有者ももちろん、国土の保全の関係から、また国民的要請にこたえるために、これにこたえることは十分認識しておるのですけれども、先ほどから申しましたように、そればかりでは済まない面がある。やはり森林所有者であっても生活しかなければならぬ立場であります。そこで、森林所有者が、水源涵養とか国土保全上そういった林分を保つて公益的機能を発動するとするならば、下流にあるところの、いわば電源開発にしても、あるいはあらゆる工場にしても、受益者であります。そうなりますと、当然、森林所有者に対してこれはお世話になっておるわけですから、受益者として負担をすべきであるということが当然考えられるし、こういった声が全国的にいろいろ起きておるわけです。そういった面でも政府としても十分対処せねばならぬ、かように私は思ひわけです。森林所有者のみに犠牲をしいて、そして下流は、のうのうとしておるわけではありませぬけれども、受益者負担をせざるにおるといふ現状では、今後はやはり森林所有者はかわいそうであります。持ちつ持たれつでいかねばならぬ、かように思ひます。そういった意味から、従来からいろいろ木曾三川水源造成会社とかいう例もありますし、山口県にもそういった例が

現に起きて受益者負担をしておる。木曾三川水源造成会社はすでに七千三百万円も負担金を出しておるといふ例もあります。こういったことは全国各地に起こるわけで、今回の法改正で全国的にやはり強力な公益的機能を達成するためには、当然こういったことを制度化して考えなければならぬ、こういう段階にきておるのではないかと、こう思ひます。林野庁としてもこれを考えていなければこれは手落ちであり、また、考えておる、将来検討の用意があるならばあるで、どういうふうになさるつもりであるか。森林所有者のために、今後の日本の林業発展のために、こういった法案をつくつてやるならば、その裏打ちとして当然こういったことも十分対処すべきであるというところで、ひとつ林野庁長官の検討されておる内容を述べていただきたい。

○福田政府委員 ただいま先生からお話ありましたように、木曾三川の例もございまして、あるいはほかにもまた数件、そういったような電力関係から県の林業公社、これは造林をいたしておりますが、そこに還元されておる実例はあるのであります。基本的には、実は林野庁におきまして、木材生産機能以外の公益的機能、先ほど来申し上げております国土保全、水源涵養、保健休養機能、いろいろありますが、そういった公益的機能の計量化調査を実はいたしておるのでございす。この結果を中間発表いたしましたけれども、十二兆八千億という数字が出ておるわけでも一兆六千億というふうになるのであります。この調査を四十八年度、四十九年度までとしまして、この結果をまわしまして負担関係の方法なりあるいは基準なりを明らかにしてまいりたい、かように考えております。

○瀬野委員 現段階では負担なり基準をはっきりしていくということでありましようけれども、これには将来やはり法制化するとか、何かそういったことも考えなければならぬと思ひますが、そういったことまではまだ現在考えておりませんか。

○福田政府委員 ただいまのところでは法制化というところまでは決定いたしておりませんけれども、御意見を尊重いたしまして、どの方法に持つていきますか、早急に結論を出したいと考えております。

○瀬野委員 今後十分検討していただいて、こういったことをひとつ積極的にやっていただきたいと思っております。せっかく公益的機能を要請しながら、片手落ちみたいな形になっております。当然こういったことに対して政府はきめのこまかい対策をやるべきである、かように申し上げるわけですね。

次に、全国森林計画及び地域森林計画の問題について質問をしたいと思います。

森林の持つ公益的機能を確保するという観点から、森林計画制度上も今回明定されたわけでありましたが、現行制度では施業の勧告ができるだけであつたのに対して、伐採計画実行に変更命令が出せる等、制度上、森林計画の位置が著しく強化されてまいりましたわけでありまして、森林計画の中でも、いわゆる民有林を対象とした地域森林計画では、機能別の森林の所在、面積、整備の目標が具体的に定められることになっておりますけれども、どの程度まで個々の森林施業を規制できるような森林施業の基準を定められるお考えであるのか、その点、まず基準についてひとつお答えをいただきたいと思います。

○福田政府委員 御指摘の全国森林計画におきましては、今後造成しようとする森林の目標、これを明らかにしようと考えておるところでございます。

具体的に申し上げますと、全国の森林を大体七十から八十ぐらいの区域に分けてまして、そこで一つは流域別に、たとえば一例をあげますと、信濃川流域というようなものもございましょう、そういう一つの大きな流域を単位に取り上げる、あるいは場合によっては、福岡県の例のような場合ですと、工業地帯には幾つかの河川が流入しておりますが、これは一つの単位と考えられると思ひます。

す。その他の場合は、行政区画等を参考にしまして、自然条件等を加味して一つの区域を考えると、そこへ、いま申し上げた七十ないし八十、この地域ごとに、一つは、国土の保全の問題あるいは水資源の涵養の問題、あるいは環境保全の問題、そういう機能別に森林のタイプというものを目標としてきめたいと考えるわけでございます。そういう森林のタイプに持つていくために現状の森林をどのように施業していくか、つまり、作業種であるとかあるいは伐期齢であるとかあるいは更新の方法というようなものを明らかにしていくというのを考えておるわけでございます。これが知事のつくり出す地域森林計画でございます。その計画に基づきまして、個人個人の山を持つていく方々に森林施業計画をつくっていただくわけでございますけれども、これはその知事のつくり出したそういう地域単位の一つの方針に基づきまして計画を知事に出して、その認定を受けられるというふうになっておるわけでございます。

○瀬野委員 そこで長官、民有林対象の地域森林計画では、七十から八十流域に分けるといふことをいまおっしゃいましたが、国有林の地域施業計画や、または国有林の場合の行政区ともこれは合わないですね。そこで、こういうことをいまおっしゃったけれども、これはお題目だけで、実際にはむずかしいのじゃないか。現に国有林において八十施業計画があるわけですね。ところが、国有林はいろいろの数県にわたつたりしておりますから、ほんとにこれができるかどうか、これは机上プランで、実際にはむずかしいのじゃないか、こういうふうには思ふ。技術的に問題じゃないかと思うのですが、私の言っている質問がわかるかどうかかわかりませんが、その点は本法の提案にあつたかどうかというように検討されて出されたのですか。

○福田政府委員 いま先生御指摘の点は、森林法改正の計画制度で一番重要な点でございます。御指摘のとおり、ただいまは民有林について申し上げましたが、国有林の経営計画につきましては、先生御承知のとおり、全国を八十の経営計画に分けてございます。これは国有林の経営地域施業計画という形に計画ではなるわけでございますが、八十の計画に基づきまして国有林はいま申し上げたような内容の一つの具体的な計画をつくつておるわけでございます。

そこで、この流域別には国有林と民有林がございまして、場合によっては国有林が多い場合もございまして、反対に民有林が多い場合もございまして、それらが錯綜しておるわけでございます。そこで、従来の考え方では、森林法では主として民有林の計画制度に重点を置いておりましたし、経営計画ではこれを定めておるものでございまして、今回は、国有林と民有林とを一緒にしてそこで一つの流域別の計画をつくるということにしたいとございまして。

そこで、営林局と県とが密接な連絡をとりまして、先ほど申し上げました将来の森林の造成の目標、それを達成する一つの手段というものを検討するわけでございまして、これはばらばらではないかと先生おっしゃいましたけれども、実は反対に、その点に最も重点を置く計画制度を組む考えでおるものでございまして。

○瀬野委員 そこで、この森林計画制度の体系、長官のところに目標があるようにすけれども、これについて若干お尋ねをしておきますが、この国有林の経営基本計画は、五年ごとに編成する十五年の計画、民有林対象の地域森林計画については、森林計画別に五年ごとに編成する十年の長期計画、まあ私は私なりにいろいろ理解しておる十五年にしたいのか、その点、区別した理由をひとつお答えおきいただきたいと思います。

○福田政府委員 ちょうどいま御指摘がございまして、国有林の場合は五年ごとに十五年計画をつくることになっておりますし、それから県知事のつくり出す地域森林計画は、五年ごとに十

年計画というふうになっているわけでございます。この全国の計画、これは先ほど申しました八十でございますので、国有林はこれを一本にしまして十年間の見通しを、十五年つくりまして、大体五年ごとに編成いたしますから、いずれの年におきましても、国有林全体の十年計画というのが見えるように実はなつておるわけでございます。片一方、県単位に個々につくります地域森林計画におきましては、これもやはり五年ごとに十年計画というふうになっているわけでございます。そのそれぞれの流域別に国有林とそれから民有林の計画がマッチしていく、それぞれのこれをあわせて見ますと、十年計画というのが見えるというふうになるわけでございます。そういう意味で、大体この十年間を見通して、それぞれ五年ごとに重なるように考えたものでございまして。

○瀬野委員 そこで、この森林資源に関する基本計画、すなわち林業基本法の第十条の規定に基づいて政府が立てて、その下に全国森林計画というものを立てるわけですが、農林大臣が全国の国有林及び民有林を対象に五年ごとに編成する十五年の長期計画、こうなつておりますけれども、先ほどから論議しておりますように、本年三月内容が改定されて、公益的機能の要請によって八十流域くらいをつくる、こういうふうには政府は答弁されておりますが、実際には地域によってかなり著しい差がある。北海道の果てなんかはあまり必要ないと言へるし、箱根とか、こういうところでは環境保全を中心にやらねばならぬという問題があるだろうし、また長崎あるいは沖縄等においては、水不足のためにいろいろと森林を置かねばならぬという問題があるし、いろいろ地域差があるわけですね。実際にこういつた編成をする場合に密接な施業の一体化ができるかどうか、こういうことはどういうふうには検討されてきていますか、お答えいただきたい。

○福田政府委員 御指摘のように、従来のように

木材生産を主体として考えた場合におきましては、北と南では樹種の相違はございまいしょうけれども、施業方法から見ますと、できるだけ早期に肥大生長させるということで、そうむずかしさはなかったのでございますけれども、今回の計画の中では、公益的機能を重視する、先ほど申し上げましたように、三つの大きな目標、国土保全、水資源の涵養、環境保全、こういうふうに見ているわけでございますが、さらにこれを細分いたしますと、保安林の種類別に見ますように、いろいろの森林のそれぞれの機能はあるわけでございます。保安林の場合は十七種類もあるわけでございます。保安林が北から南までそれぞれ地域によって非常に差があるわけでございます。ある場所では主として木材生産を考へるけれども、あわせてレクリエーション機能を重視しなければならぬ地帯であるとか、ある場所は崩壊を防止することが一番重要な地帯であるとか、あるいは水源の涵養、これは全国的に一樣でございまいしょうけれども、特に下流の問題を考へて水の問題を考慮しなければならぬ、こういう特色が機能別に見た場合に非常に複雑な組み合わせになつてくると思つてございまして、そこで、非常にこまかいそういう点につきましては、先ほどの全国森林計画というのには大きな計画でございまいけれども、その下で地域森林計画、それから国営の場合は経営基本計画に基づきまして地域の施業計画、これらを組み合わせて、きめのこまかい、先ほど申し上げた七十から八十くらいのブロックになると思ひますけれども、そういう分類をいたしまして、分類された目標を達成するためにきめのこまかい一つの施業方法をとつてまいらうと思つてございまして、従来のように民有林は民有林、国営林は国営林ということでなしに、これを一本にしてこの計画の達成をはかるということが、特に今回の改正で重視している点でござい

す。

その下に地域施業計画、民有林は地域森林計画、その下に個別経営、こういう体系になつておりますけれども、いま申し上げたこともあるので、全国森林計画の下に国営林の経営基本計画、地域施業計画、また民有林の地域森林計画、こういうことを一体化したらどうか、こういうふうな思ひわけです。ただでさえ国営林に林政が大傾斜して、民有林がないがしろにされている——と言つたら言い過ぎかもしれませんが、相当民有林では悲観しておりますから、そういう意味からも、また、流域別にやつたのを国営林のいわゆる八十施業計画との関係等から見ましたときに、その関連性が問題になつてくる、と同時に、労働関係等を見ても、一本化したらどうか、こういうような意見もあるわけでは、私この際聞いておくのですけれども、府県段階では、国営林、民有林とも一緒にやれば、知事がいわゆる国営林の地域施業計画にある程度関与するということもできてる。そうすると、いろいろな面で公益的機能を達成する、また都合のいい面もたくさん出てくる、こういうふうにも思ひわけです。国営林の場合、特に国営林、民有林あわせて施業の一体化、こういうことを考へることはどうか、可能であるかどうか、そういうことはどうか、可能であるのか、こういうことについて、今後のこともありますので、この機会に林野庁の立場から承つておきたい。そういうことは可能でなければ、どういうところが問題であるから、こういうふうに分けたのだ、こういうふうにおつしやるのか、その点ひとつこういう機会に明確にお答えいただきたい。

○福田政府委員 御指摘の点、まことに重要な問題だと思ひます。国営林の経営につきましても、ただいま御説明いたしました経営基本計画に基づきまして地域の施業計画、また、これをもとにしましてさらにこまかくは営林局業務計画、営林署業務計画というぐあいにおいているわけでございます。この計画をつくり出す場合には、従来もございまいけれども、地元の意見を聞かなければ

ばならぬという考へ方は入っております。しかし、これは計画をつくつてから説明したのでは意味がないのではないかと批判もいただく程度に、どうも形式的でありがちでなかったかという点が懸念されるのでございまして、そこで、国営林の経営というものは地元の方々にとって非常に重大な影響もございまして、また地元の協力なくしては国営林の経営はできないのでございまして、特に緊急の場合、火災の場合とかあるいは病虫害が出たとかいう場合に協力をいただかなければならぬ場合が相当多いということもございまして、この国営の計画につきましても、地元の市町村の意見とか、あるいはそういういろいろな形で現在でも計画をつくる前にいろいろの現地にいてそういう意見を聞いて、それを計画に組み入れていくということを指導いたしております。それから民有林の場合におきましても、地域森林計画でございまして、これはただ単に知事が県庁の中で部下を使つてつくるといふことでなくて、やはりこの計画につきましてもいろいろの公的な面で制約されますので、少なくとも市町村長の意見は聞く、なおまた森林審議会の意見も聞くというふうなこの法律の中では考へておるものもござい

ます。○瀬野委員 私はただいままでいろいろ申し上げてきたことについては、いろいろ検討すべきこともたくさんあることもわかりますが、そういうことをかねがねわれわれも感じておりますので、十分検討をしていただいて、われわれが言うまでもなく、当局は専門的にいふん検討されていると思ひますけれども、やはり林業が国民的要素にこたへるためには、いろいろと思ひ切つたことをしないと、従来から林野関係は封建性が強く、型にはまつたようなことがありまして、最近はいふん民主化されてきているけれども、まだまだ

その残りがずいぶんございまして、昔の例にならずに、国民的要素にこたへる近代的なユニークな施策をどんどん繰り込んで、要は国民的要素にこたへる、こういうことでひとつ、林野庁長官も、若い長官で、えらい張り切つておるところでございまして、ある程度思ひ切つたこともおつしやる長官だと思つて私は信じておりますから、こういうこと、いろいろ国会で審議また提案されたこと、また質問あつたことなんかは十分ひとつ検討されて対処していただくようお願いしております。

そこで、全国森林計画において計画事項であるところの森林の土地の保全に関する事項、及び地域森林計画の樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項というのがございまして、それぞれ林地が林地以外の用途に転用される場合の一般の順守事項であつて、許可するかいなかの審査の中心となる事項が、全国及び地域森林計画のこの事項において当然示されなければならぬ、かように思ひわけでございます。当局はその内容をどのように考へておられるか、まず御説明をいただきたいと思ひます。

○福田政府委員 従来の森林法におきましては、保安林を除きましては、それ以外の森林については土地の保全に関する事項は実になかつたのござい

ますけれども、今回は、伐採等の規制のほか、土地の保全に関する事項を特に盛つたのが特徴的なところでございまして、森林の土地の保全に関する事項の内容としましては、森林の開発利用が増大している情勢に対処しまして、森林が開発利用されることによりまして、森林の持つておる国土保全、水資源の涵養の機能がそなわれないように配慮する必要があるわけでございます。そこで、森林を開発し土地の形質を変更することに伴つて発生が予想される災害の種類、そういう災害の種類ごとに、災害が発生する危険性の高い森林の条件を、地質とか、あるいは地形とか気象等の指標を用ひまして明らかにすることを考へておるものでござい

す。また、災害の発生危険性の高い森林の土地の形質を変更する場合には、災害の発生を未然に防止するための留意をしなければならぬ一般的な事項についてもこれを明らかにするというふうな考えておるものでございます。

○瀬野委員 そういったことは、全国森林計画においても、また地域森林計画においても具体的に表現されると思うのですが、これはどういう手続によって表現されるのですか。

○福田政府委員 いま申しましたことをやや具体的に申し上げますと、地質の条件と申しますと、よくあるあれでございますけれども、破砕帯とか、それから断層線などの地質構造線に沿った地域ということが一つ問題になってまいります。それから風化を受けた花こう岩とか、シラス、ロームとか、凝灰岩、泥岩といったような不ぞろいなものからできている地帯というのが一つの問題点でございます。それから地形の条件がまたあるわけでございます。たとえば地表水あるいは浸透水が集中しやすい場所であるかどうか。それからもう一つは、これは当然のことでございますが、傾斜が急な箇所であるかどうか。もう一つは、気象条件につきましては、これは当然でございますが、豪雨の常襲しやすい地帯であるかどうかというところ。それから、先ほど申し上げました一般的な留意事項ということ、切り取りを行なう際に、地質条件に応じて崩壊に対する安全な勾配とかあるいは切り取りの形状を確保する、切り取りの場合に一つのそういう地形なり地質に合った注意を払わなければならないということでございます。それから地下水の滞留で起こるような崩壊を防ぐための排水設備をしないといったようなことが一つの基準になると思います。

そういったことまかいてございしますが、これは一つの例でございますけれども、そういう一つの指標というものを明らかにして判断の基準にいたさせたい、こう思っておるものでございます。

○瀬野委員 その点はわかりました。

そこで、今度は地域森林計画において、自然

的、経済的または社会的諸条件から、その周辺における土地利用の動向から見て、森林として利用することが相当でないという民有林を除いた民有林を計画の対象として線引きするということになっておりますが、このために規制のかかるのをおそれて、これは新国土総合開発法案との関係もございしますが、地域森林計画の対象とされるのを森林所有者が渋るという懸念があるわけですか。

そこで、国土総合開発法案においては、六条に、都道府県知事は土地利用基本計画を定めることとし、当該都道府県の区域を都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域、このようにふらに区分しておるわけでありまして、地域森林計画の対象とする民有林と国土総合開発法の地域区分との関係はどのようなものか、その点まずお答えいただきたいと思ひます。

○福田政府委員 国土総合開発法におきまして森林地域というのは、一口に申し上げますと、地域を限定して非常に大きな単位を考へておるものでございします。森林法でいいますところの森林地域と申しますのは、もう少し小さい単位で考へておりまして、知事のつくりました地域森林計画、これは御承知のように、現在二百五十六ございしますけれども、非常に小さい単位でございします。具体的な森林をさしておる。前者の場合は非常に広い地域でございします。その中には、道路であるとか集落であるとか、あるいは大きな河川、それがみな入っているわけでございします。森林法で今度考へております森林というのは、そういう部落であるとか道路であるとか河川敷のようなものを除きまして、未来永劫森林というふうな、森林経営していくというのを非常に限定してきびしく考へている点が若干違ふ点でございします。

○瀬野委員 そこで、森林として利用することが相当でない民有林というのは、具体的にどういふものをいうのか。また、この線引きの基準等についていろいろ問題になると私は思ひますが、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○福田政府委員 大まかに申し上げますと、小さい面積でしかも点在しておるというものでございします。やや具体的に申し上げますと、〇・三ヘクタールくらい、しかも点在しているというものは基準から除く。それからもう一つは、公の計画に基づきまして、たとえば宅地造成計画ができておるとか、大きな道路計画ができておるとか、そういうことが公にはつきりしているというものを一応除外するのでございます。そこで、個人的にこれを開発したいんだという程度の計画があるというものにつきましては、これは当然そういうふうなものは考慮せずに一つの森林というふうな考へるものでございします。

○瀬野委員 林野庁長官、この点が法律の細部に對して疑問点がかなり多く出てくると私は思ひます。こういうものはケース・バイ・ケースでいわれるのですか、政令等で明確にされるのですか、その点はどういうふうな考へておられますか。

○平松説明員 長官の説明でほぼ尽きておると思ひますけれども、補足して説明させていただきます。

国総法の森林地域でございしますが、これは国総法の中に「森林の土地として利用すべき相当規模の土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域とする。」というところになっておりまして、私どもが考へております民有林の地域施設計画の対象とする森林とほぼ領域を同じくするといふふうな考へておるわけでございします。地域施設計画の対象とする森林といたしましては、先ほど長官から御説明をいたしましたように、森林の有する機能が極めて低下したように、森林の分散的な森林であるとか、あるいはその他の、他の法令等による公的計画、たとえば都市計画事業とかいふような公的計画に基づきまして、森林以外の用途に供することがすでに確実になっていること、単にマスタープランがあるとかないとかということ、単にマスタープランになっているというふうなものを除外するといふこ

とでございまして、森林として利用することが相当であるといふふうなことでなしに、森林として利用するものが相当であるといふふうなことでなしに、森林として利用するといふことが不適当であるといふふうなものを以外に、大体対象として適用してまいりたいといふふうな考へておるわけでございます。

○瀬野委員 大体わかったような気がするのですが、この点は実際問題としていろいろケースが出てくるかと思ひます。一応その点だけお聞きしておいて、また後日に譲りたいと思ひます。

先ほど申しました伐採届けのこと、ここでちょっとお尋ねしておきますけれども、従来から普通林の伐採届け出というのが十分に履行されてないことは先ほど申しましたが、これがきちんと行なわれないと、今後地域森林計画に従って施業していくということがなかなか誘導がむずかしいくなるんじゃないか、こういうふうな思ひます。これは大切なことでございまして、ここであらためてお伺いしておきますけれども、今回の罰則強化の措置、こういうことでの程度の届け出の履行が期待されるか。あまり期待はできないと思ひますが、法案審議の中で一応お聞きしておかなければならぬと思ひますが、どの程度期待しておられるか。また、森林所有者の森林については、罰則ということよりも、実際には公共性の認識の徹底とか、伐採の届け出制度とその趣旨の徹底というふうなことを十分やらねばなりません。現地の経営指導員とかの数も少ないし、なかなか広い範囲を見ても、はたして届け出のとおり履行されているか、あるいはまた、計画外の伐採とか、伐採が済んだあとで見つからず届け出るといふようなケースも従来から非常に多かったわけですが、その点、これは言うはやすく実行はむずかしいというふうにも思ひます。すけれども、農林当局はこれに對していろいろ指導強化をしていく、こういうふうなことをおっしゃっておるのじゃないかと思ひますが、これはほんとうに真剣に考へないと、実際に法をつくっても履行されない

ということ、結局、法の監視ということになりかねない、こういうふうな思ひです。その決意のほどを長官にひとつ伺いたい。

○福田政府委員 以前は伐採につきましては許可制でございましたけれども、御承知のとおり、森林法を改正いたしまして届け出制度にしたものでございますが、これはどこまでも自主的にそういった計画制度にのせていくことを考えたのが、一つの大きな問題点であったわけでございます。

御指摘の点につきまして、実は四十一年から五十年間の届け出率をお話し申し上げますと、四十二年は三八%、四十三年が四〇%、四十四年が六%、四十五年が五二%、四十六年になって五三%、五〇%をこしてございますけれども、半分ちょっとだというふうな状態でございます。これはやはりできるだけこの計画制度を普及させていかなければならぬと思っております。また森林組合の指導も強化していかなければならぬと思っております。相まちましてこの計画制度の普及につとめまして、できるだけ早くこの成績をあげていくように努力してまいりたい、かように考えております。

○瀬野委員 できるだけ成績をあげていきなさい。できるだけじゃ困るわけですよ、これは、実際にこういってことがきつとされていかなければ、計画が成り立ちません。五三%くらいでは、結局半分だと思えます。半分は不正の伐採が行なわれておるといふことでありますから、こういった法律をつくっても、実際にこれが執行されるかどうかというところは必配なんです。

農林大臣、いまお聞きになったと思いますが、御存じのように、従来は届け出だったから、もう届け出なければいいということ、わかれば届け出るといふことで済んでいた経緯もあるんですけれども、今回からは普通林の伐採の届け出がはつきりと罰則をつけられたわけですね。ところが、広い山林で、われわれが山を歩いても、全然施業

案で許可してないところも保安林を切つてみた、あるいはまた伐採が行なわれている山の持ち主を、経営指導員等に聞きまして調べてみると、実は去年切つたということ、あと地はどのくらい、あそこですとかということ、届け出を出さずというところがずいぶんあったわけですね。だから、こういうように五三%くらいしかできておりませんが、これが執行されませんと、実際に法をつくっても現入らずで困るんですね。こういったことに對してやはり大臣からもよく督促されて、林野庁、また末端、いろいろ経費も入れたら、また林政を推進する計画をつくる上にはぜひこういったことは必要なんです。こういふことを少なくとも、全部はできなくても、七〇、八〇、九〇とパーセントが上がつていくようにしなければ、日本の林業の発展、また林業の基礎といふことがなかなかつかないというところにもなりますので、十分こういふことには対処していただきたいと思ふんです。こういう機会に、大臣もいろいろお忙しくて、範囲も広いんですけれども、こういったことが重大な今後の林政の発展のために必要な問題になっているわけですね。今回こういふ罰則規定をつくつてまで伐採の届け出の制度をつくるわけですから、それだけの価値があるようなことをひとつ十分対処してもらわなければ困ると思ふんです。そういう意味で、大臣から所見を承つておきたいと思ふんです。

○櫻内閣務大臣 伐採届け出制が十分執行されるようにというお話でございます。これはもう言うまでもないことでございます。ただいま五三%ということについての御批判がございまして、これを七〇でも八〇にでも引き上げるようにという御指摘でございますが、御発言の御趣意を体して十分そのように努力をいたしたいと思ひます。

○瀬野委員 第十條の二関係についてお尋ねします。許可制の導入問題ですが、国土の乱開発に對して環境破壊に對処するために、一定規模以上の開発行為を都道府県知事の許可制にかかわらせようとなつておりますが、この一定規模といふのは、聞くところによると、一ヘクタールと聞いておりますが、どうですか。

○福田政府委員 非常にむずかしい問題ではございますけれども、ただいまのところでは、御指摘のように一ヘクタールといふものを一つの目安と考へております。

○瀬野委員 そこで、この普通林の乱開発に何らかの規制がなされなければならぬといふことはもう当然でありますけれども、法第十條の二の二項の判断基準については、一つ、当該森林の周辺において土砂の流出または崩壊その他の災害を生ぜざるおそれがある場合、二つ、水源涵養機能から見て、当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、三つ目には、周辺の地域の環境を著しく悪化する場合となつておりますが、これについて若干お聞きしておきます。

まず第一点の問題で、たとえば防災施設をすればよい、こういうことで、セメントで擁壁をつくつた、こういうことでやられたならば、実際問題としてこれは規制にならぬ、解釈のしようによつてはそういったことも通るというように見受けられる。へたにこれを運用すると、いわゆる一番の問題は、利用されるということも起きるのです。その点は、この三つの規制がある中で、第一番目についてはどういふように見解を持っておられるか、お答えいただきたい。

○福田政府委員 いま御指摘ございました三つの基準でございますが、その三つの基準のうち一つさえよければいいというものではございませんで、それぞれ関連のある事項でございます。極端に申し上げますれば、土砂さえずればそれこそへでつかいばさまなコンクリートのへいをつくつたつていいということになると、環境保全といふことに影響いたします。そういう関連もございまして、この場合には三つの基準はすべて関連

がございまして、一応区分して判断基準ということにいたしておりますけれども、三つとも大事な問題だ、それぞれ関連があるといふふうに考へております。

○瀬野委員 それじゃ、関連があるならば、第二番目の問題は代替保安林をつくればよいといふことも起きてくるだろうし、また、条件によってはある程度そういったことができるとも考へられます。または小さいダムなんかをつくつて抜け穴にする、こんな場合もあるだろうし、それから三番目の問題では、人間の見る目でありまして、これはよい、これは悪い、こういうふうな判断するといふ、人間の判断によつてきめるといふ問題であるので、運用上も問題であるし、目をつぶれば通してやる、こういうふうなこともなりかねない。こういうふうな三つの基準には今後いろいろ派生する問題が考えられる。もつとこまかく規定すべきではないか、また、そういふことについて十分関連があるとおっしゃいます、何かはつきりしたものがたいといふ問題が起きるのじゃないか、こういう懸念が湧きませんが、どういふふうにお考えであるか。

○平松説明員 ただいま先生御指摘の点につきましては、基準を示すといふことで、法令上にそれをはつきり示すといふことができればけっこうなわけでございますけれども、森林の状況といふのは千差万別でございます、そういう状況に完全に適応できるような基準を法令の上で示すといふことは、法令のスペースの制限と申しますか、法令で規定できる限度があるといふようなこともございまして、法律に書いてありますのは以上のような範囲にとどまつておるわけでございまして、けれども、実際上の運用の点につきましては、先生御指摘のように、恣意的になる可能性もあらうかと思ひますので、そういう点につきましては、事こまかに、学識経験者の意見を聞いたたり、あるいは保安林行政の経験の蓄積、そういうものを参考にいたしましてこまかな指導要項をつくつて都道府県を指導いたしたいといふことで運用して

いきたいと思います。

○瀬野委員 学識経験者等と呼んでこまかな指導事項をつくってやるということなんですが、もうすでに法案が出ていますから、検討しなければならぬ問題だと思ふのです。こういうことをきちんとやらないうで、ただ早く森林法を通してくれ、そればかりを言われて、もちろん、森林法については大事なことでございますけれども、こういったことをやらなければいろいろな問題が起きてくると思ひますので、警告を発する意味でも申し上げたわけですが、十分に対処していただきたいと思ふ問題です。現に水源涵養保安林につきましても現在一部切られている事実があり、あとで伐採調査をして問題化した例がしばしばあったし、現にそういったことが国会でも議論され、問題にもなっています。にもかかわらず、今回の規制は三つだけ関連をもつて設けてあるが、保安林でさえもきびしく言っておるし、そういう問題が随所に起きているという時代に、この三つの条項で実際十分規制できるかどうか。保安林よりもっときびしい規制をしないと、なかなか守れぬじゃないかというふうな気がしておりますけれども、その点はどういうふうな検討がございましたか。

○平松説明員 先生御指摘のように、運用の面では非常にむずかしい問題もございまして、先ほど申しましたように、各方面の意見を聞きながら、恣意的な運用におちいらないようにという形で努力をしてみたい。現在まで、公益的機能の強い森林につきましては、保安林に指定をいたしまして種々の規制を加えておるところでございます。保安林制度の運用のしかたについて、先生御指摘のような事案もないではないし、私も重々反省いたしておりますが、そういう反省の上に立ちまして今後の森林法の普通林の規制についても対処をしてみたい。

ただ、先生おっしゃいました中で、保安林以上の規制というふうなお話でございますけれども、私も私どもといたしましては、公益的機能の強い森林については保安林として指定をして、保安林制度

の中で運用をいたしてみたいと思ひますし、それより公益的機能は軽いけれども、現在森林に対する国民の公益的機能の要請というものが高まっている段階でございますので、保安林には指定しないまでも、普通林として、普通林の所有者として受忍すべき義務の範囲内において公益的機能を發揮してもらおうというようなことを、普通林の規制で期待をいたしておるところであります。

○瀬野委員 都市に近い森林とは言いませぬけれども、大企業がすでに林地を買い占めておる。そうすると、大企業はなかなかその林地をそのままはつておくわけにいかない。何か目的があつて買っているわけですから、相当な圧力をかけて実際に運用の幅を広げる、開発を容易にするような動きをするのは、従来も現在もあつておるし、はたしていまのような林野庁の見解、態勢で、いろいろ圧力が起きていますけれども、抗し切れるものか。結局負けて、そういう規制を度外視したことになるか、という心配があるが、十分圧力を排除してやっていると、こういう自信がありますか。ないとは言へぬだろうけれども……。

○福田政府委員 いま林政部長から申し上げましたように、具体的な判断の基準につきましては、三つの内容について詳細に検討を急いでおるところでございます。速急にこの結果を出したいと思つておりますが、それに基づきまして都道府県知事が許可をする場合の一つの基準にいたすわけでございます。現在都道府県におきまして、そういう条例等によつて許可制を導入しているところは岡山一県だけですが、少なくとも届出制を出しているところは相当の県ございます。それほどやはり県自体もそういうたような問題意識をもつて条例等も盛んにつくつておるところであります。地元関係その他からの、つまり世論というものが相当きびしいものがございますから、基準というものにつかまして明確に指示してあげたならば、それをもとにして、私は、県の面におきましてその趣旨は徹底できるもの、かよ

うに信じています。

○瀬野委員 林野庁長官にもう一点、いまのに関連して農林大臣にも所見を伺いますので、考えておいてください。

今回の森林法の改正で、いまも申しましたように三つの規制がありますが、売買については自由でありまして、憲法違反になりますからこれを規制することはできません。今回は森林法の改正に抵触していませんけれども、そこで今度は、仮登記でどんどん買われる、買い占め防止にも全然役立たないということになると、そこでこの前もゴルフ場の乱開発とか、いろいろな問題が起きてくるという問題があるわけですね、これは七月十一日田中首相にも質問したとおり、農地法と森林法の場合と全然違ふのです。そこで直接買い占め防止には役立たない。また、これから企業が安い土地と労働力のあるようなへんば森林にどんどん進出してくるということとは当然考えられます。やはり都市に近いほど値段が高いですから、そうしますと、許可制のきびしい運用は必ずしも期待できないという批判があるわけですね。そこで、地元の要請が強いとどうしても規制しにくくなつてくるということも起きてくるのじゃないか。また山村地帯で開発するのを歓迎するという向きもございまして、いわゆる公共団体等においても、地元の固定資産税を増したり、あるいは観光資源によつて地元を金とすためにやる、収入を上げるといふことからも歓迎するといふようなこともあつて、規制がなかなかできかねるということも懸念される、こういった問題があるわけでございますけれども、その点はどういうふうにお考えであるか、お答えをいただきたい。

○福田政府委員 森林法におきましては、極端な乱開発を規制する、それ以上につきましては保安林制度等を導入する考えでございますが、売買については規制というものは森林法の中では取り上げてはございません。これにつきましては、すでに地方税法の改正によりまして、一つは土地保有税制度をつくりまして本年七月から実施すること

になつていきますけれども、またもう一つは、御承知のように、今国会に国土の総合的かつ計画的な利用開発、保全をはかることを目的とした土地利用基本計画の作成、それから土地売買の規制、特別地域における土地取引の規制、こういったものを内容とする国土総合開発法が提案されてあるわけでございます。そこで、この親の法律と森林法とも相まって、こういった極端な土地の売買ということがはつておりました森林法でも規制されるというところがわかつておりますれば、この法律に基づきまして、森林法と国総法との両方で相まってこういったことの規制ができるものと考えておるところでございます。

○瀬野委員 農林大臣、いま民有林の開発行為についての許可制の導入ということで今この法案が出ておりますが、いろいろたくさんありますけれども、時間の関係もありますので、若干申し上げますが、こういったことが昨日議論されております。ゴルフ場の乱開発とか、いろいろな問題、いわゆる日本の国土は限られている、森林を守らなければ、また原野を守つていかなければ、将来また再び食糧増産といったときにはもう余地はなくなつてしまふぞというふうなことでいろいろ心配をされているわけですが、こういったところがこの改正の大きな問題になるんですけれども、条文はできても、実際に運用の面できちんとしたもんはないと、たいへんなことになつてくるんじゃないかと思ひます。せっかくの法改正でありますので、いわゆるこういった業者の圧力によつて、あるいは地元からもまた歓迎してぜびという場合、これはいろいろケース・バイ・ケースもありましよう、それから今後ますます大企業がへんば森林地帯に手を出してくる、こういったときに、どの程度の期待ができるか。地元の要請が強いとかなかなか規制できない。現に先般審議しました開拓法の問題においても、開拓地なんかはかつこうのゴルフ場ですから、もう開拓者はほとんど離れていく、開拓地は残つていく、ブルでちよつと直せばすぐゴルフ場になるということで、宮崎で

度合いというものがどういふ影響を与えるか。それにはやはり一定の割合の森林を確保する必要があると思うわけでありませう。従来は、測量して森林を伐採する場合、山を矩形に切っておりませう。これは私の一つの参考意見でございまして、きめては私のわけではございませうが、山の形というものは尾根が曲線でございまして、沢筋も曲線でございまして、遠くから見ますと、それを四角に切った場合に非常に目立つ。ある程度その作業が低下しても、風致とか、そういう点をもしかりに尊重する必要があるならば、その尾根線とか沢線に沿った一つの曲線の伐開の線が必要であらうというところが一つございまして。これは形の問題でございまして。それから、それが風致を保全しなければならぬ森林であるならば、春夏秋冬いろいろな色とりどりの色が必要であるということ、春には新緑、秋には紅葉するような木もまぜることが必要だろと思う。そういうことも一つの判断基準とするならば、いま申し上げた形とか色というけれども、これはむしろ問題ではございませうけれども、そういうことも一つ考えてまいらなければならぬ。

それからゴルフ場なんかにつくった場合に、やたらにそのコースの中の木を切っちゃって、あとから植えて造成している場合が多いわけでございますが、これも逆なので、できるだけ当初からその地帯に、たとえば四割程度は森林を残すんだとか、あるいはコースとコースの間には二十メートルぐらいの林帯を残すとかいうふうなことも考えてそれを指導するということも、こういったような問題の内容になってくるかと思ひます。これは一つの例として申し上げておきます。

○瀬野委員　そこで、いまの件で開発行為の許可制に違反したものは罰金二十万円ということになつておりますけれども、たとえば大企業が違反をして開発をした、だれか一人を犠牲にして二十万円払えばおしまいということで、これじゃどうしようもない、こういうふうな思ひわけですね。もっと罰則をきびしくすべきじゃないか。また考

えようによつては、六カ月以上くらの体刑にする、こういうようなことでやるべきじゃないかというふうなことも考えるわけですが、二十万円ではこれは全くどうしようもないと思うのですが、法制局との関係もあつたろうと思うけれども、御承知のように、民有林の開発をした場合に、もし間違つていた場合は復旧するとなると、場所によつては数千億とかかる、また何億とかかることは当然考えられます。そういった面からどういふふうには検討されたのか。これで十分足れりと思われるのか。少しきびしさが足りない、こういうふうな思ひわけですが、その点の検討をされてきた御見解を承りたい。

○福田政府委員　確かに御指摘のとおり、罰金の額の問題については安過ぎはせぬかという御懸念があるかと思ひます。この罰則の規定につきましても、いままでに法務省とも十分協議を行ないました上で、森林法の制定をいたしました昭和二十六年以後の社会経済情勢の変化を踏まえて、昨年の罰金等臨時措置法の改正による刑法上の罰金等の引き上げ額、それから自然環境保全法等他制度の罰金額との不均衡を生じないように、横目でにらみながらいろいろ検討して改正を行なつたものでございまして。

なお、森林法を守ることにつきましては、以上のような罰則の整備と相まちまして、むしろ事業者にとつては違反行為に対する社会的な制裁のほろがきびしく作用するという一面もあろうかと思ひます。勧告措置や、あるいは中止命令とか復旧命令などを出しましてそういう行政指導をするというところは、いま申し上げましたように、これも一つの制裁というところになるわけではございまして、その効果もあろうかと思ひわけではございませう。

罰金につきましては、森林窃盗等については四倍といたしておりますし、それから伐採規制とか開発規制、保安林制度などは他の制度とのバランスはとつてございまして。この結果、たとえば保安林の無許可伐採は三万円から二十万円に引き上げ

ました。それから普通林の無届け伐採は五万円から三万円の引き上げになっておりまして、無許可の開発行為は、保安林内の違反との並びで二十万円といたしておるものでございまして。

いまごろ二十万円じゃ安いじゃないかという御指摘でございませうけれども、ただいままでの検討の経過を申し上げたわけではございませう。

○瀬野委員　一応了解します。罰則の問題については、ほかとのバランスとか、いろいろあるだろうと思ひますが、林野庁がどういふふうな見解か聞いてみたわけですが、これも、実際問題として、世の中によくありがちな、大企業で、一人犠牲にすれば、二十万円払つておしまいとなれば、どこまで歯どめになるか疑問なんです。こういったことがあるので、よほど本改正においては政令事項その他検討してみなければならぬ問題だ、こういうふうには思つておられるわけですか。かといつて、森林法だけ極端にこれを上げるというわけにもなかなか、ほかとのバランスで無理かと思ひます。しかし、そういうことも十分今後とも検討していただきたい問題だということで指摘しておきます。

次に、時間の関係もございしますので、あとまだ二、三時間分あるのですけれども、はしよつて、森林組合の問題もありますので、若干聞いておきますが、団地共同森林施設計画制度というのが規定されておりますが、政府はどういうような優遇措置等を考へておられるのか。今回は、法に定められた税制上の優遇措置が考へられておりますけれども、せっかく新しい数人共同の森林施設計画の認定を受けた者が計画どおりに森林施設を行なつた場合には、当然これは税制上の優遇措置を見るけれども、これだけではちょっと足らぬ、もっと優遇措置を考へてもらいたいと思ひますが、その点、簡潔にお答えいただきたい。

○福田政府委員　今回新しく個人のほかに、森林全部を提供しなくとも、一部を計画制度にのせて団地として形成した場合には、前にござい

した数人共同してやる属人的な制度と同じように優遇措置を考へておるものでございまして。

税制上の優遇措置というものが一つございまして、先生御承知のとおり、森林計画制度の特別除の制度、これは所得税でございます。それからもう一つは造林費の特別償却制度、これは法人税でございまして。これも同様に優遇措置として考へられております。次は計画造林準備金制度、これも法人税でございまして、この優遇措置も考へてございまして。なお、計画伐採にかかる相続税の延納、これも同様に優遇措置を考へております。

税制のほかに一つは補助でございまして、再造林につきましては、森林施設計画に基づきまして再造林したものに對して、四十八年度から補助事業が認められるということにしたものでございまして。また次に拡大造林の補助率、これは、森林施設計画に基づく拡大造林の補助率は他の一般の拡大造林の補助率より約一二%増加いたしました。五二%としたものでございまして。

融資でございまして、これは農林漁業金融公庫からの資金でございまして、林業経営改善資金、これにつきましては、林業経営改善資金とする森林の取得に必要な資金、これは限度額二百万円、この融資を受けるためには森林施設計画の作成が必須条件、こうなつておるわけではございまして。利率は三分五厘、償還期限は二十五年でございまして。また造林資金につきましても、大造林拡大造林、経営する森林が五百ヘクタール以上で拡大造林する場合、この場合には森林施設計画の認定者に限つて造林資金の融資を受けることができる、こういうふうにしておるわけではあります。据え置き期間は二十年以内、融資利率は四分、こういうことでございまして。

なお、森林施設計画作成林分については、優先的に林道の開設、林業構造改善事業の実施を行なうよう、これも優先的に考へるということを検討いたしております。

○瀬野委員　そこでいまの団地共同森林施設計画の制度で認定基準を定めることとなつております

けれども、これはどのくらいを考えておられるか。いわゆる団地の大きさ、またその基準以外にどんな条件があれば認定されるか、そういったことについていろいろお考えになっておられると思いますが、簡潔にひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○福田政府委員 おおむね三十ヘクタール共同という場合には、最小限二人以上ということをお考えしております。

○瀬野委員 そこで、時間が迫つてきましたので、今度は森林組合併助成法関係の主体にひとつ質問をいたしてまいります。

七十九条の一号の問題からはしよつてお聞きしますが、七十九条の一号では、施設組合に対する条文で、いろいろと項目ぐらゐり事業ができることとしてうたつてあります。二号は生産組合が規定されておりますが、前者は森林組合の必須事業であるわけですが、すなわち、昭和二十六年の改正で森林組合の必須事業として今回も残ったことになっておりますが、これは他の組合にないものであります。いわゆる農協、漁協にないものであります。まずこれを残した理由を明確にひとつお答えをいただきたい。

○平松説明員 先生御承知のとおり、森林組合制度というのは、ほかの農協、漁協と趣を異にいたしました。森林所有者をメンバーとする協同組織でございます。森林所有者という形で、農協、漁協のように、農業に従事し、漁業に従事する、農業を経営し、漁業を経営するという資格としないので、森林所有者を組織の加入の資格とするというところにいたしました理由をいたしましては、森林の持つ公益的機能というものに着眼いたしました。森林組合というものは森林の生産力の維持向上ということが非常に大きなねらいとされておつたのではないかと考へられるわけでございます。明治四十年からの森林組合というのは強制加入、強制設立というふうな経過を経てまいつたわけでございますが、終戦後の経済情勢を受けて、昭和二十六年に改正が行なわれ

たところでございますけれども、森林の持つそういうふうな歴史的な背景というものを受けて、現在の森林法の中に森林組合が規定されておりました。その中で森林組合の必須事業として、先生いまおあげになりました七十九条の一号の規定があるわけでございます。

この点につきまして、今回の改正の際もいろいろ検討いたしましたわけでございますけれども、終戦後の風潮が最近に至りまして多少変わつてまいりまして、また森林の持つ公益的機能というもののついでに社会的な要請、国民的な要請というものが強まつてまいつておるといふ情勢を受けまして、現在の段階では、施設森林組合につきまして、この必須事業をやはり必須事業としてやっていたといたことが最も時宜に適したことではないかというふうに考へまして、今回の改正についてもその点については手を触れなかつたわけでございます。

○瀬野委員 これは当局の怠慢で、これは避けて通つていくのです。そこで、国民的要請ということとはわからぬでもないけれども、森林組合が希望する事業をやるべきであるにもかかわらず、七十九条の一号で縛つておる。ただ縛るだけで具体的見通しがない。これではいよいよなありがた迷惑だ、こういうのです。国は積極的にいろいろめんどろを見ておるとおっしゃるかもしれないが、第二次林業構造改善、これは当然のことである。これは農協でもどこでもやつておることです。から、あたりまえのことであつて、それでめんどろを見たという。すべてではありません。一部であります。

そこで、これは必須事業であるならば、積極的に仕事ができる国の財政負担というものの裏づけがなくてはならない、そしてめんどろを見るべきだ、こういうふうに思ふのですが、その点は、どう森林所有者にこの場を通じてお答えになりますか。

○平松説明員 先ほど御答弁申し上げましたように、森林組合の持つそういうふうな公益的な機能

ということを頭に置きまして、従来も森林組合の強化ということについて当局としては意を用いてきたところでございます。

具体的に申し上げますと、森林組合の事業について農林漁業金融公庫の資金の融資についていろいろ配慮をいたしておることであるとか、あるいは林業構造改善事業の中で森林組合について相当な配慮をいたしておることとか、あるいは林業労働力対策というふうなことでいろいろ配慮しておる。いわゆる七十九条の一号で経営の指導なりあるいは経営の受託なりというふうなもの仕事をやつていく上について、森林組合の仕事が伸びていくようにというふうな形の施策を講じてまいつておるところであります。

今回の改正におきましても、さらに森林組合の事業範囲を広げまして森林組合の体質を強化する、そういうことによつてさらにそういう機能が活発に行なわれるようにということをお願いいたしておるわけでございます。

○瀬野委員 大臣、いまの件、こういった問題がありますので、大臣に一つお聞きしませんが、今回は避けて通つていくわけですね。これは幾らもあるのです。ちよつとはしよつて聞いてまいりますが、ひとつこれは十分検討していただきたい。財政の裏づけをしなければ何にもなりません。

それから、第七十九条の三で「組合員の生産する林産物の運搬、加工、保管又は販売」ということがありますが、この中に今回新しく「及び林産物以外の森林の産物」というのが入つたわけですね、新しい改正で。この条文についてどこまでこれは入るのか、具体的運用はどういうふうにするのか。たとえば石とか砂利とか高山植物とか、いろいろこういうことを当然考へるべきじゃないかと私は思ふ思つておりますが、その点、簡潔にお答えをいただきたい。

○平松説明員 樹木以外の林産物というふうなことで、新しく事業範囲をきめたわけでございますけれども、これにつきましては、私どももいたし

ましては、先生ただいまおあげになりました庭石であるとかあるいは砕石であるとかいうようなものを考へておるわけでございます。

これらの事業につきましては、山村地帯において森林組合以外の事業体が盛んに実施をしておるということでございますが、森林組合としても、森林の機能を害しない、むしろ森林の機能を、そういうものを取り除くというふうなことによつて場合によつて生かすことができるというふうなものもございまして、森林組合の機能としてそういう機能をもちたいというふうな希望もございまして、今回仕事の範囲に加えたわけでございますが、もちろん庭石とか砕石の採取につきましては、都道府県の条例であるとか、あるいは土石採取に関するいろいろな規制、あるいは今回の森林法の開発規制、そういうふうなものがかかつてくるわけでございますから、そういう点の種々のそういう仕事に関する規制については、十分守つてまいらうというふうに私どもとしては指導をしてまいりたいというふうに考へておる次第であります。

○瀬野委員 これは政令事項ではつきりされると思ふのですが、従来から考へると、役所というのは何でも狭く考へていくようなことになりまして、森林組合の今後の発展のためにも、どうかひとつ幅広く検討されて、政令事項で明らかにしていただきたい。せつかくこういうふうな条文を設けられたのですから、石ばかりではしようがありませんから、ひとつ十分検討していただくようをお願いしたい。きびしくもつと聞きたいけれども、はしよつて聞きますので、よろしく願ひします。

次は、七十九条の問題で、第二項でまず「組合員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設」というところでございますが、森林組合利用施設は、本年度実際にはもう実施に入つております。それを明文化して今回制度化したわけでありまして、法律よりも予算が先行しているということが言える

と思うのです。

そこで、森林組合のレクリエーションの施設、これに対しての要望はかなり強いものがございますが、国は積極的にこれを行なわせるというふうには考えておられるか、また施設としてはどんなものを考えておられるか、具体的にひとつ述べていただきたい。私は十ばかり考えておるのですけれども、林野庁はどのくらい考えておられるか、ひとつお答えいただきたい。

○平松説明員 ただいま先生御指摘のように、森林経営の付帯事業として、いま先生がおあげになったような事業を林業構造改善事業の一つとして実施をまいりておるわけでありまして、今後そういうものについての時代的な要請も強まっておりますので、森林組合としてもそういうものを正式の事業として取り上げてまいりたいというような話もございまして、今回の改正で取り上げることにいたしましたわけですが、その事業の中身といたしましては、森林を生かしながら森林の中でレクリエーションの機能を生かしていくというふうな形のことを考えているわけでございます。たとえば林間の遊歩道であるとか、林間の休憩所であるとかあるいは林間の溪流の釣りをする場所であるとか、そういうふうな形のものがあるわけではいかというふうに考えております。

○瀬野委員 三つで簡単だったが、ほかにございせんか。たとえば、いわゆるハンターの事故から守るために事故防止と猟区を考えるとか、パンガローをやるとか、ほかに保健休養施設とかたくさんあるわけですが、たった三つしかありませんか。

○平松説明員 ただいま例としてあげましたのはほんの思いつくままにあげたわけでございますけれども、そのほかたとえば林間の駐車場であるとかあるいは林間広場であるとか、あるいは休養施設であるとか休養施設であるとか、そういうふうな形のものがあるわけではいかと思ひます。その他、いまあげましたことのほかに、健全な国民の娯楽

のための施設であつて、なおかつ森林を森林として生かしていくというふうな形のものも考へ得ると思ひます。

○瀬野委員 農林大臣がおるから、無理を言つていふやうだが、大臣ひとつ検討していただいて、正直なところ、ゴルフ場の問題があるけれども、国民に必要なゴルフ場は最小限は必要なんですから、ゴルフ場にせよとかがいふことも何カ所か起る場合もあるやうな、全然ゴルフ場をやつてはいかぬというところと、先ほどあつた共済会の日光のリフトのような問題を起しては困るけれども、そういうことも考へなければいかぬ場合もあるやうな、ハイキングコースなんかもありましようし、ヤマメ等を釣らせる釣り堀みたいなことも考へられましようし、いろいろあると思ひますが、こつこつとこつこつと考へていただいて、当委員会が指摘しておけいふいろいろ林野庁も検討していただけたらと思ひますが、せつかくこつこつたことをやるのですから、十分対処していただきたい。

次に、林野庁長官にお聞きしますが、最近間伐材を見直さなければいかぬということを私は言つておるのですが、間伐材の生産利用ということについてどういふふうに当局は考へておられるか。木材はかなり足らないけれども、これは森林組合との関係があるのだから聞くわけですが。長官も手持ちぶさたにしておられるから、こつこつと間伐材の問題を若干聞いておきますけれども、間伐材は従来から生産コストがなかなか高い、かかり過ぎる、それから伐出したけれども、思ひ通りに販売ができない、または経費がかかる、採算がとれぬと、いろいろなことがありまして問題がありますけれども、北海道なんかではいま相当間伐材が問題になっておりまして、間伐というところについて見直さなければならぬと思ひます。その点、長官、どう考へてですか。

○福田政府委員 御承知のように、造林地も国有林、民有林を通じて相当ふえてまいりました。

た。将来は造林地から出てきます量も天然林と逆に多くなつてくるわけでありましても、現在のところでは、間伐の手おくれがあるではないかという指摘が相当国有林にもございまして、また民有林にもあるわけでございますけれども、この間伐というものにつきましては、私は原則的には、まず保育間伐から出発して、利用間伐になりましても、できるだけあとに残つた木がよいものになるという間伐がほんとうの間伐の姿であると思ひわけでありまして、これはいまさらこつこつと申し上げるまでもございせん。ところが、従来の間伐というものは、その点若干問題がなきにしもあらずであつたと思ひます。むしろ利用できるものを切りまして、あとに残つた木があまりよくないものが残つたという例なきにしもあらずであります。

そこで、この間伐を促進していくためには、やはりいま先生御指摘ございましたように、経費はかかる、切つたものはなかなか売れないという問題をどう解決していくかという問題でございまして、これはやはり基本的には、その間伐材の利用の問題になると思ひわけでございます。現在、この間伐の対策といたしまして、間伐材の材質試験、それから小径木等、住宅の構造耐力に関する研究とか、いろいろこういふ間伐材を建築の中に利用していただく研究を試験場等でいま実施しておるわけでございます。現に間伐を相当やる山があるわけでありまして、いつまでもかかつているわけにはまいりませんけれども、建築材の中にこの間伐材をどう使っていくかという研究をただいまいたしております。

それから、現実にはパルプにも利用できるわけでございますが、ただあつちから何立方、あつちから何十立方というふうなまとまらぬところに一つの問題があるわけでありまして、これが相当まとまるならば、しかも計画的に生産されるならば、パルプ材としても利用できるわけでございます。それからもう一点は、いま新しくパッチクルボードの方法をやつておる場所が出てまいりました。

た。それは群馬県でその施設をしているところがございまして。機械はドイツから輸入したものでございまして、この間伐材を削りまして、パッチクルボードをつくらせて、建築にこれを利用するというのも実施しております。

いづれにしましても、これを建築の構造材として使ひ、そういういま申し上げたパッチクルボードに使う、あるいはパルプの原料に使ひたいというところまで進めたいと思ひます。冒頭に申し上げた意味での間伐を、いま申し上げた販売の価格と生産費とのアンバランスを是正していくためには、なお研究の段階が多分にあると思ひますので、これを促進してまいりたいと思ひます。

○瀬野委員 農林大臣、こつこつと別にお聞きませんが、いま長官が答弁しましたように、終戦の荒廃の中から、二十二年、三年ごろから植林がどんどん始まつて、いま天皇陛下も行幸されて、いわゆる緑の週間というものが設けられ、植樹祭というのが行なわれておりますね。そういうことでは緑化が進んでまいりておりますけれども、当時から緑化運動をしたその木が、やうやう二十二年から二十四、五年というところになつてまいりました。しかし、一方、林地で働いていゝ労働者が少なくなつて、だんだん手不足になつてきて、木は間引きをしなければならぬが太陽光線が適当に入つてこないというところで、生長がなかなかうまくいかないのです。そのため少し間引きをする、いわゆる間伐をするわけですが、こつこつと、いま申しますように、全部切つてしまつて搬出が便利で経費が安ければ、間伐とか間伐ということは、抜いて切りますから、なかなか作業もめんどろだ、時間や経費がかかるということ、また利用度も問題なんです。昔は建築をするときに足場丸太といつて丸太を使つておりましたが、最近足場丸太は鉄骨になつてしまつて、丸太を使わぬ。サーカスのときにちよつと使うぐらいなこと、あまり使わなくなつてきた。そういうことで、間伐材が、日本の木材が不足している

にもかかわらず、それが見過こされている。しかも手入れをしなければ木々の生長がなかなか進まない。こういうところに林野庁もつと力を入れて、群馬県の場合も、積極的にやっていたかなければ、せっかくの資源が活用されないまま限られているところもある。あとの木が生長しないということもある。私はこれはあとの森林組合と関係があるので申し上げるわけですが、そういうことを十分注意して、大臣もおわかりだと思えますけれども、林野庁を奮励して、そういうことに對してももう少し予算を出して間伐材の利用ということも、せっかくの貴重ないわゆる国土の資源でございまして、力を尽くしていただきたい、かように思うわけです。農林大臣、何かお考えがあればおっしゃってください。

○櫻内閣内閣 間伐の重要性、また間伐材の活用、これは御指摘のように、非常に重要なことだと思ふのであります。特に大量の外材を買い付けざるを得ない実情にありまうとき、この間伐材の活用ということをもっとわれわれが積極的に考えるべきだということはおっしゃるとおりだと思ふので、一そう研究をいたしてまいりたいと思ふます。

○瀬野委員 よろしく願ひしておきます。

そこで、林産物の加工について、森林組合は製材工場を持つことが不明確になつてゐるのです。第一次林業構造改善事業のとき補助対象からはずされたといふききさつがある、いわゆる持つことはいいが、国が補助することは問題であるといふこと、これは財政当局といふいろいろ経緯があつたと思うのですが、もう一度補助対象として第二次林業構造改善事業の中に入れてもらひたい、そしてその製材工場をしっかりと育成してもらひたい。これは特に森林組合の製材工場等を主体に聞くわけでありまして、そういうことで、林産物の加工、製材工場について当局の方針はどういうふうな考へておられるか。もちろん一般的には、製材工場は全国に二万くらいあつて過剰設備といわ

れておりますけれども、森林組合はそうではないのだから、ひとつもつと力を入れてもらひたいと思ふのです。その点、御見解を承りたい。

○平松説明員 林産物の加工につきまして、森林組合が製材ができるかどうかということにつきましては、現在の条文にありまうところの林産物の加工云々という森林法の文言で、十分製材の過程まで含んでおるとかように私も理解をいたしておるわけでありまう。

ただ、第一次構造改善事業をいたします際に、補助対象の中に製材業を入れなかつたことにつきましては、先生から御指摘のように、製材業については御存じのとおり、相当設備が過剰であるので、弱小の製材工場があるということから、製材業自身について構造改善が行なわれなければならぬといふこともございまして、おそらく第一次構造改善事業を実施いたしました際は、補助の中から落ちてしまつたのではないかと考へるわけございまして、今後の第二次構造改善事業につきましまして、構造改善事業のあり方なりあるいは製材業全体の合理化といふか、近代化といふか、あるいは構造改善といふか、そういうものとのかね合ひといふものを検討してまいりたいと考へるわけでありまう。

○瀬野委員 ぜひひとつ検討して入れてもらひたい。大臣にお聞きしませんが、こういうこととがある問題ですから、ぜひお願いしたいと思ひます。

それでさらに、現在製材工場は全国で二万の過剰設備だといふことが一般的にいわれており、製材工場を減らすといふことである検討が進められておることは事実であります。ところが、片一方、一般業者は、北海道では一部主伐もやっておりますけれども、最近間伐材なんかをたくさん出しておる。そして森林組合がこれを主体にやっておりますが、それは歩の悪いのは業者はしないといふことで、そういう利の少ないものは森林組合がやっておるといふことで、実に気の毒であります。そこで、森林組合に對しても、こういう

製材工場を補助対象にして、第二次林業構に入れたもらひたい。間伐材等の丸太を付加価値を上げて、森林所有者の所得を上げるという方向で、ほんとうに民有林に適切な指導をしてもらひたいと思ふわけ。そういうことから、第二次林業構に入れた、加工業者として消費者に近いところまで森林組合が進出していくということにもなるわけ。積極的にバックアップの姿勢をとつていただきたい、このことを強くお願いするわけ。それから木材加工は専門家に、また森林の育成、保育は森林組合に、こういうふうな昔ながらの考へでいらつしやると思ふが、その点ひとつさらに当局のお考えを承つておきたい。

○福田政府委員 森林組合の育成の基本的な考へ方としては、この森林の育成ということが重要なことはもちろんでございまして、出てまいりますところの林産物の加工、販売、そういう点まで、木材外の林産物を含めて一貫して行なうといふことは、一つの理想と考へられます。それで、ただいま林政部長から申し上げたように、木材業については国内の問題としてはいろいろ重要な問題もございまして、なお検討させていただきますかと思ひます。

○瀬野委員 そこで大臣、いまのような製材工場問題については、今後森林組合等も間伐材を利用し、また製材工場をやるという意欲に燃えてゐるので、ぜひひとつ補助対象にしたいと考へるに重ねてお願いをしておきます。

そこで次は、ちよつとはしつて聞きますけれども、これは七十九条の七項だと思ひましたが、転用相当林地の問題で、転用相当林地の処分事業等について、転用相当とはどういうふうな解釈をしておられるのか。また、この運用の範囲を明らかにし、きびしい制約をして、森林組合がその果たすべき役割から逸脱しないようにするためにはどういふふうな考へておられるか。こういうことはどういふふうな法制にあつて検討されたこととお聞きしたい。要するに、転用相当林地の問題、これはどういふことをさすのか、また運用の

範囲を明らかにして、きびしい制限を付して、森林組合がその果たすべき役割を逸脱しないようにするためにどういふふうにお考えであるか、このことを簡潔にお答えをいただきたいと思ひます。

○平松説明員 先ほどから議論が行なわれておりますように、最近におきまして林地のスペーシャルな環境が進行しておるといふ情勢でございまして、こういうふうな情勢を踏まえまして、そういう地域の森林について有効な土地利用を確保するといふ観点から、やむを得ず林地転用を行なう場合も、合理的かつ秩序ある転用を行なうということが必要であるといふふうな、考へるわけでございます。

森林組合は、現在でも必須事業といたしまして林業経営の指導であるとか、あるいは林業経営の委託を受けまして林業経営をやるといふような形になつておるわけございまして、さらにまた今回林業経営の自営ができるというふうな形にもなつてまいらうかと思ひますので、そういう情勢を受けまして、森林組合は、地域の森林の適切な管理運営の確保に關係する各種事業の実施を通じて、地域全体の森林の適切な土地利用のあり方といふものが十分であるといふ、その地域においては最もそういう点についての適任者であらうといふように考へるわけでございますから、そういう点で森林組合に転用相当林地の取り扱いを行なわせるということにいたしましたわけでございます。

こういうふうな森林組合に取り扱いをさせるといふことによりまして、むしろ無秩序な開発行為を禁止する、森林開発に制約をかけることができるのではないかと考へておるわけでございます。

ただ、転用相当林地の取り扱いをめぐるまいして、森林組合が宅地業者みたいな形になるのではないかと考へるような懸念はないと思ひますので、そういう点につきましましては、事業実施にあたりまして経営基準みたいなものをつくりまし

て、嚴重な指導をしてまいるというふうなことで対処をしてまいりたいというように考えておるわけでございます。

○瀬野委員 私には四時半を過ぎておりますのであと少しで聞きますが、八十七条の一項の生産組合について若干お尋ねしておきます。

生産組合は、私の調査では全国で、昭和四十五年で千五百五十五、組合員数にして十二万五千六十六人、こういうふうな資料には出ておりますけれども、現に千五百組合くらいあって、うち六百は町村の合併により少なくなり、残りが九百組合といふふうにも聞いております。まずこの数はどのくらいあるかということ、生産組合が今後どうあるべきかという問題、事業活動も、表を見ますと、植栽、保育、売り上げ等も漸増しておる現状にあります。どうあるべきかということ。それから、環境緑化木の生産、森林を利用して行なう農業、それから前二号の事業に付帯する事業、こういうことを生産組合はやるようになっております。

そこで、この生産組合のあり方を見ましたときに、実際にこの法に沿わない生産組合がかなりあるんじゃないか。事実、実態と制度が離れておる。組合員の三分の二以上は常に協同組合の事業に従事せなければならぬとなっているのに、実際は千人くらいいる組合でも三分の一くらいしか事業に従事していないという例もあるし、法令に違反する問題ではないか。今回これらの問題が検討されてない。それで私はこの八十七条一項は削除すべきである、はずすべきである、こういうふうに通つておるのですけれども、これまた林野庁は避けて通つておるのですけれども、これらについていろいろお聞きしたいわけですが、時間の関係もあるので、要点だけ申し上げましたが、見解を承りたい。

○平松説明員 最初に先生からお尋ねございました生産森林組合の現況についてお答えをいたします。

最新の統計資料といたしましては、四十六年度

末の資料が最も新しい資料でございますので、それによつてお答えをいたしたいと思います。組合の数は千三百五十九組合でございます。このうち調査票を提出したのが千七百九十九組合で、組合員数が十三万二千五百八十八人、一組合平均百二十三人というふうなことでございます。森林経営面積が大体十二万六千九百ヘクタール余に及んでおります。

それで、生産森林組合につきましては、組合員みずからの持つておる森林を持ち寄りまして、共同で経営するということを目的とする組合でございます。まして、先生御指摘のように、植栽、保育、売り上げ高とも逐年増加をしてきておるわけでございます。今環境緑化木の販売なりあるいは森林を利用して行なう農業、たとえば混牧林であるとかあるいは溪流の釣り場だとか、そういうような形のものができるといふことにいたしましたわけでございます。

八十七条一項の従事義務について、実法律上の要件とされておる。ことがなかなか守りにくいんじゃないかというふうな御指摘でございます。これは農事生産組合なりあるいは漁業生産組合にも同じような規定があるわけでございます。まして、こういうふうな農民なり漁民なり林業者の共同経営というものについては共通の規定でございます。また、林業につきましては、林業労働の季節性あるいは林業労働の不連続性と申しますか、そういうふうなものがあつたために、間々先生の御指摘のような事態も起こり得るというふうなことが考えられますけれども、現在のところ、私どもが調査をいたしました組合の実態から申しますと、大体要件を満たしておるというふうなことはなからうかというふうな考えておりますが、今後いろいろ要件を考慮しながら検討してまいりたいというふうな考えをわけでございます。

○瀬野委員 八十七条の一項、これははずすべきだといふふうに思ふのですが、いまにわかにはできないというわけですから、十分検討してもらいたいと同時に、歯切れの悪い御答弁であるわけですが、いろいろこまごま聞いていたんでは、かえつて公開の席ではどうかと心配する向きがあるの、私どもは遠慮して聞いているんですけれども、厳正に生産組合と施設組合の組合員を明文化しなければならぬと思う、またそういうふうな団体からの要望が出ておるわけですが、法律上では森林所有者としておるわけで、実際は容易にやないというふうな林野庁も考えておられる向きもあつたというふうな聞いておられますけれども、施設組合と生産組合と同等の並びになつておると、どうしても分裂の問題、事業上で競合する、また争う、またできない場合の不満が起る、いろいろなことが起きてくるので、これは十分検討しておかなければならぬ。八十七条を残すなら残す。それは現在、組合員の三分の二以上は常に協同組合の事業に従事しなければならぬようになつていますが、これには相当該当しないわけですし、いわゆる戦後の二十六年にできたときのいきさつがあるわけですから、それはよくわかりますけれども、現在の実態と制度とが離れておる。今回林野庁が避けて通つておる問題、そこで協同組合の三分の二はあつたにもきつ過ぎる。現状ではきびしいので、残すならば次の機会に改正してやらなければならぬ。残すか、そういつた意図はどうなんですか。簡単に、明快に答えてください。あと一点質問して終わりにいたします。

○平松説明員 先生のお尋ね二点あつたと思ひますが、まず第一点は、生産森林組合と施設森林組合との間の法律上の取り扱いについてでございます。また、私ども今回の森林法の改正におきましてその点についての検討をいたしたわけでございます。すけれども、生産森林組合は、現在の森林法の規定に基づきまして、すでに連合会のメンバーになつておつたというふうな実情もございまして、今度法律改正をいたすということでは先生御指摘のような整理をするというところで先生御指摘のようないきさつを侵されるというふうな問題がございまして、むしろ森林組合の体系について基本的に

検討をする際に検討を譲ることが妥当ではないかというふうに判断をいたしまして、今回はその面についての改正を見送つたわけでありまして。

それから、組合員の三分の二が生産森林組合の事業に従事しなければならぬという点について、そのことが妥当であるかどうかという点についてのお尋ねでございます。その点は、先ほどお答えをいたしましたように、林業の特殊性から、ほかの農業生産組合あるいは漁業生産組合などと比べて、その点がかなりきつといふふうな考えられるわけでございますが、私どもが調査いたしました限りでは、一応要件を満たしておるというふうなことでございまして、今後の検討にまわりたいというふうな考えております。

○瀬野委員 いまの件は十分検討してやつて下さい。あとすいぶん苦しい答弁のようだが、実際はこれは大問題ですよ。

最後に、はしよつて大事な問題を一つ大臣並びに林野庁長官 関係者に聞いて、ぜひ実現してもらいたいと思ひ、かたがた当局に経過を聞いて終わりにしたいと思います。

七月十一日、田中首相に私は聞いたわけですが、当局が準備をしたものを読まずに、一人よがりて彼がしゃべつたものだから、どうもびんとした答弁がでなかつた。ひとつはつきりと御回答いたしたい。

というのは、森林組合は森林法からの切り離して単独でやるべきである、このことを私は提案したわけですが、森林組合及び森林組合連合会は森林法に基づく特別法人であつて、森林所有者が協同組合原理を取り入れて組織する協同組織であることは御承知のとおりでございます。その行なう事業によつて施設組合といふ申し上げた生産組合に分かれております。現行森林組合制度は昭和二十六年の改正森林法によるもので、すでに二十二年を経過しておりますが、この間山村の状況も大きく変貌し、林業経営も従来の家族労働力中心の個

別経営から森林組合中心の協業化へと急速に近代化の道をたどりつつあることは、これまた御承知のとおりであります。そこで、森林組合の山村地域社会における役割りを果たすため、この際、協同組合として農協、漁協と同様に単独法による制度を行なうとともに、その事業内容も信用事業及び共済事業を含めた大幅な事業拡大を骨子とした技術的な改正をすべきである、かように思うわけです。今回の改正を見ますと、このような方向に近づくべく相前進をされた改正になっておることもよくうなづけますが、ぜひとも早い機会にこいつた方向に踏み切っていただいて、国土の六八%を有する林業を守っていただくためにも、ぜひ森林組合にあたたかいお力添えをいただきたい、こう思います。まずこれに対して農林大臣それから長官から見解を承りたい。

○櫻内閣務大臣 今回の改正にあたりまして、森林組合が公益的役割りを果たすという点を非常に重要視したと再三申し上げておるわけでございます。そういうことになりましたと、これは御所見のような経済的な協同組合に持つていくということについてはいかがかと思うのであります。そのような措置というものは、なかなか法律制度的に問題があるのではないかと、これは長官のほうからその点について御説明をさせます。

私としては、あくまでも森林法に基づいて森林施業の合理化と森林生産力の増進をはかるといふ公益的な役割りを持つておることがむしろいいのではないかと、こういう考えが非常にありますので、単独法で農協や漁協と同じように対処する——おそらく信用事業等をやらせるという意味合いをおっしゃっておるのだと思いますが、私は現状の森林組合の状況からいたしまして、今後なお現行の行き方がよいのではないかと、このように考えておる次第であります。

○福田政府委員 単独法の問題につきましては、ただいま大臣からお答えいただいたとおりでございますけれども、先生御承知のとおり、昭和二十六年に森林法の改正をいたしまして以来、長年の森林組合全体としての切実な要望であるわけでございます。林野庁におきまして、この問題につきましては森林組合の問題の中でも一番重要な問題の一つと考えておりました。林野庁だけでもなかなか判断しきれないということで、研究会を設けて、数年にわたってこの問題を検討してまいりました。

あと質問が相当数残りましたけれども、次回また二時間、三時間やらしていただきますので、きょうは時間が参りましたから質問を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

○佐々木委員 稲富後人君。

○稲富委員 本日の質問に対しては、実ははなはだ失礼でございましたが、私の都合で私の持ち時間が非常に狭められておりますので、いずれ小さい問題につきましては後かた機会を見てお尋ねすることにしたしまして、本日は林政の基本的な問題にはしりまして、二、三の点をお尋ねいたします。かように考えておりますので、そういうつもりでひとつ御答弁願いたいと思うのであります。

私、最初にお尋ねしたいと思っておりますことは、森林の意義をどう見るかという問題であります。御承知のとおり、林業基本法の第一条にも「林業及びそのにない手としての林業従事者が国民経済において果たすべき重要な使命にかんがみ、国民経済の成長発展と社会生活の進歩向上に即応して、林業の発展と林業従事者の地位の向上を図り、あわせて森林資源の確保及び国土の保全のため、林業に関する政策の目標を明らかにし、その目標の達成に資するための基本的な施策を示す」、こういうことに書いてありますし、また森林法の第一条におきまして、森林というものが国土の保全と国民経済の発展とに資するということとがその目的であるという、森林というものの意義が、国民経済の発展と国土の保全ということに非常に主体を置いてあることは当然でございますが、これは先般総理大臣の出席のときも、総理大臣は、森林資源というものは水を非常に提供するんだから、そういう意味においても、森林に対して金を突っ込むことは水の費用を出しておると思つていけばいいじゃないかというようにも言っておつたやうであります。日本のすべての産業というものを開発しようとするならば、最も必要なものはやはり水資源であると思うのでござい

ます。水資源がなかったら、いかに日本が工業立国でやつていこうとしましても、農業立国でやつていこうとしましても、その基本的な問題は水なんです。

ところが、御承知のとおり、最近では水が非常に減つております。私が小さいときに泳いでおつた川は、最近ではほとんど水が流れない状態になっております。それで、人工的にダムをつくるのか、いろいろなことをやりまして、水資源の利用対策というものはいろいろ考えておりますけれども、何と申し上げても、そういうような下流における水資源対策をやるといふことも必要でございますが、それと同時に、その水資源の根幹をなす森林事業、森林を振興せしめるといふことが何よりも最も必要じゃないかと、ここに森林の意義というものが存在するんじゃないかと、私はかように考えております。

私の考えが間違ひならばそれもいたし方ございせんが、私はそういう考えを持つておりますが、これに対して大臣は森林というものの意義をどうお考えになっておるか、まずこの点を承りまして逐次その他の質問に入りたい、かように考えておりますので、この基本的な考え方についてまず承りたいと思うのでございます。

○櫻内閣務大臣 私どももしばしば森林の持つ公益的な機能ということをこの場を通じて強調してまいっておるわけでございまして、ただいまお話のございました、水との関連におきまして森林の重要性ということを強調された次第でございますが、私も全く同感でございます。私どもの手元で森林の公益的機能計量化調査というのを四十七年の十月発表しておるのでございます。その中におきましても水資源の涵養がどの程度の評価額になるか、約一兆六千億円というふうに一応の計算をいたしておるやうなわけでございまして、いづれにいたしましても、国民生活に不可欠の水というものの森林との関係というものはきわめて重要であるということはお指摘のとおりでございます。

○稲富委員 私、申し上げますのは、もちろん、

従来は、いわゆる公益的機能という非常にばく然とした問題であるとか、あるいはたゞいま私、読み上げましたような国土の保全であるとかいうようなことばであらわしてあるのであって、森林の運用というものは、水資源をいかに確保する森林を造成するか、振興するかというのを考えなくてはいけないんじゃないかと思うのでございませう。

ところが、従来森林としてあります国有林におきましてもあるいは民有林におきましても、特に民有林のごときは、森林というものはただ商品としての木材を生産することが主体であるというよりな考え方で運営されたんじゃないか、こういうきらいを私たちは従来持っていたのでございませうが、これに対してはどういうふうな見方を政府はしていられるか、この点承りたいと思う。これは国有林の問題もそうでございませうが、その点あらかじめ承りたいと思うのでございませう。

○櫻内閣務大臣 森林の持つ経済的機能としての木材との関連をいたしまして、今回の森林法の一部改正を提案しております。今この森林法の実態に就いて流域別の計画を作成し、流域の実際の森林の整備計画の目標を定めて、そしてそれは水資源涵養等の諸機能の向上をはかりたいというふうなことで改正をお願いしております。この水資源の涵養というものの重要性については、全くおっしゃるとおりに認識しておりますのであります。

○稲富委員 そういふ点から、私、特にここに政府に今度の法改正にあたって要望したいと思っておりますことは、総合林政というものを強くわれわれは打ち出して、これを確立する必要があるんじゃないかということでありませう。特に国有林と民有林と、これも今度の立法の中にも実はうたつてあるようにございませうが、国有林と民有林とを一本化して、植栽計画でありますか、こういうものを樹立し、大きな意味の総合林政というものを確立することが、これが今日のわが国の森林をいかに意義づけるかという点に對しての大きな問題じゃ

ないか、そういう基本的な考え方の上に立つてすべての施策というものが行なわれなければいけないのじゃないか、こう考えますので、そういう点におけるこの法の改正にあつての政府としての心がまえ、この心がまえがあつてこそ、枝葉末節と申しますか、枝葉の下計画というものがなければならぬ。何と申しまして、基本的に国有林と民有林を一体化した植栽計画、こういうふうな総合林政を樹立することが非常に大切である。これが基本的な問題である。この上に立つてすべての林業行政、森林行政というものはやられていかねばならないのじゃないか、こういう立場でやるべきじゃないか、こういうふうに考えておりますが、そういう点はどうかお考えでありますか、承りたい。

○福田政府委員 先生御指摘のとおりでございまして、従来は国有林は国有林、民有林は民有林ということで連絡があまりよくいってなかつた面もあるというところは、率直に認めざるを得ないと思ひます。今回の森林法改正の大きな主眼点はそこに実はあるのでございませう。

御承知のとおり、この二月に森林資源の基本計画を基本法に基づいて作成いたしましたので、この三月には全国森林計画というものを策定したのでございませう。これは五年ごとに作成する十五年計画でございまして、これに基づきまして民有林におきましては都道府県知事がつくります地域森林計画、これが二百五十六ございませう。それから、これに基づきまして国有林は経営基本計画、それに基づきまして地域施策計画、これは全国を八十に分けてつくりますのでございませう。

そこで、従来と異なりました点は、この全国森林計画というものを非常に具体的にいたしましたのでございませう。流域別にこれを七十から八十の間に分けまして、その中には先生のおっしゃる、これは流域別でも水資源の涵養に非常に関係があるわけにございませう。御承知のように、保安林の大部分、約八割以上は水源涵養保安林でございませう。今度

もいま申しましたような全国の流域を七十ないし八十に分けて、その中には国有林もございませうし、民有林もございませう。その中で具体的にどういふ森林を今後五十年の間に造成するかという目標を設定するのでございませう。この目標は、具体的に、さらに、これを小さな森林、七十ないし八十の大きな地帯の中でそういう目標をつくり、それを達成する手段を決定いたします。どういふふうな森林をつくるか、それにはどういふふうな作業方法をとるか、どういふ木を植えるか、何年くらいそこに木を置くかという、こまかい基準をつくりまして、大きな基本計画を県も国も一緒にしてつくります。それを受けて今度は、先ほど申し上げました地域森林計画それから地域施策計画というものを民有林、国有林が連絡をとりながらここで設定することになります。今度の森林法改正の中におきまして大きな特徴は、まさに先生の御指摘のございましたそういう趣旨を盛っておりますのでございませう。

○稲富委員 そうしますと、将来やはり行政指導というものが強くなつてくるんじゃないかと私は思ふのであります。従来は営林局や営林署におきましてもほとんど国有林が中心である。やはり民有林に對しても指導力をもつて行政指導する、あるいは伐採から植林まで強力な指導の体制というものが当然必要じゃないかと思ふ。御承知のように、森林というものはあまり老齢化したきつ木はもう木のたくわえがないので、ある程度の年齢がきたならば、当然伐採をすることが妥当であると私は思ふ。こういうことも考えながらやらなければいけないんじゃないか。私は、現在、民有林なんか

の地方の森林関係を見ておきますと、もうすでに樹齢は百年近くもなつてゐる、これは実際には木のたくわえ力がないわけだ。ところが、伐採しない。なぜしないかという、伐採すると費用がかかるし、あとの植林をする人手がないんだということ、間伐をしながらそれによって小づかい錢だけとおけばいいんだという、こういう山持ちちもおるわけだ。私は山持ちに言うのですよ。

親から譲つてもらつた森林を自分のときに間伐をして、そしてまた自分の子供にそのまま譲るなんていうのは、これは森林を所有する者の一番ばかなやりかたなんで、森林が一番機能を發揮するには、親から譲られたものは自分のときに伐採をして、ここに植林をして大きくつたものを次の息子に譲るといふのが、森林を持った者のやるべきことなんだ、あんまり古くなつたら、これは実際木のたくわえ力もないので、森林としての公益的な利益というものは少なくなるから、そういうことをやらなければいけないんじゃないかと言つても、なかなかやらない。これはそういうものに対する思い切つた手を打てないということなんです。こういう点を考えます場合に、私は民有林の所有者に對してもそういう老齢化した木は伐採する、あとは植林するんだ、こういうふうな行政的な指導力というものを、いま言った森林の意義というものをそこに求めるとするならば、強力にやらなければいけない。かように私たちは思つておりますが、これに對して行政を担当している政府としてはどのように考えているか、承りたいと思ひます。

○福田政府委員 御承知のとおり、国有林につきましては林野庁の業務部、その下部組織として営林局が全国に十四、営林署が全国に三百四十ございませう。民有林の指導につきましては、現在林野庁の指導部が担当いたしております。一部林政部に關連するものもございませう。その下部には都道府県がございまして、都道府県にはそれぞれ林務部あるいは林務課という組織がございまして、そこで民有林行政を担当いたしております。

（委員長退席、山崎（平）委員長代理着席）
なお、その中にもいろいろ林野庁で考え、あるいは指導しようとする事項につきましては、御承知のとおり、指導員の組織もございませうし、専門技術員の組織もあるわけにございませう。そういうふうな、従来は一応指導してまいつておりますけれども、従来はあまりよくない

んだというふうには考えておりません。なお、この点につきましては、そういう指導の面のほか、特に最近、特徴的なことは伐採と造林の關係にごさいますが、造林意欲が非常に停滞してきているというこの原因には、一つには、伐採するに相当伐採する意欲がなくなってきた。ということとは、経費もかかるし、もちろん労働力が足りないなという問題もございます。せつかく出して売っても、価格が安かった、高い場合もございますが、そういうふうなことでございます。そこで、これをケースケースによって伐採するのではなくて、先ほど申し上げました計画的に施業していく必要があるということは、将来の森林造成に必要なことでございます。

そこで、計画的な伐採をするものに対しては、いろいろと助成をしてやる必要があると思ひます。たとえば補助金を考へてやるとか、あるいは金融については金利とか償却年限等の優遇措置を考へるとか、あるいは税制面についての優遇措置を考へる、これを強化していく必要があると思ひ置かれてゐます。それらのことにつきましては今後は相当強化することを考へてゐるわけでございます。

なお、民有林のそういった組織活動をいたします場合には、現在のところ森林組合の制度がございいます。この森林組合は、従来の考え方からいえますと、指導業務を主にいたしておりましたけれども、今後は森林組合の強化のためには、合併促進を従来以上にやりますと同時に、仕事の内容をもっとふやしてまいりたいと考えています。森林組合の活動を通じて、いま申し上げたようなことをさらに強化してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○**稻宮委員** 私はこの際長官に特に申し上げたいと思いますことは、ややもしますと林野庁は国有林のための林野庁だというような悪評のあることをおそろくお聞きになっておると思うのでございます。私は日本の森林資源というものを確保し、日本の森林事業というものを、いま言うように、

な機能を發揮せしめ、公益的水資源を確保するのための森林計画をやるというならば、やはり林野庁みずからも、国有林そのものに閉じこもっていないで、民有林との關係を密接にして、民有林に対する指導もあわせてやるのだというくらいに、氣魄を持って将来の林業行政に当たらなければい

けないじゃないか。私はかように考えております。そういう意味から、民有林に対しては行政指導を強くするということになりまして、いまも長官が言われたような。あるいは今日山持ちが山を切るとすぐ税金がくるから切らないのだと言つて、老齡化した木を切らないでおるといふ問題もある。こういうような行政指導、あるいは先刻言つたような、木といふものはただ商売のためにつくつてゐるのだといふような商品化した木材政策だけじゃなくして、やはり大きな意味の水資源を確保するのだ、いわゆる公益的機能を發揮するのだ、こういう意味からの伐採計画あるいは植林計画といふものをともにやらなければならぬとするならば、一体となつた一つの行政指導が必要じゃないか。そこに森林行政の総合的な一つの機関といふものが必要じゃないかといふことを特に私は要望するのでもそこにあるわけです。

こういふことに對して、ひとつ從來のいろいろな陋習というものをやめて、この機会にそういうことに踏み出してやる、こういう情熱を持つて將來の森林の公益的指導に当たつてもらいたい、こういう考え方から私は言つておるのであつて、これに對してどういふように前向きで取り組もうとしておられるのか、この点を重ねてお伺いしたいと思つたのでございます。

○福田政府委員　御承知のとおり、林野庁は国有林の問題を主に取り上げておって民有林については非常に熱意が足りないのじゃないかという御指摘を受けております。私も十分それは承知しているわけでございますして、日本の森林の三分の二は民有林でございますし、民有林に従事する人たちあるいは民有林を持つておる人たち、非常にたくさんの方々がおります。これに対する行政指導の強化

は、御指摘のように、非常に重要な問題でございますので、組織の問題等もございましょうけれども、いろいろな制度の改善等につきましまして、国有林はもちろんでございますけれども、なお一そう民有林の指導行政に力を入れてまいりたい、かように考えております。

○**經濟委員** 長官がそれほど民有林の推進行政に強く当たるといふ決意でありますなら、小さい問題であります、この際触れたいと思ひますのは、聞くところによりますと、営林局とか営林署というものを統廃合するというような計画も何か林野庁の中にはあるということでもあります。こういうことを聞いております。しかしながら、私はこういう森林事業というものは非常に大事だけに統廃合すべきじゃない、もっと重視すべきじゃないか、私はこう考える。いまおっしゃるやうに、一方には森林事業の行政的な指導を強くやらなければいけない。そして林野庁はそれに乗り出さなければならぬんだという熱意を持っておりながら、一方においては営林局あるいは営林署を統廃合するというやうな、こういうことを考えられておるといふことは、どうもその点が矛盾するんじゃないかと私は思う。それは統廃合することによって充実するというなら別ですよ。その点は私は、今日やたらな統廃合じゃなくして、もっと営林局並びに営林署というものを充実した指導体制を樹立すべきじゃないか、こう私は考えますのですが、これに対して、長官、どうお考えになるか、承りたい。

○福田政府委員 営林署の業務の中には営林の指導に關することという一項がございます。民有林に關しましては相談を受けて指導する仕事もございますけれども、現在の営林署の仕事は、民有林の管理経営が主目的でございます。民有林に關する指導行政は、ただいまのところでは各都道府県知事がこれを所管しておりまして、その直掬の指導の担当業務はSPなりAGなりという人が回つてやつておるわけでございます。それらに對しまして、林野庁におきましては、直接指導いたし、

それから国有林の管理経営につきましては、業務部がこれを担当しているわけでございますけれども、ただ、先ほど申し上げましたように、国有林と民有林というものはばらばらじゃいかぬという問題もございます。そこで、営林署の仕事は国有林だけやっていけばいいというわけでもございませんので、民有林のそういう指導業務についても、業務の中にございますので、意を用いていかなければならぬと思っております。

そこで、数の問題でございますけれども、数の問題の前に、国有林は従来やっております仕事は御承知のように、先ほど来先生おっしゃいましたように、主として伐採の能率をあげ、木材を増産するのが戦中戦後の主目的であったわけでございます。その点から本来的に私たちは公益的機能を重視した伐採方法に努力しておりますけれども、批判を受けたいきさつはございますけれども、今度は自然保護を重点といたしまして、伐採なりそれに伴う新植造林の仕事というものは減つてまいります。減つてはまいりますけれども、逆に今度は公益的な面についての管理の仕事は相当ふえてまいるわけでございまして、そういう面に対しての仕事の中味というものが今後変わってまいりますので、その点を十分に考慮いたしまして、適正なる組織の配置なり、人員の配置というものを考えていかなければならないということが林政審議会の答申の中にもあるわけでございまして、合理化ということは営林署を減らすのが主目的ではございません。中味としてはただいま申し上げたようなことでございますので、慎重にただいまこれは検討しているところでございます。

そういうことで、現在の営林署の組織というのは、古く大正年間につくった組織でございまして、その後交通事情その他変わっておりますので、検討しなければならぬ問題もございます。ただいま申し上げたような内容を十分検討いたしまして、慎重に対処してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○稲富委員　ひとつ申し上げたいのは、今回の法

改正におきましても、民有林に対しては相当の指導力を持つていこう、こういうことも見受けられますので、そうすると、地方の営林署、並びに営林局というものが、単なる国有林のみだけにどまらないで、やはり民有林に対しても指導力を持つていこう、こういうようなことで進むべきが妥当ではないか、こういうことを考えますので、かえって営林局、営林署というものの内容を充実すべきじゃないか。もちろん従来の古いものがあつて悪いところから改革しなければならぬ、そういう点はわかります。しかし、要は、指導力をつくるという、増大するためには、やはり内容を充実するというのが必要なんだから、こういう点から統廃合というようにものをしよるとするならば、あるいはこれが非常に古いときにできたので内容等検討しなければならぬとするならば、検討はけっこうでございますが、要は、これをもっと充実する、そして指導力を持つものにする、こういう基本的な考え方の上に立つての改革というものをやるべきである、こういうことを私は申し上げておるわけでございますから、この点に対してひとつ長官の腹がまえを聞きたいと思ひます。

○福田政府委員 御指摘のとおりでございます。先ほど申し上げましたように、民有林の指導の面ではこれは強化し、営林局の問題につきましても、その内容を十分に検討いたしまして遺憾のないようにしてまいりたい、こういうふうに思ひしております。御趣旨の線に沿ひまして十分慎重に考えてまいりたいと思ひます。

○稲富委員 それから、今日の森林事業において特に困つてゐる問題は、林業従事者が少ないということですが、これは国有林も困つておりますし、民有林も困つております。この林業従事者をいかに確保するかということ、これを確保するためにはやはり林業従事者に対する所得の増大をはかつてやらないと確保できないだらうと思ひます。やります。やはり林業従事者の確保と所得をどうして

増大してやるかといったことも当然考えてやらなければ、森林資源をほんとに確保してこれを充実するということは困難であると思ひますが、こういう問題に対してはどういうような見通しと考へ方を持つておられるのか、承りたいと思ひます。

○福田政府委員 確かに今後の森林の充実、林業の発展というのを考えますと、林業に従事する人たちが喜んで働けるような環境をつくるということが一番大事だと思ひます。これは、林業の特殊性からいまして、通年雇用ができないという問題が一つございまして、このために、林野庁におきましては、最近、通年働きたる者につきましてはできるだけこれを助成してやるという制度も開いております。一年間に百七十日以上働いた場合には、国も県もそれから町村も組合も分担しまして、本人のために退職手当を出すということもやっております。

それからもう一つの問題は、林業労働力というのはなかなか流動性にかけております。そこで、ある場所からある場所へと移動することによつてこの通年化もできるわけでございますので、そういう流動措置に對してしましても一つの助成措置を講じているところでございます。

それから、いま冒頭に申し上げました環境が非常に悪い。山の中で働くというのは非常に危険な作業でございますけれども、それに対しては最近いろいろと、たとえば通動用のマイクロバスを考えてやるとか、あるいはチェーンソーなんかについて白ろ病の問題もございまして、それの防止装置のつけたものをやるとか、あるいは宿舍を考へるとか、そういう環境の問題がございまして、そういうふうなことをいたしまして、通年作業ができるための環境整備をまずしておくことで、いま一番問題なのは、林業労働者というのは社会保障が一番おくれているわけでございますから、そういうことができるような基盤をつくつてやることとが必要なことではないかと思ひます。そういう

点におきまして、ただいま申し上げたことをさらに強化してまいることが絶対必要だというふうな考へております。

国有林の労働関係と民有林の労働関係と比べますと、まだ国有林のほうが、常用作業員というのには先生御承知のとおり、これはまずほかの建設業並みのところまでいってございすけれども、特に民有林の労働力の供給というところは、こちらから見れば供給がございすけれども、働く者の側から見るならばやはり環境をよくしてもらいたい、若い者は特にそう思うだらうと思ひます。最近はいだんだん減つてまいつてございす。去年は十七万、一万ふえて十八万でありましたが、この数年間は非常に減少してございす。その理由は、若い者が山に入つて働く意欲がなくなつてゐるということとでございますが、まずそこから直していく必要があるかと思ひます。そこら辺のことは、いま若干の例を申し上げましたけれども、これはぜひ強化してまいらなければならぬ、こういうふうな思つております。

○稲富委員 林業従事者を確保することは非常に大切でございます。いま長官もこれに対しては非常に頭を悩ましていらつしやるようでありまして、やはり林業従事者が山の中で生活できるような方途を講じてやる必要じゃないかと思ひます。変な話でございますけれども、私のほうの山の中にこういう民謡があるのです。木びき女房になるなよ娘、花の盛りを山住まい、という歌があります。要するに、木びき女房になるなというのです。こういう民謡があるごとく、山住まいの林業従事者というものは、あらゆる社会の環境から離れた特殊な生活をしてがまんしているのだから、これに対しては国が行政的な指導をして、いろいろ環境をよくしてやるとか、こういうことによつて確保するということが必要であると思ひますので、この問題に対しては、頭を使つて、将来の所得の増大と林業従事者の確保のために、ひとつ特段に力を尽くしていただきたいということ、を、私、この際、特に長官に希望申し上げておき

たいと思ひます。

時間があるせんのはしよつていきますが、この機会にお尋ねしたいことは、最近国有林の財政が非常に悪化してゐるといわれております。その国有林の財政悪化の理由というものはどういふようなことからきておるのか、また、これに對する、国有林の機構をどうすればいいということになるのか、この点をあわせてひとつお考へ方を承りたいと思ひます。

○福田政府委員 国有林が戦後特別会計制度をしましてから相当の年数になるわけでございますけれども、最近、木材価格が低迷した時期から一応悪化の状態が始まつたのでございす。国有林の経営は、御承知のように、主として木材の販売代金で一切の支出をまかなつてございす。従来そうでございす。そこで、木材の伐採量が減つたり価格が下がりますと、当然収入が減つてまいります。一方、支出の増はやはり人件費でございます。人件費は、これはもうほかの企業も同じように、年々ベースアップ等上がつてまいります。そのバランスがとれなくなつたことが収支が赤字になつた大きな原因なわけでございます。しかし、今後は、赤字、黒字の問題よりも、先ほど来申し上げておりますように、まず理想的な森林をつくるということが、国有林、民有林を通じて総合した基本的な姿勢でなければならぬ、こう思ひます。支出を切るためにいろいろ無理な手段を講ずるといふことは避けなければならぬ。それから、やはり国民の皆さんに御納得のいたただけるような国有林に改善いたさなければならぬ問題は幾つかございす。それは当然のことといたしまして、公益的な機能の面における経費の分担については、一般会計の財源を導入するということには当然私たち主張してゐると思ひます。その意味で、四十八年度は一般会計から治山費の大部分を入れていただきました。四十九年度におきましても、そういう意味では公益的な負担をお

願いしなければならぬ問題、まだまだあるのでございます。内容は省略いたしますけれども、やはり企業のな面と公共的な面とを分けて、企業のな面におきましては経営の改善をはかつていきませんが、公益的な面におきましては一般の財源負担をひとつお願いしたい、こういう姿勢でまいりたいと思っております。

○稲富委員 私に述べようと思ったことを長官が言ってしまったのですが、国有林が赤字になるということは、それはど国有林が公益的な機能を発揮するために森林を確保しておるということにもつながると思うので、私は、国有林の特別会計が赤字になったからといって、これを気にする必要はないと思う。それよりも、最初に申し上げたように森林の意義というものを十分考えて、公益的な森林の存在意義のために進むんだ、こういうことでひとつ進んでいっていただきたいというのが私の考え方で、いま長官も、そういうことで公益的な機能を発揮するために赤字が出た場合は一般会計から補うのは当然だと言われましたが、私もそうだと思うのでございます。そういう方向で国有林を守っていただきたいと思います。ことを、特にこの際大臣に申し上げたいと思います。そして、私がただいま申し上げました森林の持つべき意義というものが非常に重大であるという観点から、森林の総合的な計画、水資源その他を求めるといふ幅の広い意味からの法制化の必要があるんじゃないか、こういうことを私は考えるわけでございますが、これに対してはどういうふうにお考えになっておりますか。

○山崎(平)委員長代理退席、委員長着席

○福田政府委員 ただいまいろいろ御指摘いただきました内容は、まさにそのとおりと考えられます。そう言っちゃなんでもございですが、それは森林法改正の趣旨そのものでございまして、ぜひひとつこの森林法を早急に達成するように私どもも努力してまいりたいと思っております。先生の御意見のとおりだと思っております。

○稲富委員 そうすると、この森林法を通しさえ

すれば、私はいま長い時間申し上げたのでございますが、それが完全に達成されるということになるわけでございまして。

○福田政府委員 森林法の改正の目的には、実は先生がただいまおっしゃったことが十分に入っております。このように私、判断するわけでございまして、これが通りますれば、御趣旨を体して実践するように全力をあげてまいりたい、かように考えるものでございまして。

○稲富委員 これに対してもいろいろ申し上げたいことがありますが、時間もありませんから、先に進みます。

私、ただいま申し上げましたような考えから申しまして、民有林の公益的な機能というものがやましますと無視されておりましたので、それを十分發揮させていかなくちゃいけないと思っております。そういう点からの強い行政指導が必要だと思っております。

そうなりますと、林業基本法第七条の趣旨というものを達成しなくちゃいけないと思うのでございます。ここで私が特に申し上げたいことは、これは先刻瀬野君も申しておたのでございますが、こういうことになりまして、民有林を造成するために必要なのは、やはり森林組合等がその先頭に立つて協力をしなくてはならないか、あるいはこの森林法の中に入つて、単行法として法制化されていく。これはやはり森林組合法というものを単行法化することによって、先刻瀬野君も言っておりましたような、いろいろな森林発展の、協同組合式の、共済から何から一切含めたそういうような方向に行くことが必要である。先刻瀬野君の質問に対して、これは検討しているんだという答弁でございましたから、それはけっこうでございます。そういう意味で、森林組合の法制化の問題に対しては、将来十分検討していただきたいということをお私からも特に申し上げたいと思うのでございますが、いかがでございましてか。

○福田政府委員 御指摘のように、基本法七条で

は、林業に従事する者あるいはそれに関する団体等の自主的な努力を助長してやるのが国の役割りというところになっておりますので、そういう趣旨で日本の特に民有林の造成につきましては、森林組合がそのにない手となつておるわけでございまして、御趣旨の線に沿つていろいろと努力してまいりたい、こう思っております。

○稲富委員 時間がありませんから次に入ります。

今度は別な問題でお尋ねしますが、最近国有林と民有林との境界、こういうものの台帳がはつきりしていないのです。これがために係争中のものが非常に多いのでございまして、いまその係争中のものはどのくらいありますか。資料があまりましたら、この機会に承りたいと思つたのであります。

○福田政府委員 ちょっと係争中の件数は、ただいま資料がございません。

○稲富委員 係争中のものがあると思うのでございますが、要は、この機会に山林の土地台帳というものを整備する必要があるんじゃないか。これは長官も御存じだと思つて、あるは民有林と国有林との境がはつきりしていない、あるいは民有林と台帳にあるから民有林だと思つておつたところ、が、事実上は民有林でなかつた、こういうようにいろいろの問題があります。これがためにいわゆる山ブローカーというものが暗躍しまして、被害者が続出しておるというふうな事実がたくさんあることは御承知のとおりだと思つたのでございます。これは長い間いわれておるけれども、この山林の土地台帳の整備というのはいつまでできておりません。なぜこれができないのか。また、この土地台帳の整備をやる必要があるんじゃないか、こう考えますが、これに対してはどういうふうな考え方をもちであるか、承りたいと思つたのでございます。○平松説明員 先生御指摘のように、森林につきましても、山奥であるということから、明治の初めに民法に基づき所有権制度ができてから、民有境界がはつきりしないまま、これは国有林と民有

林だけでございまして、民有林と民有林との間の境界がはつきりしないまま、最近だんだん地価が上がつてくるということから、その境界についてのいろいろな争ひが出てまいつておることは、御指摘のとおりでございまして。国有林につきましても、境界の整備ということ、鋭意、民有林と国有林との間の境界の計測ということについて努力いたしておるわけでございまして、何ぶん非常に広大な面積をかかえておるものでございまして、まだその両者の境界が必ずしも全部確定したということになっていない、そのことが先生のおっしゃるような形で紛争を起しておる、かような状況でございまして。

現在、森林につきましても登記簿もございまして、また、保安林については保安林台帳、保安施設地区台帳がございまして、また都道府県段階では、地域森林計画の策定に際して、森林の小班ごとに、位置、面積、樹種、林齢等の現況を整備したいわば森林台帳を整備することが必要であるというところで指導いたしておるわけでございまして、その点についての整備もおおいに進んでまいりたいと思つた。また、企画庁のほうでやっております土地調査のほうも進んでおりますので、このことからまた、国有林と民有林との境界の整備も行なわれてくる、かような形にならうと思つた。国有林につきましても、現在やっております国有林と民有林との境界整備について大いに努力してまいりたいというふうな考えでおります。○稲富委員 この問題はさういふ前から問題になつておまして、鋭意整備していただくということをおしやるけれども、一つも進まないのです。進まないのがどこに原因があるかわからないのです。あまりにも台帳が狂つておるといふことが事実であるのかどうかかわかりませんが、何とか結論だけは出さなければ、これは非常に困る問題が次々と出てくると思う。ことに最近のように、山というものが非常に価値が高くなつてくると、ますます争ひが多くなるし、そういう問題は紛糾してくると思うのでございまして、これは

鋭意ひとつ整備をやるのだではなくして、急にやらなければならぬと思うのでございます。これは鋭意調査するんだ、整備するということ、これは約二十年前から聞いている話なんです。まだ同じ、二十年たっても鋭意の話じゃ、これはどうも進んでいっているか、これはどういふことでおくれているのか、一体いつごろできるのか、そういう作業がどういふふうになっておるのですか。そういう点、あるなら承りたいと思うのです。

○平松説明員 私、営林局長をしておりますときに、一番最初この国有林と民有林との境界の問題に気づきまして、どういふふうな形でいまままでやっておるんだということを、前のことを聞いたしまして、進捗するように督促いたしましたわけでございますけれども、何ぶん境界設定の問題につきましましては、事柄が権利関係でございますので、非常に慎重を要する。また測量については技術を要するといふ問題でございますので、にわかづくりの人で測量に当たるといふわけにはまいらない。古文書その他を参照しなければならぬ問題もございまして、それから昔の境界についてのいろいろな事跡等を調査する必要もある。それから測定を要するといふようなことでございますので、心はあせれども実際にはそれがなかなか進まないといふような実情でございます。私の在任中にも鋭意努力したわけでございますけれども、なかなか進まなかったという実情でございますが、先ほどもお答え申し上げましたように、事柄は、だんだん地価が高くなつてまいりまして、ことに山の地価の騰貴率が高くなつておりますので、その点についての紛争はできるだけ避けるべきであるといふ観点に立つて努力いたしたいと思ひます。

が、事実その土地はなかったという、こういうのがあつた。これは御存じだと思います。こういうような例がそのまゝ何十年とさらされていく。ここに山ブローカーが暗躍して被害者がふえているといふ問題があるのだから、すでにないものに税金を納めているといふ、こういう事実ぐらゐは何とかならぬものでございませうか。税金を納めているといふことが人をだます材料になるのです。知らない人は、税金まで納めているのだからいいやうなふだらうと思つて買つてしまふ。こういうものぐらゐは、——事実はないならば、税金の問題とかそのぐらゐは何とか解決しないものでございませうか、土地台帳を交えられないといふならば、どうでございませうか。

○平松説明員 私どもが山林全体を所管しておるという立場と、それから国有林の所管官庁であるという立場と、それからまた、私どもとは別に租税の所管官庁——自治省の所掌事務でございませうか、そういうようなところで、おのおのの気ばかりはあせつておるところでございませうけれども、なかなかその整理が進まない。私は、企画庁で行なわれておりますところの土地調査が進みますと、大体それが基本で土地関係の整理はほとんど済むといふ形にならうと思ひますけれども、その関係も、私どもががに手であつてもなかなか進まないのと同じように、進捗度が思うにまかせないといふような実情でございますが、確かに先生おっしゃるような形の問題は、林野庁にもときどき参入するといふような状況でございまして、課税の所掌庁とも連絡をとつて、できるだけそういう紛争が少なくなるように努力をいたしたいと思ひます。

でございませうが、いま申し上げたような助成措置をとることにいたしましたわけでありませう。そこで、目的でございませうが、望ましい緑化計画の策定及び展示モデルの造成、緑化に関するコンサルティング、緑化用樹木を含めた緑化に関する情報の収集、提供、緑化に関する調査研究、緑化技術者の養成、こういうような目的を持つておる次第でございませう。概略申し上げた次第でございませう。

○稲富委員 この点は、部長、こういう問題があるのです。たとえば、土地台帳にある、そして税金は納めているのです。それで、今度は売るほうは、ちゃんと地図を持っていきまして、ここに私の土地があります、税金は納めてありますと言ふから、買ひ手のほうは買つてしまふ。ところ

が、事実その土地はなかったという、こういうのがあつた。これは御存じだと思います。こういうような例がそのまゝ何十年とさらされていく。ここに山ブローカーが暗躍して被害者がふえているといふ問題があるのだから、すでにないものに税金を納めているといふ、こういう事実ぐらゐは何とかならぬものでございませうか。税金を納めているといふことが人をだます材料になるのです。知らない人は、税金まで納めているのだからいいやうなふだらうと思つて買つてしまふ。こういうものぐらゐは、——事実はないならば、税金の問題とかそのぐらゐは何とか解決しないものでございませうか、土地台帳を交えられないといふならば、どうでございませうか。

○稲富委員 いささか実績があつておるならけつこうだと思ひますが、ますます実績をあげていただきたいと思ひます。

○稲富委員 承るところによりまして、これに対して政府が十億の金を出しになる、民間から十億金が出る、こういうことも承つて、すでに政府としては二億円本年度支出なさつておるといふことを承つておりますが、私がなぜこの問題に対して非常に疑義を持つたかといふと、これが悪いといふのじやございませう。ただいま農林大臣が言われたように、今日緑化が必要である、こういうセンタールをおつくりになるといふことはけつこうだと思ひますが、この創立発起人といふものを見ますと、ほとんど経済同友会が中心となつて財界の人が多いのです。ここに私は非常に問題点を感じるわけなんです。しかもこの代表的なものは三井物産株式会社の代表者がなつてゐるし、実際の事務をとつてゐるのは経済同友会の専務理事がやつてゐるというように、経済同友会を中心とする財界がこれに非常に顔を出してきてゐる。そしてもちろん農協であるとかそういう人たちは入つておられますけれども、実際こういう人たちは農業団体には携わつてゐるけれども、樹木の生産なんか、植木の生産なんかされてゐる人ではないのです。最近、すなわち、私たちのほうは植木の生産地でございますが、緑化運動が起つてまいりまして、商社が非常に生産地に來まして大量買い上げをするのです。最近非常に商社が植木の大量買い上げをやつていくのです。買い占めをするのです。生産地は大恐慌を來たしてゐるのです。こういう財界の人が中心に緑化センタールといふものができれば、あるいは生産地に対してのそういう材料の大量買い上げ等やら

○稲富委員 この問題はひとつ急に何とか処置をとるように、林野庁として努力をしていただきたいと思ひます。

次にお尋ねいたしたいと思ひますことは、一昨年でございませうが、国有林野の活用法というものが制定されて、そのときに、里山を売つたもので奥地民有林を買い上げるといふこともでき

るという法律ができたのでございませうが、その後の活用法の実施の状態はどういう状態であるか、この機会に承りたいと思ひますのでございませう。

これは緑化に対する国民的な要請が非常に高まつておりました。また、緑化については、その目的、規模、地域等、広範かつ多様な形で増加する傾向にある。そういう傾向から、こういうセンタールが必要ではないかといふので、民間中心のもの

れるのじゃないかという、非常な心配も生じているという様な状態なんです。特にこういう緑化運動のための買い出しが来ますと、そういう現象が起こっているのです。

これはおそろく、林野庁としても警戒してもらわなければいけないことは、われわれは緑化運動というのは、山林の樹木というものが多くはけつこうなんです。それをつくらなければいけないと思うのです。ところが、緑化運動が出ますと、山林の樹木を持ってきてここに植栽するのです。それを売るので、緑化するならば、緑化用木そのものを生産して植えつけなければいけないけれども、従来、山にあるものを持ってきて、それを緑化植木として売るといふような、こういうことをされれば、こっちは緑化運動になるかもしれないけれども、別なほうは緑化がこわされるということになるのです。こういうことになれば、緑化センターでもつくるということならば、よほど専門的な指導をしてもらわなければいけぬのじゃないか。

しかもいま申しましたように、代表発起人というの、これはいま取り寄せられてごらんになっていると思いますが、ほとんど財界、しかも経済同友会が中心になってしまっている。これではいかどうかという事です。これに私は大きな疑惑を持っておりなす。将来どういふような指導をやっているかと考えていらつしやるのか。そういう経済同友会を中心の緑化運動をやっていると考えていらつしやるのであるか。それに政府は十億の金を出すのであるが、はなはだ失礼なことを言うと、経済同友会を盛り立ててやるために政府は十億の金を出すのじゃないか、こういうことさえもわれわれはひがまざるを得ないわけなんです。この点どういふふうにお考えになつていかうかというのを承りたい。

○福田政府委員 御指摘の点はごもっともでございます。そもその緑化センターというものができました始まりは山から木をとってきてそれを売、こうおっしゃいましたけれども、実はそれ

は真実なのでございます。というのは、山を伐採しまして、そのあとに造林をいたします場合、あるいはまた採伐、いろいろございまして、切った木の中で、あとに造林をいたします。切った木の中で山から持ち出しますのは、大体パルプ材とかあるいは建築材に向くものでありまして、あとは除伐その他として捨てるわけでございますが、その捨てる木の中に案外そういう緑化木として適当なものがあるのじゃないか。どうせ切つて捨てるならば、それを生かそうじゃないかという話が起こったのが、実はそもその始まりなわけでございます。これは一つの山取り木の考え方でございます。おっしゃる通りに、そういうことを一氣にやりますと、これまた山の斜面の土壌をいじつて崩壊の原因にもなるということになりますので、これは慎重を要する問題でございます。

基本的には、やはり工場とか高速道路、学校あるいは住宅、いろいろな方面から大量に規格のそろつた緑化木の要請が出てまいっているわけでございます。この点が従来の庭木とは違つたところでございます。やはり山取り木とは間に合いませんので、場合によっては外国の種子とかあるいは国内のいろいろなそういう適地適地にみな種から養成するというのも各地で始められておるわけでございます。一方、供給者の側では、国有林ばかりではありません、民有林のほうでもそういうものを養成したいし、売りたい。それからまた需要者の側でもいろいろあるわけでございます。だから、そういう面で苗木を生産する側の、いま先生おっしゃいましたそういう大資本家でなくて、生産者のほんとうの声というのは、少なくとも四万人くらい、約一万ヘクタールくらい苗木畑を持っている苗木を生産しておる人があるわけでございます。そういう生産者の人たちの側と、それから需要者の側を結びつけることがどこにもないわけでございます。そういう情報の交換、生産の情報とそれから需要の情報と交換しまして、そこで一つの価格形成も告示するとか何とか、いろいろな方法を考えまして、値段の

問題でそういう買い占めがないようにしたい。そういう生産の情報と需要の情報を結びつけて適正に流通を整理していくことがセンターの目的でございます。

もう一つは、そういう新しい事業でございます。すので、技能者を養成するとか、あるいはいまちょっと高速道路の例を申し上げましたけれども、高速道路のまんなかに木を植えてあります。あれは車がカーブしてくるとヘッドライトが目くらむので、やはり遮蔽林が要る。そういうものに、向く木はどういふものがいいの、北と南で違ひますし、そういうモデル林をつくるというののも一つの目的でございます。

いま申し上げましたように、そういう需要と供給の情報の交換と、適切な価格の形成、それからそういうモデル林を養成して、一つの見本を示してやる、その技術者を養成する、あるいはその他のいろいろな調査でございますとか、そういうことをやるのがこのセンターの目的でございます。

そこで、一部には政府だけでやたらどうか、いや民間資本でやたらどうかという議論もありましたけれども、農林省といたしましては、半分は政府が出資し半分は民間から出資しようというところで成立したわけでございますが、世話役に出ていまして、おっしゃる通りに、確かに財界の経団連の方が入っております。これはやはりそれぞれの供給者なり需要者の側の代表として入っていると思うのでございまして、いま申し上げた四万人のそういう層もあるわけでございます。また、主として林業農業に関するそういう団体の代表というものはぜひ入れなければならぬと思ひます。資金の、いま申し上げました十億、十億、初年度は二億、二億でございますが、この資金の集め方につきましても、各層から全部協力していただくという方針で、ただいま相談してるところでございます。

○稲富委員 そうおっしゃるならば申し上げますがね、これには植木の生産者代表が入っておらぬ

ですね。農協というのは別に生産者じゃないですよ。植木というものはこれは農協の仕事とは別個なんです。それから、もちろん、公害に対する植木はどういふものが必要であるかということ、これは十分研究しなくちゃいけないと思うが、元来わが国におきまして一番行政よりも技術が進んでいるのが植木であつて、一番行政のおくれているのが植木対策なんです。これはあなた方も十分考えていただかなくちゃいけないと思うのです。従来、植木というものは御隠居さんが庭づくりをやつておつた。だから、植木というものはあまり大きな問題として取り扱つてなかつたのです。非常にこれはぜいたくな仕事だとなつておつた。農林漁業金融公庫法をこらんになつてもそれでございまして、植木は農林漁業金融公庫の貸し付け対象にはあがってないのです。苗木はあるのですけれども、植木はないのです。植木というのは農林漁業金融公庫の貸し付け対象になつておりません。昨年からこれを拡大解釈して何とかしようというのを農林漁業金融公庫がやっておりますけれども、そういう状態でございます。あるいは建設業法の中におきましては植木の造林業というのは建設業界の中にもないのです。これも二、三年前、ようやく建設業法改正になつて入つた。

これはなぜかという、建設省の所管であるか農林省の所管であるか——農林省の所管はどこにあるかという、これは農林大臣に聞いてもらいたいのですが、花木に入つてゐる。それだから、植木といひましても、いかに花木みたいな扱おうとする。それだから、どうしても植木というものは大きなものとして取り扱えないのです。これは園芸花木ですか、何かそういう問題で扱つてゐる。これがためにこういうことがある。

かつて私は議長と一緒にイランへ行きました。イランに行きまして、イランの総理大臣に会いまして、イランの総理大臣が山口議長に文句を言うのです。何かという、こちらのほうで庭園をつくりたい、植木をつくりたいので、日本政府

に何べん要請しても、日本政府は応じてくれないのだ、われわれの国をあげての要請をなぜ日本政府は聞かないかと言って、イランの総理大臣が文句を言った。イランの大使が横におりまして、実は困っております、私も外務省にこういう技術者をよこしてもらいたいと言うけれども、どうして外務省は応じてくれないのだと言って、悔やんでおりました。帰って外務省に聞きましたところが、一体所管は農林省でございますか建設省でございますか、どっちかわかりません、こう言っている。こういうように、行政が分かれておるがために、非常に残り残されておる。

ところが、植木というものは、今日、時代の要請におきまして、道路の緑化であり工場の緑化であり、あるいは団地の緑化というように、非常に緑化事業というものは進んでおります。ところが、進んでいないのがお役所だけなんです。それから、たとえこういう大規模なものをつくっても、ほんとうの植木の生産者の代表がここに入っていない。ほんとうの植木というものを中心として緑化運動をやらなければいけないというならば、植木の代表も入れておかないといけない。ただ、農業団体というのは、農協が入っておりますか、あるいは全農が入っておりますか共済連が入っておりますかというが、これは実際には植木には関係ない農業団体なんです。

こういうような事実もある。植木業というのは非常に盛んになっているのです。それは御承知のように、日本でも植木の生産というのは、埼玉県の安行であるし、愛知県県の稲沢、あるいは兵庫県の宝塚、さらに福岡県の田主丸というのが四大生産地。ところが、これは、ほかのところはだんだん住宅に侵食されております。こういうような状態があるのでございまして、やはりこの植木業の需要というものは非常に多いのです。しかもこういう緑化運動のために、植木の生産が非常に多くなっている。

そういう中に、植木業者は、それで植木の重大性を考えて植木の生産に非常に当たっておるの

に、今度は大商社が何万と一緒に買い占めに来るのですよ。それで植木業者は、それがために非常に不安を感じているのです。大きな業者に大量買い占めをやられるならば、われわれ小さい生産業者はどうなるんだ、こういう不安になっておる中に、この緑化運動というものが農林省の指導でできて、しかもこれを見ると、ほとんど財界の人がやって、この緑化運動を推進するとなつてくると、何かそこに一つの思惑があるのじやなからうかといつて、生産者が非常に不安かという問題が起こってくるわけなんです。それから、こういうような将来の指導に対してはほど慎重に考えてもらいたい。

あなたのほうは、緑化運動をやるために民間から金を出すならば、財界から金を出したほうが簡単にいくのだから、公害を発生したのは財界の連中だから、経済同友会に金を出させればいいじゃないかといふことで、経済同友会方面を引っぱり込んで、そうして金を出させる。こういう連中が金を出すからといって、政府も金を出そうということになったんだらうと私は思う。聞くところによると、政府が十億、民間が十億でこれをつくるとおっしゃるのですから、ところが、そういうところ非常にこの生産者の不安がある。

あなた方はほんとうにこれはまじめに緑化運動をやっていくんだ、金を出させるために、財界の人あるいは公害を与えたようなこういう業界も協力しなくちゃいけない、それがために金を出させるんだというならば、金は出さしても、実際の指導というものは、生産者の困らないような指導体制を立てた緑化センターをつくらなくちゃいけない、こう私は考えます。私、これに反対するわけではございません。今後のこの運営にあたつては、十分そのことを考えて運営に当たらなければ、せっかく農林省が率先して指導してつくれた緑化センターというものが変なものになつてくるという、またこれは災いを来たすうになりはせぬかと思うから、私はこの機会にこの性格なり、どういふつもりで将来運営されるかというこ

とを伺ったのは、それがためでございます。この点に対する心がまえを十分承つておきたい、こう思うわけでございます。大臣からひとつ。

○櫻内閣務大臣 この緑化センターは、御承知であらうと思いますが、事業開始は大体八月ごろを目標にいたしておるわけでございます。ちょうどきょうここでいろいろ御高見を承りまして、たいへん参考になりました。私もおっしゃつておることとはよくわかりますので、今後の指導に役立てていきたいと思ひます。

なお、私のほうから申し上げるのもおかしいのでございますが、日本植木協会がこのほど社団法人として農林省の許可を受けられておる実情にございします。また、緑化センター設立にあたりましては、この日本植木協会とも話を進めておるというところでございますが、ただいま御意見で、この協会のお考えが十分反映するように、また私どもの指導の上にあたいの御意見をよく参考にしたい、このように考えます。

○稲富委員 いま植木協会の意見を参考にするとおっしゃつた。これはまた、植木協会そのものを検討してもいい。この間できた植木協会というのは、ほんとうの植木業者の代表じゃないのですよ。大阪でできているのでしよう。何人か、ちょっとつくられてゐる。これはほんとうの代表は入っておらぬですよ。そういうものをばつとつくと、そのできたものが唯一の生産者の団体であるからと、その意見を聞いてやつておつたら、これこそまたとんだことになるんですよ。それで、植木協会というものの性格をもつと検討しなさらぬと、ほんとうに生産者の団体が全国でないとするならば、これは農林省ももつと指導して、ほんとうのその生産者の団体というものを、指導してつくるようになさるなといかぬ。この間大阪で植木協会を、ちょっとあなたのほうで指導してつくれたという話を聞いたのでございしますが、あの植木協会というものは、私からこ

言うと、またはなはだ失礼でございますけれども、十分内容を検討していただかなければ、そういうものの意見を聞いてやつておられると、また結果がどうなるかということ、ひとつ十分考えていただきたい。こういうことを私から念のため――何もせつかくあなた方がつくられた植木協会にけちをつけるわけはございませんけれども、内容をもつと検討しておつくりにならぬと、何人か集まつて植木協会ができたから、これが生産者の代表だから、この意見さえ聞けばいいんだというようになことを考えておられると、的はずれだといふことを、特に私はここに申し上げておきたいと思ひます。

この間おつくりになつた植木協会というものを再検討なさることを、この機会に特に私は申し上げたいと思ひますが、ひとつ長官、これに対する御見解を。

○櫻田政府委員 生産者の代表として非常に重要な問題でございますので、御趣旨の線に沿ひまして十分検討してまいりたいと思ひます。

○稲富委員 いろいろ聞きたいことはありますけれども、時間がありませんので、今日は私の質問をこれで終わることいたします。いずれまた機会を得まして、いろいろな問題をお尋ねしたいと思ひます。

○佐々木委員長 次回は明十九日、木曜日、午前十時委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十九分散会

昭和四十八年八月四日印刷

昭和四十八年八月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W